

広島市食育推進計画



平成20年(2008年)3月

広島市食育推進会議

目 次

第 1 総 論

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	基本方針	
(1)	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)	目 標・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	計画の推進	
(1)	食育推進の担い手における主体的な取組・・・・・・・・	6
(2)	食育推進の担い手の連携による取組・・・・・・・・	8

第 2 各 論

1	施策の方向と取組内容	
(1)	規則正しい食事のリズムによる食生活の推進	9
(2)	栄養バランスのとれた食生活の推進	12
(3)	安全・安心な食生活の推進	17
(4)	感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進	19
(5)	食事マナーなどに気をつけた食生活の推進	22
(6)	食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進	23
(7)	地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	25
(8)	我が国や世界の食料事情、環境問題に配慮した食生活の推進	27
(参考)	取組を評価するための指標と目標数値の一覧	28
2	食育推進プログラム	
(1)	食育推進プログラムの位置付け	29
(2)	食育推進プログラムの件数	29
(3)	重点プログラム	30
(別表 1)	食育推進プログラム	31
(別表 2)	重点プログラム	45

第 3 資 料

1 広島市食育推進会議

- (1) 広島市食育推進会議条例（平成 19 年広島市条例第 28 号） 54
- (2) 広島市食育推進会議 委員名簿 55
- (3) 広島市食育推進会議における計画の策定経過 56

2 計画に様々な意見を反映させるための取組の状況

- (1) 食育推進の担い手を対象とするヒアリング 57
- (2) 子ども食育会議 59
- (3) 食育をテーマとしたタウンミーティング 60
- (4) 中間とりまとめに対する市民意見募集 61

3 食に関わる現状等の基礎データ 62

4 用語集 101

本文中に * を付した用語について、五十音順で解説しています。

5 食育推進プログラムの内訳

- (1) 実施主体（誰が）別 食育推進プログラム件数 104
- (2) 実施場面（どこで）別 食育推進プログラム件数 104
- (3) 対象者（誰に）別 食育推進プログラム件数 105
- (4) 行政と民間別 食育推進プログラム件数 105
- (5) 計画の目標を実現するための「三つの視点」と「四つの方法」ごとの
食育推進プログラムの内訳 106

第1 総論

1 計画策定の趣旨

平成17年(2005年)7月に食育基本法が施行され、この法律に基づき内閣府に設置された食育推進会議が平成18年(2006年)3月に決定した食育推進基本計画に基づき、現在、国を挙げて食育が進められようとしています。

本市では、これまで、元気じゃけんひろしま21(健康づくり計画)、新児童育成計画、水産振興基本計画、食料・農業・農村ビジョンなどに基づく事業を進めるとともに、学校で実施している「^{*}早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動などを通じた、食の大切さ、食に対する感謝の念や食に関して適切な判断を行うための能力の育成、エコクッキングの普及による「もったいない」という意識の醸成など、様々な取組を進めてきました。

しかし、近年、食生活をめぐる環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、食の安全上の問題、食の海外への依存の問題や食文化の喪失など、様々な問題が顕在化してきています。

市民の食生活は、本来、個々人の価値観や考え方の下に、自由な判断と選択に委ねられるべきものですが、すべての市民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには、家庭や地域などにおいて、「食について改めて意識を高め、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、食に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付け、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する」ための食育を推進することが欠かせない課題となっています。

こうした状況の中で、自らの意思により健全な食生活を実践する市民を増やしていくためには、行政、教育・保育等関係者、医療・保健関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者などの多様な主体(以下「食育推進の担い手」という。)によるこれまでの取組を、より一層充実しながら着実に進めるとともに、これらの食育推進の担い手が連携を強化し、それぞれの取組を点から線へ、線から面へと拡大することにより、事業効果を高めていくことが求められます。

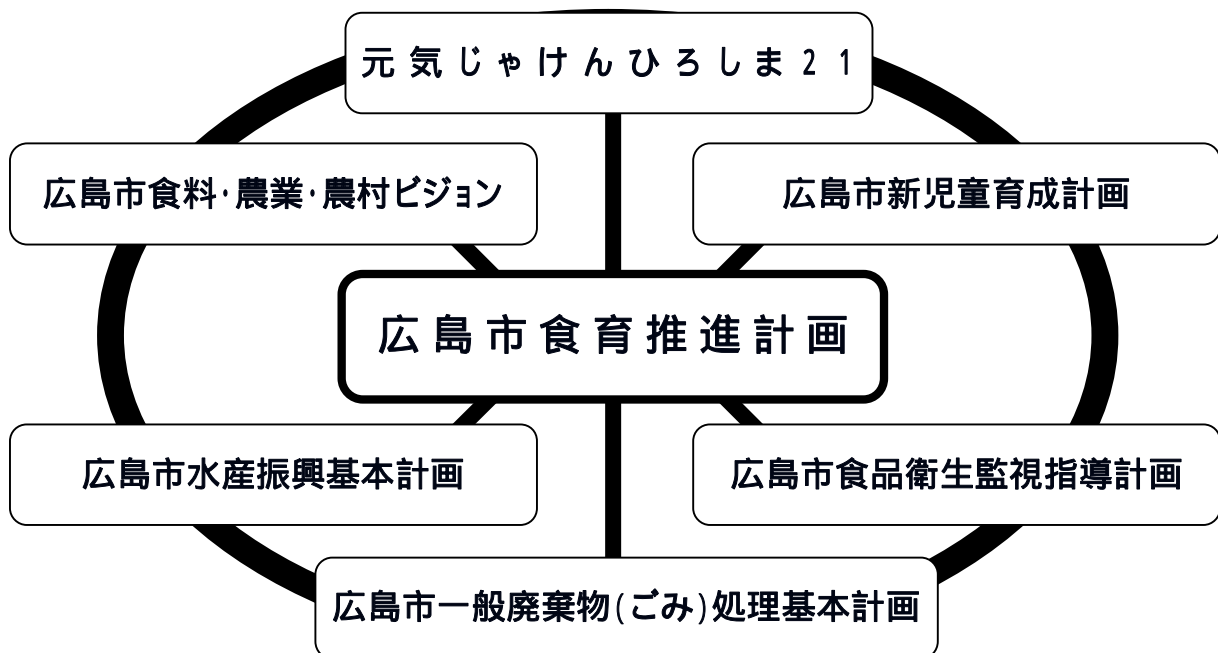
このため、食育基本法、国の食育推進基本計画などを基本とし、食育推進の担い手が、食育推進の目標や課題認識を共有化し、幅広い参加の下で、主体的な取組を進めるとともに、相互に連携を取りながら、広島市における食育を推進することを目的として、広島市食育推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

- 食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画として位置付けます。
- また、実施に当たっては、本市の既存の関連計画と整合をとりながら進めます。

- 本市の既存の関連計画とは、主に次の計画をいいます。
 - ・ 元気じゃけんひろしま 21（計画期間：平成 14 年度(2002 年度)～24 年度(2012 年度)）
 - ・ 広島市新児童育成計画（同：平成 17 年度(2005 年度)～21 年度(2009 年度)）
 - ・ 広島市水産振興基本計画（同：平成 11 年度(1999 年度)～22 年度(2010 年度)）
 - ・ 広島市食料・農業・農村ビジョン（同：平成 18 年度(2006 年度)～27 年度(2015 年度)）
 - ・ 広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
（同：平成 16 年度(2004 年度)～20 年度(2008 年度)。20 年度（2008 年度）改定予定）
 - ・ 広島市食品衛生監視指導計画（毎年度策定）

これらの計画については、以下「本市の関連計画」といいます。



3 計画期間

平成19年度(2007年度)から平成22年度(2010年度)までの
4年間とします。

- この計画の基本となる国の食育推進基本計画は、平成22年度(2010年度)までを計画期間としています。目標年度や施策展開において、国の食育推進基本計画との整合を図って取組を進めることで、より高い効果を得ることが期待できます。
- また、この計画は、本市の行政運営の基本となる第4次広島市基本計画の部門計画に当たります。この第4次広島市基本計画は、平成22年度(2010年度)までを計画期間としており、これとの整合を図る必要もあります。なお、この計画の期間中に第5次広島市基本計画が策定された後は、その内容に合わせ必要な見直しを行い、第5次広島市基本計画の部門計画として位置付けます。
- こうした理由により、この計画の終期を平成22年度(2010年度)までとします。

4 基本方針

(1) 基本理念

【基本理念】

食を通じて「健やかな体」と「豊かな心」を育みます。

- 食育基本法は、第2条から第8条において食育の推進の基本理念を定めています。このうち、第2条では、「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成」として、次のとおり定めています。

食育基本法（抜粋）

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行わなければならない。

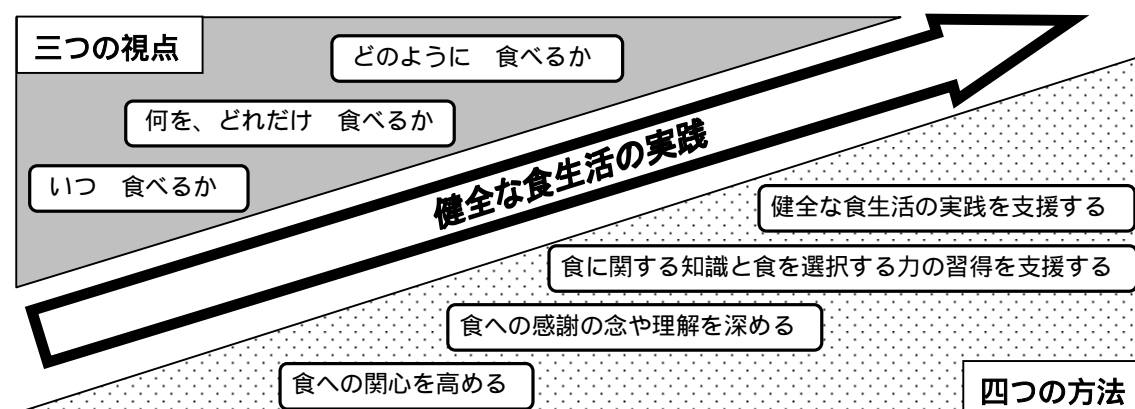
- 食は、生きていく上で欠かすことのできないものであり、生きる上での基本となるものです。規則正しい食生活により健やかな体を培い、生涯にわたって健康を保ち、生き生きと暮らしていくことが大切です。
- また、食は、我が国の豊かな緑と水に恵まれた自然の下で、食文化として高められてきました。人々は、豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の食を楽しむとともに、食を通じて、命の大切さや生産者など食に関わる人々への感謝の念や理解を深め、食を大切にするという気持ちを育んできました。
- こうしたことから、この計画においては、食を通じて、「健やかな体」と「豊かな心」を育むことを目指します。

(2) 目 標

【目 標】

健全な食生活を実践する市民を増やします。

- 基本理念の『食を通じて「健やかな体」と「豊かな心」を育む』ためには、健全な食生活を日々実践していく必要があります。
- このためには、次の「三つの視点」からの取組を進める必要があります。
 - 1 より良い生活習慣を形成し、食事のリズムを整えるための取組を進めます。
(「いつ食べるか」を大切にする食生活の実践)
 - 2 安全・安心で栄養バランスがとれた適量の食事をするための取組を進めます。
(「何を、どれだけ食べるか」を大切にする食生活の実践)
 - 3 感謝の念を持ち、楽しく食事をするための取組を進めます。
(「どのように食べるか」を大切にする食生活の実践)
- また、事業展開に当たっては、次の「四つの方法」による取組を進める必要があります。
 - 1 「食への関心」を高めるため、食育に関する普及啓発活動などの取組を進めます。
 - 2 「食への感謝の念や理解」を深めるため、様々な体験活動などの取組を進めます。
 - 3 「食に関する知識と食を選択する力の習得」を支援するため、情報の提供や学習機会の提供などの取組を進めます。
 - 4 「健全な食生活の実践」の継続を支援するための環境づくりを進めます。
- こうした市民の健全な食生活の実践を支援するための取組を、食育推進の担い手の幅広い参加の下で相互に連携を取りながら進めます。



5 計画の推進

(1) 食育推進の担い手における主体的な取組

我が国は、経済発展が進む中で、戦後の栄養不足の時代から、逆に栄養過多が問題となるほどの豊かな食生活の時代へと変遷し、今や飽食の時代とまで言われています。日常の食生活においては、食の欧米化、簡便化や外部化が進み、グルメや健康に関する様々な情報が提供されるなど、食をめぐる環境は大きく変化しています。

一方では、日常生活の多忙化が進む中で、従前のように食べることを中心とした生活を営むことが難しくなっており、生活時間の夜型化など生活習慣の乱れや生活の中でも食べることでより趣味などの方を大事にするといった価値観の多様化が進み、子どもの体力や運動能力の低下をはじめ社会全体を通じて運動不足なども強く指摘されています。

こうした状況の中、子どもの朝食の欠食に見られるように「早寝、早起きをして朝ごはんを食べる」ことや「家族がそろって食事をする」ことが少なくなり、また、生活習慣病の増加・若年化、不健康なダイエットをする人の増加、食料の海外依存が進行し食料自給率が低下する一方で、食品ロス率は世界的にも高いレベルにあるといった様々な問題が生じています。

このため、「もの」の豊かさや便利さに流されず、豊かさや便利さを上手に活かしながら、我が国において培われてきた日本の食文化に根ざした食生活を伝承し、食への感謝の念を持ち、望ましい生活習慣を確立するなど生活全般の中で食べることを大切にする健全な食生活を営むことにより、生涯にわたって健康な心身を保ち、生き生きと心豊かに暮らすことができるよう、家庭、学校、幼稚園・保育園（認定こども園を含む。以下同じ。）地域において、食育推進の担い手の幅広い参加の下に、次のとおり、広島市における食育を推進します。

（家庭における食育の推進）

食の中心は家庭であり、家庭は食育を進める重要な場としての役割を担っています。家庭において、食事の準備や家族そろって食事をする中で、食べることを楽しみ、会話を通じて家族の絆を深めながら、食品や栄養の知識、調理技術、食事の所作、マナーなどを習得し、我が国の食文化の理解や食への感謝の念を育むとともに、規則正しい生活習慣の中で健全な食生活が営まれるようにするための取組を進めます。

また、家庭における食育の推進に当たっては、男女共同参画の点から父親の育児参加も重要な要素となることから、企業などの協力を得ながら、父親の家庭における食育への参加を促す取組を進めます。

（学校における食育の推進）

子どもが我が国の食文化を継承し、食に関する知識や選択力を身に付けるとともに、食を大切にし、食を楽しむ心や社会性を育てていくため、給食の時間や各教科の時間などを活用した食に関する指導の充実、小・中学校への栄養教諭^{*}の配置などの食に関する指導体制の充実、農林漁業体験などの体験学習の充実、学校給食を「生きた教材」として一層活用できるように献立内容の充実、地場産物の活用などを推進するほか、食物アレルギーなどに対応するための取組を進めます。

また、家庭における食育の推進を支援するため、保護者を対象とする食育参観日、給食試食会の充実、給食だよりによる食に関する情報提供の充実を図るなど、家庭や地域と連携して健全な食生活の実践を支援します。

（幼稚園・保育園における食育の推進）

乳幼児期から適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を楽しむ心や社会性を育てていくため、昼食時間や栽培体験を活用して、食材との触れ合いや食事の準備・片付けへの関わりなど「子ども参加型」の取組を進め、発達段階に応じた豊かな食の体験や楽しく食べる体験などの食に関する指導の充実を進めます。

また、家庭における食育の推進を支援するため、保護者を対象とする食育の講習会や食事相談の実施、園だよりによる食に関する情報提供の充実を図るなど、家庭や地域と連携して健全な食生活の実践を支援します。

（保健所・保健センター・医療機関等による食育の推進）

健康づくりや生活習慣病の予防を推進するため、ライフステージに応じた栄養指導や食育の講習会の実施、乳幼児健康診査などの機会を通じた乳幼児の食生活に関する知識を習得するための取組の充実、食の安全性に関する知識を習得するためのリーフレットの配布や講習会の開催などの取組を進めます。

（食材の生産者による食育の推進）

食に関する関心及び理解を深めるとともに、食に対する感謝の念を育むため、産地交流会の実施や学校、幼稚園・保育園における栽培体験など農林漁業に関する体験機会の提供の充実などの取組を進めます。

（食品関連事業者による食育の推進）

食品の販売、食事の提供などの様々な立場から、消費者との接点を多く有していることを生かし、食品の安全性に関する正しい知識の普及、栄養バランス、量を考えて食品や料理を

選択できるようにするための取組や、食品の食べ残しや買い過ぎにならないように工夫した販売などの取組を進めます。

（栄養士団体などによる食育の推進）

健康づくりや生活習慣病の予防を推進するため、ライフステージに応じた栄養指導や食育の講習会の実施などの取組を進めます。

（地域活動関係者による食育の推進）

食育を広く市民に適切に浸透させていくためには、地域で市民生活に密接に関わりながら活動を行っている地域活動関係者やボランティアによる様々な活動が重要であり、料理教室を通じた食育の普及啓発などの取組を進めます。

（行政による食育の推進）

広島市における食育の中心的役割を担っていることを踏まえ、これまで取り組んできた食育に関わる事業を、より一層充実させるとともに、食生活のあり方が個人の自由な判断と選択に委ねられるべきものであることに留意しつつ、市民が日常生活の中で自主的、自発的に健全な食生活を実践することができるよう、市民運動として食育を推進するための取組を進めます。

(2) 食育推進の担い手の連携による取組

食は、栄養面、生活面、安全面、文化面、環境面、生産・消費面というように多面的に関わるものであることから、広島市食育推進会議を核として、食育推進の担い手の幅広い参加の下で相互に連携を取りながら、より一層効果的な食育の推進に努めます。

また、広島市食育推進会議において、計画の推進及び取組の評価を行うとともに、必要に応じて、計画の見直しを行います。

第2 各 論

1 施策の方向と取組内容

注記：本文中の（ ）書きは「食に関わる現状等の基礎データ」における表番号を表す。

(1) 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進

ア 現 状

- 核家族化や単独世帯の増加、夜型生活や24時間社会の進行など生活時間の多様化が進む中で、朝食の欠食に見られるように食事のリズムが不規則になるなど、生活リズムの乱れが生じています。
- 朝食の欠食は、全国的には増加傾向にありますが、広島市の調査（表1）では、15歳以上の人の朝食欠食（朝食を食べないことが多い）率は、平成12年度（2000年度）が17.3%、平成18年度（2006年度）が14.4%となっており、約2割減少しています。小・中学生の朝食の欠食（毎日朝食をとらない）率（表3）でも、例えば、小学生では、平成14年度（2002年度）が5.6%、平成18年度（2006年度）が4.3%となっており、約2割減少しています。しかし、年齢層別に細かくみていくと、男女共に15歳から19歳の年齢層と、女性の50歳代、60歳代、男性の70歳以降の年齢層は増加傾向にあります。
- 小・中学生が朝食を食べない理由は、平成17年度（2005年）の全国調査（表4）では、全体では「食欲がない」、「食べる時間がない」が多く、小学生では「食欲がない」が、中学生では「食べる時間がない」が多くなっています。
- 食事のリズムを整えるためには、適度の運動に加えて、間食や夜食を控え空腹を感じることが大切です。平成17年（2005年）の全国調査（表12、表13）によると、就寝時刻が遅くなる傾向の中で、夜食をとる小・中学生は増加しています。また、「お菓子などを食べ過ぎないように気をつけている」小・中学生の割合は、毎日朝食を食べている子どもの方が、朝食をほとんど食べない子どもより高くなっています。
- また、欠食率の高い男性の朝食の欠食が始まった時期は、全国調査（表7）によると、平成17年（2005年）の時点では20歳以降が約47%、中・高校生の頃からと高校を卒業した頃からがそれぞれ約24%、小学生の頃からが約6%となっています。

- こうした朝食の欠食は、生活習慣の乱れや、特に青年期の人にとっては、1人暮らしを始めたり、社会人としての生活が始まるなど、生活環境が変わる中で食事のリズムが乱れやすくなるといったことが要因と考えられます。

イ 目指す方向

望ましい生活習慣の確立や規則正しい食事のリズムの大切さへの理解を深めるとともに、朝食をとりやすくするための環境整備に向けた取組を進めます。

ウ 取組内容

- 食育推進の担い手が連携して、朝食を食べることを働きかけるキャンペーンを展開するなど、朝食をとることの大切さに対する関心を高めるための取組を進めます。
- 保健センターなどにおいて、乳幼児健康診査などの機会を通じた規則正しい食生活の大切さについての理解を深めるための取組を進めます。
- 幼稚園・保育園、小・中学校において、家庭と連携して、「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動の一層の定着を図るなど、規則正しい生活習慣を形成し、食事のリズムを整えるための取組を進めます。
- 高校・大学などにおいて、規則正しい食事のリズムの大切さについての理解を深めるための取組を進めます。
- 食品販売店などにおいて、簡単朝食レシピを配布するなど、様々な場面で朝食をとるための支援を進めます。
- 企業などにおいて、従業員に対する健康教育の一環として、規則正しい食事のリズムの大切さについての理解を深めるための取組が進められるよう努めます。

エ 取組を評価するための指標と目標数値

- 朝食を毎日食べることが習慣になっている市民の割合の増加

小学生 95.7% → 100%

中学生 93.0% → 100%

20歳代男性 66.4% → 85%以上

30歳代男性 72.0% → 85%以上

若い世代を中心に朝食を毎日食べる割合が低くなっています。このため、朝食を毎日食べることが習慣になっている市民の割合の増加を目標とします。

具体的には、生活習慣の定着時期にある子ども（小・中学生）が朝食を基本的に毎日食べる割合について、平成 18 年度（2006 年度）に小学生で 95.7%、中学生で 93.0%となっている割合を、国の食育推進基本計画や本市の既存計画である広島市新児童育成計画に基づく取組と連携を取りながら、平成 22 年度（2010 年度）までに 100%とすることを目指します。

また、成人の中でも、朝食を毎日食べる割合が低くなっている 20 歳代及び 30 歳代の男性の朝食を毎日食べることが習慣になっている割合について、本市の既存計画の「元氣じゃけんひろしま 21」では、平成 18 年度（2006 年度）にそれぞれ、66.4%、72.0%となっている割合を、平成 23 年度（2011 年度）までにいずれも 85%以上とすることを目指していますが、国の食育推進基本計画などに基づく取組と連携を図りながら、可能な限り平成 22 年度（2010 年度）までにいずれも 85%以上とすることを目指します。

なお、朝食を毎日食べる 20 歳代の女性の割合は、女性の中でも他の年齢層と比較し相対的に低くなっています。この年代は、これから出産や子育てを行う世代であり、自分の健康のみならず、子どもの健康や規則正しい食生活にも影響を与えることから、今後、女性の欠食状況や理由等の詳細な現状把握を行った上で、一定の目標数値を定めることを検討します。

(2) 栄養バランスのとれた食生活の推進

ア 現状

- 我が国の食生活は、経済成長による生活水準の向上などを背景として、大きく変化してきています。昭和50年代中頃には、「日本型食生活」といわれる栄養バランスのとれた食事をとっていた時期もありましたが、主食の米の消費減少と副食としての畜産物、油脂類の消費増加が続き、いわゆる食の欧米化により、栄養の偏りなどが顕著になっています。
- 広島市における食費に占める調理食品などの中食[＊]や外食の費用の割合を、昭和59年（1984年）から平成16年（2004年）までの20年間で比較すると、中食の割合では約1.7倍に、外食の割合では約1.3倍に伸びており（表62）中食や外食も含めて栄養バランスのとれた食事をとることが大切になっています。
- 食べ過ぎや運動不足などにより、男性の肥満者[＊]（BMI 25以上）の割合は増加しています（表27）。メタボリックシンドローム[＊]（内臓脂肪症候群）が強く疑われる人の割合は、平成17年（2005年）の全国調査（表30）では、男性では30歳代から高くなっていますが、広島市における30歳代の男性のメタボリックシンドロームの意味を知っている人の割合は、平成18年（2006年）の調査（表31）では約33%にとどまっています。
- 小・中学生の肥満傾向者（性別・年齢・身長別の平均体重に対して120%以上の者）の出現率は、全国調査（表29）では増加傾向にあり、昭和55年（1980年）から平成17年（2005年）までの25年間で、最も増加率が低い10・12歳で1.4倍に、最も増加率が高い6歳で1.7倍になっています。
- こうした肥満などは、運動不足に加えて、食生活の欧米化、加工食品や調理済み食品の普及などの食の簡便化・外部化が進む中で、動物性脂肪の過剰摂取、野菜類の摂取不足による食物繊維の不足などが要因と考えられます。特に、外食の機会が多い人は、献立が単調になりがちで、栄養バランスのとれた食事がとりにくくなっていることも要因と考えられます。
- また、近年では、低栄養状態にある高齢者の問題が指摘されていますが、これは、かむこと、飲み込むことなど食べる機能の低下や身体活動量の低下、病気や心配ごと、睡眠不足など様々な原因により食欲が低下したり、買い物や食事づくりが困難になること

などにより、日々の食事の摂取量が減少することが要因と考えられます。

- 骨の形成に重要な時期である小学生高学年から中学生になる頃に、女性ホルモンの影響で体がふっくらしてくることを太ったと勘違いし、無理なダイエットや間違ったダイエットを行ってしまうといったことや、過度のそう身志向により低体重（やせ）の女性が増加しています。
- 平成16年（2004年）の全国調査（表36）では、中・高校生の女子で「かなりやせたい」又は「少しだけやせたい」と考えている者は、中学生で78%、高校生で約89%となっています。
- 広島市における平成18年（2006年）の調査（表32）では、低体重（BMI 18.5未満）の15歳以上の女性の割合は13%となっています。年齢層別に細かくみていくと、15歳から39歳までの年齢層で平均を超えた割合となっています。
- 平成18年（2006年）の広島市の調査（表34）では、15歳以上の女性はすべての年齢層で標準体重を下回った体重を適正と考えています。自分が適正と考える体重と標準体重との差が最も大きかった年齢層は30歳代で、その差はマイナス5.8キログラムとなっています。同様に差が最も小さかった年齢層は70歳以上の年齢層で、マイナス1.5キログラムとなっています。
- 低体重の女性の割合は、平成17年（2005年）の全国調査（表33）では、20歳代が約23%、30歳代が20%と割合が高く、昭和60年（1985年）の全国調査と比較すると、この間の20年間で、20歳代は1.3倍、30歳代は2.6倍となっています。
- こうした女性の過度のそう身志向は、やせていることを美化する風潮や、適正体重に対する理解が不十分なことが要因と考えられます。

イ 目指す方向

日本型食生活の実践など栄養バランスのとれた食事内容に関する情報提供や、外食も含めて栄養バランスのとれた食事をとることができるようにするための環境整備に向けた取組を進めます。

また、栄養バランスにあわせて、味覚の形成期にある子どもが我が国の伝統的な味覚である「うま味」を感じる機会を増やすための取組を進めます。

さらに、歯と口腔の健康を維持することや、食べ物をよくかむ習慣が心身の成長と健康にとって重要であることの理解を深めるとともに、一口当たり最低でも30回程度かんで食べる習慣をつけるための取組を進めます。

肥満の低年齢化や過度のそう身志向については、小・中学生や高校生を中心に、健康美に対する意識も含めて、適正体重に関する理解を深めるための取組を進めます。

ウ 取組内容

- 食育推進の担い手において、食育に関するリーフレットの作成・配布をするなど、栄養バランスに関する知識を習得するための取組を進めます。
- 保健センターなどにおいて、妊婦教室や乳幼児健康診査などの機会を通じて、妊娠期・授乳期や、乳幼児の発達段階に応じた栄養管理に関する知識や技術の習得のための取組を進めます。
- 幼稚園・保育園、小・中学校において、給食の時間などを活用した食に関する指導の充実などの取組を進めます。とりわけ、小・中学校においては、学校給食が持つ食育推進上の教育的意義をさらに明確にすることを目的に学校給食法の改正（「学校保健法等の一部を改正する法律案」平成20年(2008年)2月29日閣議決定）が予定されています。その趣旨を踏まえ、学校給食の体験などを通じて、児童生徒が、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営む上で必要となる判断力を培い、望ましい食習慣を身につけるとともに、我が国や地域の食文化についての理解を深められるよう、学校給食献立の充実などの取組を進めます。

また、保育園や学校の給食においては、家庭の料理で使われることが少なくなった伝統的な食材を積極的に取り入れ食体験機会を増やすための取組や、かみごたえのある食材をより一層使用するなど、よくかんで食べる習慣をつけるための取組を進めます。

さらに、小・中学校への栄養教諭の配置促進など、学校における食に関する指導体制を充実するための取組を進めるとともに、保護者を対象とする食育の講習会、食育参観日や給食試食会の充実を図るなど、家庭や地域と連携した取組を進めます。

- 中学校、高等学校や大学などにおいて、適正体重の考え方や低体重が体に与える影響について理解を深めるための取組を進めます。
- 医師会や栄養士会、行政、大学などにおいて、食育の講習会を開催するなど、健康づくりや生活習慣病の予防を推進するための取組を進めます。
- 歯科医師会において、歯と口腔の健康を維持することやよくかんで食べることの大切

さに関する講習会を開催するなどの取組を進めます。

- 食品販売店、飲食店などにおいて、提供する食品や料理に「^{*}栄養成分表示又は食事バランスガイドのサービング(食事の提供量を表す単位)」を表示するなど、栄養バランス、量を考えて食品や料理を選択できるようにするための取組を進めます。
- 食生活の改善などのために、専門的知識を有する^{*}すこやか食生活推進リーダーなどの在宅の管理栄養士や栄養士、地域で市民の生活に密着した活動を行う^{*}食生活改善推進員などのボランティアの育成と組織化に努めるとともに、食育推進の担い手が、これらのボランティアやその組織と連携し、地域における食を通じた健康づくり活動の一層の取組を進めます。
- 行政において、栄養成分表示を実施する飲食店や社員食堂などを認証、公表するなど、栄養バランスのとれた食事がとれる環境整備のための取組を進めます。

エ 取組を評価するための指標と目標数値

- 自分の適正体重を維持することができる食事量を理解している人の割合の増加

20歳以上男性 43.9% → 80%以上

20歳以上女性 55.1% → 80%以上

健全な食生活を実践するためには、市民一人ひとりが自分にとって必要な食事の量を把握し、その人に適した食事をとることが必要です。

本市の既存計画の「元気じゃけんひろしま21」では、自分の適正体重を維持することができる食事量を理解している人の割合について、平成18年度(2006年度)に20歳以上の男性で43.9%、20歳以上の女性で55.1%となっている割合を、平成23年度(2011年度)までに80%以上とすることを目指していますが、国の食育推進基本計画などにおける取組と連携を図りながら、可能な限り平成22年度(2010年度)までに80%以上となることを目指します。

- メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の意味を知っている人の割合の増加

20歳以上 36.2% → 80%以上

生活習慣病の有病者やその予備群とされる人々は、内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなる傾向がみられます。このような状態は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)として位置付けられており、生活習慣病を予防するため

には、運動を習慣化するとともに健全な食生活によりその状態の改善を図ることが必要です。

このため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の意味を知っている人の割合について、平成 18 年度（2006 年度）に 20 歳以上で 36.2%となっている割合を、国の食育推進基本計画などにおける取組と連携を図りながら、平成 22 年度（2010 年度）までに 80%以上とすることを目指します。

○ 食生活改善推進員の数の増加

38人 → 220人

高齢化社会が進展する中で、食育推進の担い手のみならず、地域において食を通じた健康づくり活動を推進していく必要があります。また、食育を市民運動として推進し、健全な食生活を実践してもらうためには、食生活の改善などのために地域で市民の生活に密着した活動を行っている地域の人材が果たす役割が重要です。

本市の既存計画の「元気じゃけんひろしま 21」では、地域の健康づくり活動に協力する食生活改善推進員の人数について、平成 18 年度（2006 年度）の 38 人を平成 23 年度（2011 年度）までに 220 人とすることを目指していますが、食育基本法の趣旨などを踏まえ、可能な限り平成 22 年度（2010 年度）までに 220 人とすることを目指します。

(3) 安全・安心な食生活の推進

ア 現状

- BSE、輸入食品の残留農薬問題や、食中毒の発生、表示偽装の発覚など食品への信頼を損なう事件の発生は、食品の安全性への信頼を損ねるとともに、健康被害への不安を大きくしています。このような状況を背景に、以前より増して消費者の食品の安全への関心が高まっています。
- 広島市における食品の安全が気になる人の割合は、平成12年（2000年）と平成18年（2006年）との調査を比較すると、20歳から30歳代の、いわゆる子育ての世代で増加しています（表37）。
- また、平成15年（2003年）の全国調査（表39）では、食品に対して不安を感じる理由として、「規格基準や表示等の規制が守られていないと感じるため」又は「規格基準や表示等の規制が不十分と感じるため」といった食品安全の制度に対する不安の割合が6割を超えています。また、「食品の安全性に関する情報が不足していると感じるため」、「科学的な検証や根拠に疑問を感じるため」、「漠然とした不安をぬぐいきれないため」といった理由が約3割となっています。
- こうした食品の安全に対する不安は、食品の安全に関する取組についての情報提供やその説明が不十分であったりすることが要因と考えられます。

イ 目指す方向

消費者が食品の表示、保存方法、食中毒防止方法など、食品の安全性に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食品を選択できるよう、食品の安全に関する情報提供を積極的に行うなどの取組を進めます。

ウ 取組内容

- 食育推進の担い手において、安全な食品の提供を行うことを第一とするとともに、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）などに基づく食品表示に関する情報提供機会を増やし、食品を適切に選択できるようにするための取組を進めます。

- 保健所などにおいて、食中毒予防上必要な食品の取扱い方や食品を選択する上での情報の提供を積極的に行い、食品の安全性に関する知識を習得するための取組を進めます。
- 行政において、市民、食品関連事業者、学識経験者などが相互に情報を交換し、相互理解を深めるための取組を進めます。

(4) 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進

ア 現状

- 都市生活者と農林水産物などの生産現場との物理的、精神的の両面で距離が離れ、日々の生活の中で、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動を理解する機会が減少しており、食への感謝の念が希薄になってきています。
- 世界に8億人を超える栄養不足者がいると言われている中、我が国では、買い過ぎや作り過ぎなどによる賞味期限切れ、食べ忘れ、調理の際の過剰除去などによって食品を廃棄しており、資源の浪費やごみの発生を招いています。
- 食品のロス率は、全国調査（表40）では、平成15年度（2003年度）以降減少傾向にありますが、その中でも食材を調理するときに食べられる部分まで除去してしまう^{*}「過剰除去」によるロス率が占める割合が高くなっています。平成18年度（2006年度）の全国調査でも、この「過剰除去」が占める割合は、全体のロス率の約半分を占めています。
- 広島市における生ごみの排出量は、可燃^{*}ごみ組成分析調査結果に基づく推計によると、平成14年度（2002年度）以降、家庭から出る生ごみは、ほぼ横ばいの状況で推移しており、飲食店などから出る生ごみについては微減となっています（表43）。
- こうしたことは、欲しいときに欲しいだけ食品が手に入る環境の中で食べ物を大切にしなくなったこと、対人販売の衰退などによる食品を必要量だけ購入できない販売形態や食品を買いだめする購買行動が普及したこと、さらには食材の活用に関する知識や技術が不足していることなどが要因と考えられます。

イ 目指す方向

自然の恩恵、生産者などの苦労や努力、世界における栄養不足者の現状などに対する理解を深めるとともに、食品の販売方法の工夫、エコクッキングの普及などにより、感謝の念や^{*}「もったいない精神」を育むための取組を進めます。

ウ 取組内容

- 幼稚園・保育園、小・中学校において、栽培体験などの活動機会を増やし、生産者などの苦労や努力への感謝の念や理解を深めるための取組を進めます。

また、幼稚園・保育園、小・中学校において実施する取組の目的などを保護者に周知するなど、家庭との連携により効果を高めるとともに、保護者などの理解も深めるための取組を進めます。

- 食品販売店などにおいて、「量り売り」や「ばら売り」など、食品の食べ残しや買い過ぎにならないように工夫した販売などの取組を進めます。
- 行政などにおいて、食材の過剰除去による廃棄などを減らし、できる限り食材を廃棄しない「エコクッキング」を広めるための取組を進めます。

エ 取組を評価するための指標と目標数値

- 学校給食における地場産物の使用割合の増加

14.0% → 30%以上

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業などに関する理解を深め、自然の恩恵や生産者などの苦労や努力への感謝の念を育む上で重要であるとともに、地産地消を推進する上でも効果的です。

このため、学校給食において地場産物を使用する割合（食材数ベース）について、平成18年度（2006年度）で14.0%になっている割合を、平成22年度（2010年度）までに30%以上とすることを目指します。

- 農林水産業の体験交流人口の増加

64万人 → 80万人

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要です。体験活動を通して生産者と消費者との交流を促進し信頼関係を構築するとともに、自然の恩恵、生産者などの苦労や努力への理解を深め、食を大切にする気持ちを育むことができます。

このため、農林水産業の体験交流人口について、平成18年度（2006年度）の64万人を、平成22年度（2010年度）までに80万人に増加させることを目指します。

- ^{*} 市民農園・^{*} 市民菜園の開園区画数の増加

5,891区画 → 10,000区画

自分で作った農産物を自分で食べることにより、自然の恩恵、生産者などの苦勞や努力への理解を深め、食を大切にする気持ちを育むことができます。

このため、市民農園・市民菜園の開園区画数について、平成18年度（2006年度）の5,891区画を、平成22年度（2010年度）までに10,000区画に増加させることを目指します。

- 調理時の食材の過剰除去等による食品の廃棄量（生ごみの排出量）の削減

平成14年度 12.7万トン → 平成20年度 11.4万トン
（平成20年度に改定予定）

食生活においても「もったいない精神」を養い、食品の安易な廃棄を減らすことが必要となっています。

このため、料理時の食材の過剰除去等による食品の廃棄量（生ごみの排出量）について、平成14年度（2002年度）の12.7万トンを、平成20年度（2008年度）まで11.4万トンに削減させることを目指します。

生ごみの排出量は、組成分析調査に基づく推定量です。

(5) 食事マナーなどに気をつけた食生活の推進

ア 現状

- 食事マナーなどに気を配りながら食事をとることは、食を大切にする気持ちや他人を思いやる気持ちなどの規範意識や社会性を育む上で大切な要素ですが、例えば、平成 17 年(2005 年)及び平成 19 年(2007 年)に実施された全国調査(表 4 4、表 4 5)では、食事の時に挨拶をする人の割合は、成人で 6 割弱、小学生で 6 割強、中学生で 4 割強となっています。
- 平成 12 年度(2000 年度)の全国調査(表 4 7)では、テレビを見ながら食事をとる小・中学生の割合は、最も少ない小学生の男子で約 87%となっており、最も多い中学生の女子で約 90%となっています。また、食事中に席を離れる小・中学生の割合の平均は約 54%に、口に食べ物を入れたまま話す小・中学生の割合の平均は約 41%に、テーブルにひじをついて食べる小・中学生の割合の平均は約 39%になっています。
- また、平成 17 年度(2005 年度)の全国調査(表 4 6)では、正しく箸を持っている小・中学生は 6 割弱にとどまっているなど、箸使いも含めた問題が指摘されています。
- こうしたことは、保護者などの大人が家庭で実践しなくなったことや、核家族化などにより、家庭における食事マナーの指導が十分に行われなくなったことなどが要因と考えられます。

イ 目指す方向

乳幼児期や学童期において、家庭で食事マナーに気をつけた食事の実践を働きかけるとともに、幼稚園・保育園、学校における給食の時間において、食事マナーの習得に向けた取組を進めます。

ウ 取組内容

- 幼稚園・保育園、小・中学校において、給食の時間などにおける食事マナーの指導の充実を進めます。
- PTA などにおいて、保護者を対象とする食育の講習会を開催するなど、食事マナーの大切さについての理解を深めるための取組を進めます。

(6) 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進

ア 現状

- 家族と暮らしていながら一人で食事をする、いわゆる「孤食」や、家族が一緒に食卓で特に理由もなく別々の料理を食べる、いわゆる「個食」の問題が指摘されています。
- 小・中学生が一人で朝食を食べている割合は、全国調査（表４８）では、平成１７年（２００５年）は、小学生が約４０％、中学生が約４３％となっており、昭和６３年（１９８８年）との比較では、この間の１７年間で、小学生は約１．５倍、中学生は１．１倍となっています。
- また、１８歳未満の人がいる家庭において、毎日家族と一緒に夕食を食べている割合は、全国調査（表５１）では、平成１６年度（２００４年度）は約２６％となっており、昭和５１年（１９７６年）の約３７％と比較すると、この間の２８年間で約３割減少しています。
- 食事は、食べる喜びを感じるとともに、家族との会話を通じてコミュニケーションが図られるなど、精神面への影響も大きなものがあります。平成１７年度（２００５年度）の全国調査（表５３）では、小・中学生の夕食の共食状況と不定愁訴（明白な器質的疾患が見られないのに様々な自覚症状を訴える状態）との関係について、しばしば不定愁訴を訴える子どもの割合は、「家族そろって食べている」子どもの場合が約１２％であるのに対し、「一人で食べる」子どもの場合は約３０％となっています。
- こうした家族で食卓を囲む機会の減少は、保護者などの大人の帰宅時間が遅くなっていることや（表５８）子どもの塾通い（表５９）などにより家族の生活時間が合わなくなっていることが要因と考えられます。
- また、楽しく食べるためには歯と口腔の健康を維持することが必要となります。歯と口腔の健康は、単に食べ物をかむだけでなく、食事や会話を楽しむ上で大切であるため、歯と口腔の健康を目的とする「^{*ハチマルニイマル}８０２０運動」などの取組を一層推進していく必要があります。

イ 目指す方向

食べることを楽しみ、会話を通じて家族などとの絆を深めるため、家族などで食卓を囲

む機会や、食を通じた人との交流などの機会の大切さの啓発などの取組を進めるとともに、企業などの協力を得ながら、家族団らんの機会を増やすなどの環境整備に向けた取組を進めます。また、歯と口腔の健康のための取組を進め、楽しく食べることができる体づくりを進めます。

ウ 取組内容

- 家族がそろって食事をする日を設定するなどの取組を進めます。
- 幼稚園・保育園、小・中学校において、昼食の喫食時間の確保や食器の改善を検討するなど、昼食を通じて食の楽しさがより実感できるようにするとともに、幼稚園・保育園において調理体験などの取組を進めます。
- 学校において、PTAと連携して、子どもと保護者の料理教室を開催するなど、楽しく食事をする機会を増やすための取組を進めます。

エ 取組を評価するための指標と目標数値

- 1日に最低1食、きちんとした食事を、家族等2人以上で楽しく、30分以上かけてとる人の割合の増加

20歳以上 55.9% → 80%以上

食を楽しみ、会話を通じて家族などとの絆を深めるためには、家族などで食卓を囲む機会や、食を通じた人との交流などの機会を増やすことが重要です。

本市の既存計画の「元気じゃけんひろしま21」では、1日に最低1食、きちんとした食事を、家族等2人以上で楽しく、30分以上かけてとる人の割合について、平成18年度（2006年度）に20歳以上で55.9%となっている割合を、平成23年度（2011年度）までに80%以上とすることを目指していますが、国の食育推進基本計画などにおける取組と連携を図りながら、可能な限り平成22年度（2010年度）までに80%以上となることを目指します。

(7) 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進

ア 現状

- 円高や農産物輸入自由化により、国内農産物よりも安価な輸入農産物の消費が拡大され、伝統的な国内農産物にこだわらない食事が広まっていること、また、核家族化の進展や家庭における調理機会の減少などにより地場産の食材や、米、大豆、野菜、魚などの素材、しょうゆ、みそなどの調味料といった伝統食品を使った料理、我が国の行事食などの伝承が難しくなっています。
- 郷土料理や伝統食などを作ることができない人の割合は、平成19年(2007年)の全国調査(表56)では、中国地方は約44%となっており、全国平均の約34%を上回っています。
- 我が国の伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活を実践するには、地場産の食材や旬の食材を使った料理、食文化を伝承するとともに、地産地消により地域の農林水産業の維持・発展に資することができる食生活を実践することが大切になっています。
- 地域で生産されたものを地域で消費する活動である地産地消は、地場産の食材の販売や、学校給食における使用、生産者と消費者との交流活動などにより、身近な場所で作られた新鮮な農産物が食べられたり、子どもが農業や農産物に親近感を感じられる機会が与えられ、消費者の「食」や「農」についての理解が深まることが期待されており、一層の取組が求められています。

イ 目指す方向

地場産の食材や旬の食材、伝統食品を使った料理、行事食などへの関心を高めるため、幼稚園・保育園、学校において、農林水産物の生産に関する体験活動の機会の提供や地場産の食材、旬の食材、伝統食品を使った献立による給食の提供、地場産の食材を使用する料理レシピや調理体験の機会の提供などの取組を進めます。

ウ 取組内容

- 食育推進の担い手が、様々な場面において、調理体験の機会を提供するとともに、簡単に作れる料理レシピの情報提供を行うなどの取組を進めます。

- 保育園や学校の給食において、献立に行事食などを取り入れたり、伝統食品に触れあう機会を提供するなど、我が国の食文化を子どもが理解するための取組を進めます。
- 学校給食において「地場産物の日」を設けるなど、地場産物を活用するための取組を進めます。
- 小・中学校において、給食だよりに掲載している学校給食のレシピを充実するなど、家庭で子どもと保護者が一緒に調理をする機会を増やすための取組を進めます。
- 食育推進の担い手が連携して、例えば、それぞれの主体が実施する食育に関する料理教室を市民が利用しやすくするための情報の一元化や、日程やテーマの調整など、事業効果を高めるための取組を進めます。

エ 取組を評価するための指標と目標数値

- 「ひろしまそだち」を購入したことがある世帯の割合の増加

45.2% → 62%

身近な場所で作られた新鮮な農産物を食べることで農業や農産物に親近感を感じられる機会が与えられ、消費者の「食」や「農」についての理解を深めるとともに、地場産の食材を使った料理などの食文化を伝承することができます。

このため、広島市内で生産された農林水産物及びその加工品である「ひろしまそだち」を購入したことがある世帯の割合について、平成18年度（2006年度）の45.2%を、平成22年度（2010年度）までに62%に増加させることを目指します。

- 学校給食における地場産物の使用する割合の増加【再掲】

14.0% → 30%以上

(8) 我が国や世界の食料事情、環境問題に配慮した食生活の推進

ア 現状

- 我が国の食料自給率は、先進国の中でも最低の水準にあり（表 6 8）、多くの食料を海外から輸入しています。一方、世界的な人口の増加、水資源の枯渇や農地の砂漠化、穀物によるバイオ燃料生産の拡大など、世界の食料需給は刻々と変化しており、食料不足時の食料輸入の不確実性などを考慮し、国内資源を有効利用しつつ、持続可能な食料の国内生産を推進することの必要性が強く叫ばれています。こうした状況の中、我が国や世界の食料事情への関心を高めるとともに、食料の国内生産の維持・拡大に資することができる食品の購買行動をとることが求められています。
- また、食料の海外からの輸入や国内の流通に際して、輸送に伴うエネルギー消費により、地球環境へ負荷を与えていることなどについての理解を進め、食生活の面からも環境への負荷の軽減に配慮していくことも大切になっています。

イ 目指す方向

我が国や世界の食料事情、食をめぐる環境問題についての関心を高めるため、これらに関する情報を提供するための取組や、持続可能な食料の国内生産を推進することに配慮した食生活の必要性についての理解を深めるための取組を進めます。

ウ 取組内容

- 我が国や世界の食料事情や、食をめぐる環境問題について理解を深めるための取組を進めます。
- 輸送に伴うエネルギー消費を削減し環境に対する負荷を軽減するため、地場産の食材の購買行動を促すなど地産地消を推進するための取組を進めます。
- 地域の農林水産業の振興に寄与するため、地場産の食材の購買といった具体的行動をとることの大切さについて理解を深めるための取組を進めます。

エ 取組を評価するための指標と目標数値

- 市民農園・市民菜園の開園区画数の増加【再掲】
5,891区画 → 10,000区画
- 「ひろしまそだち」を購入したことがある世帯の割合の増加【再掲】
45.2% → 62%

(参考) 取組を評価するための指標と目標数値の一覧

指 標		目標数値 (達成目標年度 平成 22 年度 (2010 年度))	本市の現状 (平成 18 年度 (2006 年度))
1 朝食を毎日食べることが習慣になっている市民の割合の増加	小学生	100%	95.7%
	中学生		93.0%
	20歳代男性	85%以上	66.4%
	30歳代男性		72.0%
2 自分の適正体重を維持することができる食事量を理解している人(20歳以上)の割合の増加		80%以上	男 43.9% 女 55.1%
3 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の意味を知っている人(20歳以上)の割合の増加		80%以上	36.2%
4 食生活改善推進員の数の増加		220人	38人
5 学校給食における地場産物の使用割合の増加		30%以上	14.0%
6 農林水産業の体験交流人口の増加		80万人	64万人
7 市民農園・市民菜園の開園区画数の増加		10,000区画	5,891区画
8 調理時の食材の過剰除去等による食品の廃棄量(生ごみの排出量)の削減	H14年度の12.7万トンに対して、H20年度に1.3万トンの減 (H20年度に改定予定)		11.3万トン
9 1日最低1食、きちんとした食事を、家族等2人以上で楽しく、30分以上かけてとる人(20歳以上)の割合の増加		80%以上	55.9%
10 「ひろしまそだち」を購入したことがある世帯の割合の増加		62%	45.2%

(注) 生ごみ排出量は、組成分析調査に基づく推定量です。

2 食育推進プログラム

(1) 食育推進プログラムの位置付け

- 家庭や地域における食育推進に向け、食育推進の担い手が、それぞれの立場から、又は連携して推進する事業を施策の方向ごとに取りまとめたものです。
- 内容は、「誰が（実施主体）どんな方法で（事業）どこで（実施場面）誰に（対象者）アプローチするのか」を明示し、食育推進の担い手の参加と協力を得て、実行に移していきます。
- プログラムには、今後、食育の充実に向けた具体的取組を進めるため、食育推進の担い手が実施に向けて検討を進める内容も含んでいます。
- また、それぞれの事業効果を高めるため、食育推進の担い手が、このプログラムを活用し、相互の連携を図りながら事業を展開していきます。
- なお、今後、計画の効果を高めていくため、新たなプログラムを追加したり、事業の進捗状況に応じて内容の見直しを行います。

(2) 食育推進プログラムの件数

施策の方向	延件数
1 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進	43
2 栄養バランスのとれた食生活の推進	60
3 安全・安心な食生活の推進	32
4 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進	44
5 食事マナーなどに気をつけた食生活の推進	17
6 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進	24
7 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	44
8 我が国や世界の食料事情、環境問題に配慮した食生活の推進	14
計	278

食育推進プログラムの内容は、別表1（31ページ）のとおりです。

(3) 重点プログラム

- 次に掲げる重点プログラムは、食育推進プログラムの中から、広島市食育推進会議が重点的に進める取組として指定したものです。

【指定の考え方】

この計画の特徴である「食育推進の担い手が連携を強化し、それぞれの取組を点から線へ、線から面へと拡大することにより、事業効果を高める」ことが期待できるもの

この計画の「取組を評価するための指標」の「目標数値」の実現に当たり、特にその効果が期待できるもの

その他、広島市食育推進会議において、指定することが適当と認めたもの

- この重点プログラムは、広島市食育推進会議において、定期的に、事業の進捗状況や効果などの把握を行います。

【重点プログラム】

- 1 朝ごはんキャンペーン 事業
- 2 食を通じてみんなで育てよう ひろしまっ子 事業
- 3 わ食の日 事業
- 4 子ども食育の日 事業
- 5 学校給食と我が家の夕ごはん連携 事業
- 6 市民が受講しやすい料理教室 事業
- 7 ひろしま食育応援団 事業
- 8 子どもたちに伝えたい ひろしま食の知恵袋 事業
- 9 消費者による食の安全・安心推進 事業
- 10 生産者と連携した地産地消献立給食推進 事業
- 11 食育ホームページ 事業
- 12 ひろしま食育ネットワーク 事業

重点プログラムの内容は、別表2（45ページ）のとおりです。

別表 1

食育推進プログラム

【施策の方向】	【ページ】
1 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進・・・・・・・・・・	32
2 栄養バランスのとれた食生活の推進・・・・・・・・・・	34
3 安全・安心な食生活の推進・・・・・・・・・・	36
4 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進・・・・・・・・	38
5 食事マナーなどに気をつけた食生活の推進・・・・・・・・・・	40
6 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進・・	41
7 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進・・	42
8 我が国や世界の食料事情、環境問題に配慮した食生活の推進・・	44

(新) : 新規事業
 (拡) : 拡充事業
 (重) : 重点プログラム

1 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進 (43件)

実施主体	プログラム№	事業	実施場面	対象者					
				市民全般	乳幼児	児童生徒	保護者	青年・壮年	高齢者
学校関係者	№ 102	(拡) 食育参観日・食に関する学校だよりを活用した保護者等への食育の啓発及び連携の充実	学校等				○		
	№ 103	(拡) 学校保健委員会を活用した食育推進の充実	学校等			○	○		
	№ 104	(拡) 食生活学習教材を活用した指導の充実	学校等			○			
	№ 110	(拡) 学校給食の充実	学校等			○			
	№ 113	「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動の推進	家庭		○	○	○		
	№ 114	P T Aによる簡単朝食レシピを紹介する料理教室の開催	地域			○	○		
	№ 115	(拡) P T Aによる親子料理教室の開催の充実	学校等・地域			○	○		
	№ 116	「P T Aだより」等による食育の普及	家庭			○	○		
	№ 117	(新) P T Aによる「家庭で実践する食育の手引き」の作成・配布の検討	家庭			○	○		
	№ 118	大学における料理教室の開催	学校等					○	
	№ 119	(新)(重) 食を通じてみんなで育てようひろしまっ子事業の検討	学校等		○	○	○		
保育関係者	№ 203	幼稚園における保護者対象の講演会の開催	学校等				○		
	№ 204	幼稚園・保育園における「園だより」による食育の普及	家庭				○		
	№ 206	簡単朝食・夕食レシピの作成・提供	学校等				○		
	№ 208	「食育通信～保育園から食のメッセージ～」の配信	学校等				○		
	№ 211	保育園における食の家庭支援	学校等		○		○		
保健所・保健センター・医療機関等	№ 308	保健センター等で行う乳幼児健診や教室時における栄養相談・食指導の実施	地域		○		○		
	№ 309	保健センターによる子どもの食に関する情報提供、普及啓発	地域				○		
	№ 310	保健センター等における子どもと保護者を対象とした食に関する教室の開催	地域		○	○	○		
	№ 312	保健センターにおける栄養相談の実施	地域	○					
	№ 313	保健センター等における健康情報の提供	地域	○					
	№ 314	(拡) 食生活改善に関する人材の育成の充実	地域	○					
	№ 315	医師会による生活習慣病などについての市民公開講座の実施	地域	○					
	№ 316	医師会による生活習慣や食育についての学校や園を対象にした講演会	学校等・地域				○		
食品関連事業者	№ 507	(新) 簡単朝食レシピ(一般成人・子ども向け)の作成・提供の検討	食の提供	○		○	○		
	№ 508	店舗を利用した教室の開催	食の提供	○		○	○		
	№ 512	コンビニエンスストアにおける朝食メニューの販売促進	食の提供	○				○	

実施 主体	プログラ ム№	事業	実施場面	対象者					
				市 民 全 般	乳 幼 児	児 童 生 徒	保 護 者	青 ・ 壮 年	高 齢 者
栄養士・ 調理師団 体	№ 601	食育の推進（幼児・児童およびその保護者対 象）	学校等 ・ 地域		○	○	○		
	№ 602	食育の推進（青・壮年、高齢者対象）	地域	○				○	○
	№ 603	栄養３・３運動の推進	地域	○					
	№ 604	食事バランスガイドの普及	地域	○					
地域活動 関係者	№ 806	民生委員・児童委員による相談・支援活動	家庭・ 学校等		○	○	○		
	№ 807	民生委員・児童委員によるオープンスペース等 での相談・支援活動	地域		○		○		
行政	№ 903	健康科学館における教室・企画展の実施	地域	○					
	№ 916	家庭教育手帳の配布	学校等 ・ 地域				○		
	№ 917	㊦ 食育に関する教職員の研修の充実	学校等			○			
	№ 918	㊦ 栄養教諭等の配置促進による指導体制の強化	学校等			○			
	№ 921	図書の展示、おはなし会の開催	地域		○	○	○		
	№ 923	青少年センターにおける料理教室等の開催	地域					○	
	№ 925	㊦ マスコミとタイアップした食育の普及啓発の検 討	地域	○					
	№ 927	㊦㊧ 「朝ごはんキャンペーン」運動推進の検討	家庭・ 食の提供			○	○	○	
	№ 930	㊦㊧ 食育ホームページ開設の検討	家庭	○					
	№ 932	㊦㊧ 広島市食育推進協議会（仮称）の設立の検討	地域	○					
計 （件数）				14	9	18	25	5	1

2 栄養バランスのとれた食生活の推進 (60件)

実施主体	プログラム№	事業	実施場面	対象者					
				市民全般	乳幼児	児童生徒	保護者	青年・壮年	高齢者
学校関係者	№ 101	⑧ 学校給食試食会実施による保護者等への食育の啓発及び連携の充実	学校等				○		
	№ 103	⑧ 学校保健委員会を活用した食育推進の充実 (再掲)	学校等			○	○		
	№ 104	⑧ 食生活学習教材を活用した指導の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 105	⑧ 体験活動を活用した学校における食育の充実	学校等			○			
	№ 106	⑧ 「生きた教材」である学校給食を活用した指導の充実	学校等			○			
	№ 107	⑧ 食の専門家と連携した学校における食育の充実	学校等			○			
	№ 110	⑧ 学校給食の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 111	⑧ 学校給食週間における食に関する指導の充実	学校等			○			
	№ 117	⑨ P T Aによる「家庭で実践する食育の手引き」の作成・配布の検討 (再掲)	家庭			○	○		
	№ 118	大学における料理教室の開催 (再掲)	学校等					○	
	№ 119	⑨⑩ 食を通じてみんなで育てようひろしまっ子事業の検討 (再掲)	学校等		○	○	○		
保育関係者	№ 201	幼稚園における園庭等での栽培体験の実施	学校等		○				
	№ 203	幼稚園における保護者対象の講演会の開催 (再掲)	学校等				○		
	№ 204	幼稚園・保育園における「園だより」による食育の普及 (再掲)	家庭				○		
	№ 206	簡単朝食・夕食レシピの作成・提供 (再掲)	学校等				○		
	№ 207	栽培体験による収穫食材の給食への活用	学校等		○				
	№ 208	「食育通信～保育園から食のメッセージ～」の配信 (再掲)	学校等				○		
	№ 211	保育園における食の家庭支援 (再掲)	学校等		○		○		
	№ 213	安全でおいしい保育園給食の充実	学校等		○				
保健所・保健センター・医療機関等	№ 307	特定給食施設等への栄養管理指導	食の提供	○					
	№ 308	保健センター等で行う乳幼児健診や教室時における栄養相談・食指導の実施 (再掲)	地域		○		○		
	№ 309	保健センターによる子どもの食に関する情報提供、普及啓発 (再掲)	地域				○		
	№ 310	保健センター等における子どもと保護者を対象とした食に関する教室の開催 (再掲)	地域		○	○	○		
	№ 311	保健センター等における健康づくり教室の実施	地域	○					
	№ 312	保健センターにおける栄養相談の実施 (再掲)	地域	○					
	№ 313	保健センター等における健康情報の提供 (再掲)	地域	○					
	№ 314	⑧ 食生活改善に関する人材の育成の充実 (再掲)	地域	○					
	№ 315	医師会による生活習慣病などについての市民公開講座の実施 (再掲)	地域	○					
	№ 317	歯科医師会による出前講座の実施	学校等			○	○		
	№ 318	⑨ 歯科医師会によるFMラジオ番組での食育の普及の検討	家庭	○					

実施 主体	プログラ ム№	事業	実施場面	対象者					
				市 民 全 般	乳 幼 児	児 童 生 徒	保 護 者	青 ・ 壮 年	高 齢 者
食材の生 産者	№ 405	魚食普及事業	地域	○					
食品関連 事業者	№ 501	食事バランスガイドの店内表示	食の提供	○					
	№ 502	⑨食品販売店での学校給食の献立情報の提供、献立内容を踏まえた夕食メニューの提案の検討	食の提供				○		
	№ 503	栄養バランスに配慮した消費行動を促すための調理食品の販売方法の工夫	食の提供	○				○	
	№ 508	店舗を利用した教室の開催 (再掲)	食の提供	○		○	○		
	№ 510	栄養バランスに配慮した調理食品の販売促進	食の提供	○				○	○
	№ 515	飲食店における食事バランスガイドの店内表示	食の提供	○					
	№ 516	⑨飲食店における食事バランスガイドのサービング表示の検討	食の提供	○					
	№ 517	飲食店におけるヘルシーメニューの提供	食の提供	○					
栄養士・ 調理師団 体	№ 601	食育の推進（幼児・児童およびその保護者対象） (再掲)	学校等・ 地域		○	○	○		
	№ 602	食育の推進（青・壮年、高齢者対象） (再掲)	地域	○				○	○
	№ 603	栄養３・３運動の推進 (再掲)	地域	○					
	№ 604	食事バランスガイドの普及 (再掲)	地域	○					
	№ 605	元気じゃけんひろしま２１協賛店普及のための技術支援	食の提供	○					
地域活動 関係者	№ 801	⑨広島消費者協会が把握する食に関する消費者意見の解決に向けた対応の充実	地域	○					
	№ 802	⑨食に関する消費者教育の充実	地域	○					
行政	№ 901	元気じゃけんひろしま２１協賛店・団体の認証	食の提供	○					
	№ 903	健康科学館における教室・企画展の実施 (再掲)	地域	○					
	№ 916	家庭教育手帳の配布 (再掲)	学校等・ 地域				○		
	№ 917	⑨食育に関する教職員の研修の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 918	⑨栄養教諭等の配置促進による指導体制の強化 (再掲)	学校等			○			
	№ 922	家庭教育学級の開催	地域				○		
	№ 923	青少年センターにおける料理教室等の開催 (再掲)	地域					○	
	№ 924	社員食堂における食事バランスガイドのサービング表示	食の提供	○					
	№ 928	⑨「わ食の日（和食・輪食・環食）」（毎月１９日食育の日）の設定の検討	家庭・ 地域	○	○	○	○		
	№ 929	⑨子ども食育の日の設定の検討	家庭・ 学校等		○	○			
	№ 930	⑨食育ホームページ開設の検討 (再掲)	家庭	○					
	№ 931	⑨食育応援団（食育人材バンク）設立の検討	学校等・ 地域	○		○			
	№ 932	⑨広島市食育推進協議会（仮称）の設立の検討 (再掲)	地域	○					
	№ 933	⑨料理教室連絡会議（仮称）の設立の検討	地域	○		○	○		○
計（件数）				29	10	19	20	5	3

3 安全・安心な食生活の推進 (32件)

実施主体	プログラム№	事業	実施場面	対象者					
				市民全般	乳幼児	児童生徒	保護者	青・壮年	高齢者
学校関係者	№ 101	⑧ 学校給食試食会実施による保護者等への食育の啓発及び連携の充実 (再掲)	学校等				○		
	№ 107	⑧ 食の専門家と連携した学校における食育の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 108	⑧ 安全でおいしい学校給食の充実	学校等			○			
	№ 109	⑧ 地場産物の活用配慮した学校給食献立の充実	学校等			○			
	№ 119	⑨⑩ 食を通じてみんなで育てようひろしまっ子事業の検討 (再掲)	学校等		○	○	○		
保育関係者	№ 208	「食育通信～保育園から食のメッセージ～」の配信 (再掲)	学校等				○		
	№ 213	安全でおいしい保育園給食の充実 (再掲)	学校等		○				
保健所・保健センター・医療機関等	№ 301	食品安全情報センターからの情報の提供・配信 - 食の安全・安心に関する情報提供 -	家庭	○					
	№ 302	食品衛生に関する出前講習会の実施	地域	○					
	№ 303	小学校における上手な手洗い授業の実施	学校等			○			
	№ 304	保健所によるカンピロバクター食中毒の減少を目的とした重点指導事業	学校等			○	○		
	№ 305	保健所による食品衛生に関するリスクコミュニケーションの実施	地域	○					
	№ 306	保健所による食中毒予防対策に関する調査・研究	家庭	○					
	№ 308	保健センター等で行う乳幼児健診や教室時における栄養相談・食指導の実施 (再掲)	地域		○		○		
	№ 309	保健センターによる子どもの食に関する情報提供、普及啓発 (再掲)	地域				○		
食品関連事業者	№ 504	生鮮食品、加工食品等の各種の表示内容の説明	食の提供	○			○		
	№ 513	衛生講習会の開催	学校等・地域	○		○			
	№ 514	食に関わる企業による出前講座の実施	学校等・食の生産		○	○			
栄養士・調理師団体	№ 602	食育の推進（青・壮年、高齢者対象） (再掲)	地域	○				○	○
地域活動関係者	№ 801	⑨⑩ 広島消費者協会が把握する食に関する消費者意見の解決に向けた対応の充実 (再掲)	地域	○					
	№ 802	⑧ 食に関する消費者教育の充実 (再掲)	地域	○					
	№ 803	産地視察交流事業	食の生産	○					
	№ 805	フード・マイレージの取組	地域・食の提供	○					
	№ 811	区の魅力づくり事業を通じた農産物の販売、産地交流会の実施（出会いのまちづくり事業）	食の生産	○					

実施 主体	プログラ ム№	事業	実施場面	対象者					
				市 民 全 般	乳 幼 児	児 童 生 徒	保 護 者	青 ・ 壮 年	高 齢 者
行政	№ 905	食農推進事業	食の生産	○					
	№ 906	ふれあい酪農体験事業	食の生産			○			
	№ 907	⑧ 市民農園・市民菜園の拡大推進	食の生産	○					
	№ 908	食農コーディネーターの育成	食の生産	○					
	№ 917	⑧ 食育に関する教職員の研修の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 918	⑧ 栄養教諭等の配置促進による指導体制の強化 (再掲)	学校等			○			
	№ 919	⑧ 学校給食の安全確保対策の充実	学校等			○			
	№ 930	⑨ 食育ホームページ開設の検討 (再掲)	家庭	○					
計 (件数)				16	4	12	7	1	1

4 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進 (44件)

実施主体	プログラム№	事業	実施場面	対象者					
				市民全般	乳幼児	児童生徒	保護者	青・壮年	高齢者
学校関係者	№ 105	㊦ 体験活動を活用した学校における食育の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 106	㊦ 「生きた教材」である学校給食を活用した指導の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 109	㊦ 地場産物の活用に配慮した学校給食献立の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 111	㊦ 学校給食週間における食に関する指導の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 119	㊦(新) 食を通じてみんなで育てようひろしまっ子事業の検討 (再掲)	学校等		○	○	○		
保育関係者	№ 201	幼稚園における園庭等での栽培体験の実施 (再掲)	学校等		○				
	№ 207	栽培体験による収穫食材の給食への活用 (再掲)	学校等		○				
	№ 209	保育園における飼育・栽培体験	学校等		○				
	№ 210	㊦ 保育園における食体験の充実	学校等		○				
	№ 211	保育園における食の家庭支援 (再掲)	学校等		○		○		
食材の生産者	№ 402	生産者による地場産物の店頭試食販売の実施	食の提供	○					
	№ 403	広島市水産まつりの開催	地域	○		○	○		
食品関連事業者	№ 504	生鮮食品、加工食品等の各種の表示内容の説明 (再掲)	食の提供	○			○		
	№ 505	生ゴミの抑制に配慮した販売方法の工夫	食の提供	○					
	№ 509	スーパー等における児童生徒の社会学習の受け入れ	食の提供			○			
	№ 514	食に関わる企業による出前講座の実施 (再掲)	学校等・食の生産		○	○			
栄養士・調理師団体	№ 601	食育の推進(幼児・児童およびその保護者対象) (再掲)	学校等・地域		○	○	○		
	№ 602	食育の推進(青・壮年、高齢者対象) (再掲)	地域	○				○	○
地域活動関係者	№ 801	㊦ 広島消費者協会が把握する食に関する消費者意見の解決に向けた対応の充実 (再掲)	地域	○					
	№ 802	㊦ 食に関する消費者教育の充実 (再掲)	地域	○					
	№ 803	産地視察交流事業 (再掲)	食の生産	○					
	№ 804	地産地消・エコクッキングを目的とする料理教室の開催	地域	○					
	№ 808	区の魅力づくり事業を通じた米の生産体験	食の生産	○					
	№ 809	農業体験教室の実施	食の生産	○		○			
	№ 810	農作物の収穫体験と加工体験の実施	食の生産	○		○			
	№ 811	区の魅力づくり事業を通じた農産物の販売、産地交流会の実施(出会いのまちづくり事業) (再掲)	食の生産	○					

実施 主体	プログラ ム№	事業	実施場面	対象者					
				市 民 全 般	乳 幼 児	児 童 生 徒	保 護 者	青 ・ 壮 年	高 齢 者
行政	№ 904	ゼロエミッションシティ広島の推進	地域	○					
	№ 905	食農推進事業 (再掲)	食の生産	○					
	№ 906	ふれあい酪農体験事業 (再掲)	食の生産			○			
	№ 907	㊦ 市民農園・市民菜園の拡大推進 (再掲)	食の生産	○					
	№ 908	食農コーディネーターの育成 (再掲)	食の生産	○					
	№ 909	農業体験学習の支援	学校等・ 食の生産		○	○			
	№ 910	農業委員会による農業体験活動に活用できる農地の斡旋及び人材の紹介	食の生産			○			
	№ 912	漁業体験スクール事業	食の生産			○	○		
	№ 913	海辺の教室、カキ打ち体験事業	食の生産			○	○		
	№ 917	㊦ 食育に関する教職員の研修の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 922	家庭教育学級の開催 (再掲)	地域				○		
	№ 928	㊦㊧ 「わ食の日（和食・輪食・環食）」（毎月19日食育の日）の設定の検討 (再掲)	家庭・ 地域	○	○	○	○		
	№ 929	㊦㊧ 子ども食育の日の設定の検討 (再掲)	家庭・ 学校等		○	○			
	№ 930	㊦㊧ 食育ホームページ開設の検討 (再掲)	家庭	○					
	№ 931	㊦㊧ 食育応援団（食育人材バンク）設立の検討 (再掲)	学校等・ 地域	○		○			
	№ 932	㊦㊧ 広島市食育推進協議会（仮称）の設立の検討 (再掲)	地域	○					
	№ 933	㊦㊧ 料理教室連絡会議（仮称）の設立の検討 (再掲)	地域	○		○	○		○
	№ 934	㊦㊧ 子どもに伝えたいひろしま食の知恵袋募集の検討	家庭・ 学校等	○					
計 （件数）				23	11	21	10	1	2

5 食事マナーなどに気をつけた食生活の推進 (17件)

実施主体	プログラム№	事業	実施場面	対象者					
				市民全般	乳幼児	児童生徒	保護者	青・壮年	高齢者
学校関係者	№ 106	⑧ 「生きた教材」である学校給食を活用した指導の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 116	「PTAだより」等による食育の普及 (再掲)	家庭			○	○		
	№ 117	⑨ PTAによる「家庭で実践する食育の手引き」の作成・配布の検討 (再掲)	家庭			○	○		
	№ 119	⑩ 食を通じてみんなで育てようひろしまっ子事業の検討 (再掲)	学校等		○	○	○		
保育関係者	№ 204	幼稚園・保育園における「園だより」による食育の普及 (再掲)	家庭				○		
	№ 205	幼稚園におけるお弁当の時間を活用した食べ方の指導	学校等		○				
	№ 210	⑪ 保育園における食体験の充実 (再掲)	学校等		○				
	№ 211	保育園における食の家庭支援 (再掲)	学校等		○		○		
保健所・保健センター・医療機関等	№ 308	保健センター等で行う乳幼児健診や教室時における栄養相談・食指導の実施 (再掲)	地域		○		○		
	№ 309	保健センターによる子どもの食に関する情報提供、普及啓発 (再掲)	地域				○		
	№ 310	保健センター等における子どもと保護者を対象とした食に関する教室の開催 (再掲)	地域		○	○	○		
栄養士・調理師団体	№ 601	食育の推進(幼児・児童およびその保護者対象) (再掲)	学校等・地域		○	○	○		
行政	№ 915	ノーテレビデーの推進	家庭		○	○	○		
	№ 917	⑫ 食育に関する教職員の研修の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 921	図書の展示、おはなし会の開催 (再掲)	地域		○	○	○		
	№ 928	⑬ 「わ食の日(和食・輪食・環食)」(毎月19日食育の日)の設定の検討 (再掲)	家庭・地域	○	○	○	○		
	№ 929	⑭ 子ども食育の日の設定の検討 (再掲)	家庭・学校等		○	○			
計 (件数)				1	11	11	12	0	0

6 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進（24件）

実施主体	プログラム№	事業	実施場面	対象者					
				市民全般	乳幼児	児童生徒	保護者	青・壮年	高齢者
学校関係者	№ 102	㊦ 食育参観日・食に関する学校だよりを活用した保護者等への食育の啓発及び連携の充実 (再掲)	学校等				○		
	№ 106	㊦ 「生きた教材」である学校給食を活用した指導の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 115	㊦ P T Aによる親子料理教室の開催の充実 (再掲)	学校等・地域			○	○		
	№ 116	「P T Aだより」等による食育の普及 (再掲)	家庭			○	○		
	№ 117	㊦ P T Aによる「家庭で実践する食育の手引き」の作成・配布の検討 (再掲)	家庭			○	○		
	№ 119	㊦㊧ 食を通じてみんなで育てようひろしまっ子事業の検討 (再掲)	学校等		○	○	○		
保育関係者	№ 202	幼稚園における料理教室や行事食体験の開催	学校等		○		○		
	№ 204	幼稚園・保育園における「園だより」による食育の普及 (再掲)	家庭				○		
	№ 208	「食育通信～保育園から食のメッセージ～」の配信 (再掲)	学校等				○		
	№ 210	㊦ 保育園における食体験の充実 (再掲)	学校等		○				
	№ 211	保育園における食の家庭支援 (再掲)	学校等		○		○		
	№ 212	保育園における食文化体験	学校等		○				
保健所・保健センター・医療機関等	№ 308	保健センター等で行う乳幼児健診や教室時における栄養相談・食指導の実施 (再掲)	地域		○		○		
	№ 309	保健センターによる子どもの食に関する情報提供、普及啓発 (再掲)	地域				○		
	№ 310	保健センター等における子どもと保護者を対象とした食に関する教室の開催 (再掲)	地域		○	○	○		
	№ 317	歯科医師会による出前講座の実施 (再掲)	学校等			○	○		
	№ 318	㊦ 歯科医師会によるF Mラジオ番組での食育の普及の検討 (再掲)	家庭	○					
栄養士・調理師団体	№ 601	食育の推進（幼児・児童およびその保護者対象） (再掲)	学校等・地域		○	○	○		
	№ 602	食育の推進（青・壮年、高齢者対象） (再掲)	地域	○				○	○
	№ 603	栄養3・3運動の推進 (再掲)	地域	○					
行政	№ 916	家庭教育手帳の配布 (再掲)	学校等・地域				○		
	№ 928	㊦㊧ 「わ食の日（和食・輪食・環食）」（毎月19日食育の日）の設定の検討 (再掲)	家庭・地域	○	○	○	○		
	№ 929	㊦㊧ 子ども食育の日の設定の検討 (再掲)	家庭・学校等		○	○			
	№ 932	㊦㊧ 広島市食育推進協議会（仮称）の設立の検討 (再掲)	地域	○					
計（件数）				5	10	10	16	1	1

7 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進（44件）

実施主体	プログラム№	事業	実施場面	対象者					
				市民全般	乳幼児	児童生徒	保護者	青・壮年	高齢者
学校関係者	№ 102	㊦ 食育参観日・食に関する学校だよりを活用した保護者等への食育の啓発及び連携の充実 (再掲)	学校等				○		
	№ 104	㊦ 食生活学習教材を活用した指導の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 105	㊦ 体験活動を活用した学校における食育の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 107	㊦ 食の専門家と連携した学校における食育の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 109	㊦㊧ 地場産物の活用に配慮した学校給食献立の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 110	㊦ 学校給食の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 111	㊦ 学校給食週間における食に関する指導の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 112	㊦ 「食育の日」を定着させるための取組の充実	学校等			○			
	№ 114	P T Aによる簡単朝食レシピを紹介する料理教室の開催 (再掲)	地域			○	○		
	№ 115	㊦ P T Aによる親子料理教室の開催の充実 (再掲)	学校等・地域			○	○		
	№ 117	㊦ P T Aによる「家庭で実践する食育の手引き」の作成・配布の検討 (再掲)	家庭			○	○		
	№ 118	大学における料理教室の開催 (再掲)	学校等					○	
	№ 119	㊦㊧ 食を通じてみんなで育てようひろしまっ子事業の検討 (再掲)	学校等		○	○	○		
保育関係者	№ 202	幼稚園における料理教室や行事食体験の開催 (再掲)	学校等		○		○		
	№ 210	㊦ 保育園における食体験の充実 (再掲)	学校等		○				
	№ 212	保育園における食文化体験 (再掲)	学校等		○				
保健所・保健センター・医療機関等	№ 310	保健センター等における子どもと保護者を対象とした食に関する教室の開催 (再掲)	地域		○	○	○		
食材の生産者	№ 403	広島市水産まつりの開催 (再掲)	地域	○		○	○		
	№ 404	地元産魚介類の販売促進	食の提供	○					
	№ 405	魚食普及事業 (再掲)	地域	○					
食品関連事業者	№ 506	地場産物の販売促進	食の提供	○					
	№ 508	店舗を利用した教室の開催 (再掲)	食の提供	○		○	○		
	№ 511	地場産物を活用した弁当・惣菜の販売促進	食の提供	○				○	
	№ 514	食に関わる企業による出前講座の実施 (再掲)	学校等・食の生産		○	○			
栄養士・調理師団体	№ 601	食育の推進（幼児・児童およびその保護者対象） (再掲)	学校等・地域		○	○	○		
	№ 602	食育の推進（青・壮年、高齢者対象） (再掲)	地域	○				○	○
地域活動関係者	№ 804	地産地消・エコクッキングを目的とする料理教室の開催 (再掲)	地域	○					
	№ 810	農作物の収穫体験と加工体験の実施 (再掲)	食の生産	○		○			

実施 主体	プログラ ム№	事業	実施場面	対象者					
				市 民 全 般	乳 幼 児	児 童 生 徒	保 護 者	青 ・ 壮 年	高 齢 者
行政	№ 902	「ひろしまそだち」地産地消推進事業	食の生産	○					
	№ 905	食農推進事業 (再掲)	食の生産	○					
	№ 911	とれとれ広島地魚の店の認定	食の提供	○					
	№ 914	地場の旬の食材や地域の料理の P R	地域	○					
	№ 917	㊦ 食育に関する教職員の研修の充実 (再掲)	学校等			○			
	№ 918	㊦ 栄養教諭等の配置促進による指導体制の強化 (再掲)	学校等			○			
	№ 920	郷土資料館における行事食の調理体験・展示	地域	○		○			
	№ 922	家庭教育学級の開催 (再掲)	地域				○		
	№ 923	青少年センターにおける料理教室等の開催 (再掲)	地域					○	
	№ 928	㊦㊧ 「わ食の日（和食・輪食・環食）」（毎月19日食育の日）の設定の検討 (再掲)	家庭・地域	○	○	○	○		
	№ 929	㊦㊧ 子ども食育の日の設定の検討 (再掲)	家庭・学校等		○	○			
	№ 930	㊦㊧ 食育ホームページ開設の検討 (再掲)	家庭	○					
	№ 931	㊦㊧ 食育応援団（食育人材バンク）設立の検討 (再掲)	学校等・地域	○		○			
	№ 932	㊦㊧ 広島市食育推進協議会（仮称）の設立の検討 (再掲)	地域	○					
	№ 933	㊦㊧ 料理教室連絡会議（仮称）の設立の検討 (再掲)	地域	○		○	○		○
	№ 934	㊦㊧ 子どもに伝えたいひろしま食の知恵袋募集の検討 (再掲)	家庭・学校等	○					
計 （件数）				20	9	24	13	4	2

8 我が国や世界の食料事情、環境問題に配慮した食生活の推進（１４件）

実施 主体	プログラ ム№	事業	実施場面	対象者					
				市 民 全 般	乳 幼 児	児 童 生 徒	保 護 者	青 ・ 壮 年	高 齢 者
学校関係 者	№ 109	㊦ 地場産物の活用に配慮した学校給食献立の充実（再掲）	学校等			○			
食材の生 産者	№ 404	地元産魚介類の販売促進（再掲）	食の提供	○					
	№ 405	魚食普及事業（再掲）	地域	○					
食品関連 事業者	№ 506	地場産物の販売促進（再掲）	食の提供	○					
地域活動 関係者	№ 804	地産地消・エコッキングを目的とする料理教室の開催（再掲）	地域	○					
	№ 805	フード・マイレージの取組（再掲）	地域・ 食の提供	○					
	№ 808	区の魅力づくり事業を通じた米の生産体験（再掲）	食の生産	○					
	№ 809	農業体験教室の実施（再掲）	食の生産	○		○			
	№ 811	区の魅力づくり事業を通じた農産物の販売、産地交流会の実施（出会いのまちづくり事業）（再掲）	食の生産	○					
行政	№ 902	「ひろしまそだち」地産地消推進事業（再掲）	食の生産	○					
	№ 907	㊦ 市民農園・市民菜園の拡大推進（再掲）	食の生産	○					
	№ 913	海辺の教室、カキ打ち体験事業（再掲）	食の生産			○	○		
	№ 925	㊦ マスコミとタイアップした食育の普及啓発の検討（再掲）	地域	○					
	№ 928	㊦㊦ 「わ食の日（和食・輪食・環食）」（毎月１９日食育の日）の設定の検討（再掲）	家庭・ 地域	○	○	○	○		
計（件数）				12	1	4	2	0	0

別表 2

重点プログラム

【事業名】	【ページ】
1 朝ごはんキャンペーン 事業	46
2 食を通じてみんなで育てよう ひろしまっ子 事業	47
3 わ食の日 事業	48
4 子ども食育の日 事業	49
5 学校給食と我が家の夕ごはん連携 事業	49
6 市民が受講しやすい料理教室 事業	50
7 ひろしま食育応援団 事業	50
8 子どもたちに伝えたい ひろしま食の知恵袋 事業	51
9 消費者による食の安全・安心推進 事業	51
10 生産者と連携した地産地消献立給食推進 事業	52
11 食育ホームページ 事業	52
12 ひろしま食育ネットワーク 事業	53

重点プログラム1 朝ごはんキャンペーン 事業

事業概要	年度初めの時期は、進学や就職、1人暮らしを始めること等による生活環境の変化に伴い食事のリズムが乱れやすくなるため、食育月間の6月を「朝ごはんキャンペーン月間」と定め、朝食の大切さについての普及啓発を集中的に行います。	
内 容	食育推進の担い手共通の取組	○ 「朝ごはんキャンペーン」をPR ・ 機関紙や広報紙等でPR ・ PR用の「のぼり旗」を掲出
	幼稚園・保育園、小・中学校の取組	○ 「朝ごはんキャンペーン」と連携して実施する「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん運動」を推進 ○ 朝食の大切さについて、「学校だより」、「園だより」などによる保護者への啓発等の取組を実施 ○ 「簡単朝ごはんレシピ」をPR 等
	高校・大学等の取組	○ 朝食の大切さについての啓発などの取組を実施
	食品関連事業者の取組	○ 「朝ごはんキャンペーン」の「のぼり旗」を掲出 ○ 「朝ごはんコーナー」の設置 ○ 「簡単朝ごはんレシピ」を印刷・配布 等
	栄養士団体の取組	○ 「簡単朝ごはんレシピ」を作成
	企業等の取組	○ 朝食の大切さについての啓発などの取組を実施
	行政の取組	○ 「朝ごはんキャンペーン」をPR ・ 市の広報紙「市民と市政」でPR ・ 市の広報番組でPR ○ 「朝ごはんキャンペーン」の「のぼり旗」を、公共交通機関の駅、公民館、区役所等に掲出 ○ 食育ホームページで「簡単朝ごはんレシピ」をPR
施策の方向	○ 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進	

(注) 「 施策の方向」は、本文の「第2 各論」の「1 施策の方向と取組内容」の項目を示しており、この重点プログラムの施策体系を表すものである。

重点プログラム2 食を通じてみんなで育てよう ひろしまっ子 事業

事業概要	子どもが食に関する知識と食を選択する力を身につけるとともに、食を大切にし、食を楽しむ心や社会性を育むため、学校・幼稚園・保育園・家庭・地域が連携し、幼児期から学童期にわたる子どもの発達段階に応じた食育の取組を継続的にを行います。	
内 容	小・中学校の取組	- 校長のリーダーシップのもと、食育推進担当の教職員を決めるなど、学校の食育の指導体制を確立し、学校教育全体の中で組織的・体系的に食育を推進 - 食に関する指導の全体計画、年間指導計画を作成し、指導内容を充実 - 給食時間を確保し、食事マナーや食への感謝の念を育むなど学校給食指導を充実 - 地場産物を使った献立や行事食等を取り入れるなど、学校給食の献立内容を充実 「学校だより」等で保護者へ学校の取組を周知 - 給食試食会の実施や「幼・保・小 食育連絡会議」の設置など、幼稚園・保育園と連携した取組を実施
	幼稚園・保育園の取組	- 園長のリーダーシップのもと、食育推進担当の職員を決めるなど、園における食育の推進体制を確立し、組織的・体系的に推進 - 幼児期から学童期に至る食育を、幼稚園・保育園と小学校との間で円滑に接続して進めるため、地域ごとに「幼・保・小 食育連絡会議」を設置 等
	保健所の取組	手洗い授業等の出前講座を実施
	食材の生産者の取組	- 栽培体験等の農林漁業に関する体験機会を提供 - 学校の要望に応じて農業体験学習の指導者を派遣 等
	食品関連事業者の取組	- 食の出前講座を実施 - 児童生徒の体験活動を受け入れ 等
	地域活動関係者の取組	団体等が行う料理教室や生産地見学会等の事業に、児童生徒や保護者が参加できる体制づくりを検討 等
	行政の取組	- 小・中学校への栄養教諭の配置など指導体制を充実 - 給食時間の確保や食器の見直し等、給食を通じて食の楽しさがより実感できるようにするための取組を検討
施策の方向	- 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進 - 栄養バランスのとれた食生活の推進 - 安全・安心な食生活の推進 - 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進 - 食事マナーなどに気をつけた食生活の推進 - 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進 - 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	

重点プログラム3 わ食の日 事業

事業概要	毎月19日(食育の日)を「わ食の日」として定め、次の3つの「わ食」の普及啓発を行います。 ○ 和食(栄養バランスのとれた日本型食生活) ○ 輪食(食卓を囲む家族の団らん) ○ 環食(環境に配慮した食生活)	
内 容	食育推進の担い手共通の取組	○ 「わ食の日」をPR ・ 機関紙や広報紙等でPR ・ PR用の「のぼり旗」を掲出 等
	幼稚園・保育園、小・中学校の取組	○ 地場産物や伝統食品を使った献立や和食を取り入れた給食を実施 ○ 家族で食卓を囲む機会の大切さ等について、「学校だより」や「園だより」等による保護者への啓発等の取組を実施 ○ 家族等の団らんの際の話題を提供 ○ 世界の食料事情に関する学習を実施 ○ 「学校だより」、「園だより」、「PTAのメール連絡網」等で保護者へ取組をPR 等
	食品関連事業者の取組	○ 「わ食の日」の「のぼり旗」を掲出 ○ 地域の生産者と連携し、地場産物コーナー等を設置 ○ “ひろしまそだち”の販売コーナーを設置 ○ “ひろしまそだち”を使った料理レシピや「エコクッキング」レシピをPR 等
	栄養士団体の取組	○ 「和食レシピ」を作成 等
	企業等の取組	○ 食卓を囲む家族の団らんの機会を増やすための「ノー残業デー」等の取組を実施 等
	行政の取組	○ 「わ食の日」の「のぼり旗」を公共交通機関の駅、公民館、区役所等に掲出 ○ テレビを見ない日を設定する「ノーテレビデー」を推進 ○ “ひろしまそだち”を使った料理レシピを作成、提供 ○ 「エコクッキング」レシピを作成・提供 等
施策の方向	○ 栄養バランスのとれた食生活の推進 ○ 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進 ○ 食事マナーなどに気をつけた食生活の推進 ○ 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進 ○ 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進 ○ 我が国や世界の食料事情、環境問題に配慮した食生活の推進	

(注) 「ノーテレビデー」は、電子メディアと子どもたちとの健全な関係を構築するため、家庭で日にちを決めて、テレビ・ビデオを見ない、テレビゲームもしない取組を進めているもの。

重点プログラム4 子ども食育の日 事業

事業概要	毎月19日(食育の日)を「子ども食育の日」として定め、子ども自身が、食の大切さについて考え、生産者や保護者など食に関わる人達の苦労や努力を理解するための取組を進めます。 なお、実施に当たっては、「わ食の日 事業」との連携を図りながら、子どもたちの主体性を生かした取組を進めます。	
内 容	幼稚園・保育園、小・中学校の取組	- 子ども自身が考え、行動することを支援する取組を実施 - 子どもたちが考える献立を給食献立へ反映 「食べたことのない食べ物にチャレンジ」(子どもが日常食べていない食材や料理を給食献立へ導入)の実施 - 子どもが調理できる料理や地場産の食材を使った料理の実践 等 - 各種団体が実施する生産地見学会等の行事に関する情報を提供 「学校だより」、「園だより」、「PTAのメール連絡網」等で保護者へ子どもたちの取組をPR 等
施策の方向	- 栄養バランスのとれた食生活の推進 - 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進 - 食事マナーなどに気をつけた食生活の推進 - 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進 - 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	

重点プログラム5 学校給食と我が家の夕ごはん連携 事業

事業概要	学校と食品販売店が連携し、食品販売店において、保護者へ学校給食の献立に関する情報を提供し、学校給食を踏まえた夕食献立の提案を行うなど、家庭での1日を通した栄養バランスのとれた食事づくりを支援します。	
内 容	教育委員会の取組	- 地域ごとの学校給食家庭配布用献立表を市のホームページに掲載 - 学校給食予定献立を食品関連事業者に提供
	食品販売店の取組	- 学校給食献立を店内に掲出 - 学校給食献立の昼食内容に応じた夕食の食材や料理メニューを提案
施策の方向	栄養バランスのとれた食生活の推進	

重点プログラム6 市民が受講しやすい料理教室 事業

事業概要	様々な団体等において開催されている料理教室の実施内容（開催日時、対象、テーマなど）を調整するための連絡会議を設け、料理教室の開催情報を一元化し、市民に分かりやすく提供します。 また、食に関する知識と技術の普及をより一層効果的に進めるため、子どもを対象とする料理教室の開催に努めます。	
内 容	料理教室を開催している団体の取組	料理教室連絡会議（仮称）に参加し、料理教室の実施内容を調整し、市民が受講しやすい形で開催
	行政の取組	- 料理教室連絡会議（仮称）を運営 - 料理教室の開催情報を取りまとめ、食育ホームページ等で市民に提供
施策の方向	- 栄養バランスのとれた食生活の推進 - 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進 - 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	

重点プログラム7 ひろしま食育応援団 事業

事業概要	学校などや地域において農業漁業体験や料理教室、食の出前講座などに協力していただけるボランティアや企業・団体を募り、地域と連携した食育を推進します。	
内 容	食育推進の担い手共通の取組	食育応援団として登録
	行政の取組	- 市の広報紙「市民と市政」等でボランティアや協力企業・団体を募集 - 協力内容を取りまとめた食育応援団リストを作成し、食育ホームページ等に掲載
	幼稚園・保育園、小・中学校の取組	食育応援団として登録したボランティア・企業・団体と連携し、幅広い取組を実施
施策の方向	- 栄養バランスのとれた食生活の推進 - 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進 - 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	

重点プログラム 8 子どもたちに伝えたい ひろしま食の知恵袋 事業

事業概要	市民から、昔から伝わる食に関する様々な知恵（調理の工夫、食材の保存、伝統食品の製造方法等）や地場産の食材を活用した料理、昔から地域で受け継がれてきた行事食等を募集し、食育ホームページへの掲載などにより、その伝承に努めます。	
内 容	行政の取組	○ 子どもたちに伝承したい知恵や料理などを市民から募集し、食育ホームページ等に掲載 ・ 食育ホームページを通じ、広く市民から募集 ・ 老人クラブや公民館を通じ、地域の高齢者等から募集 ・ 食材の生産者団体から募集 ・ 学校を通じ、児童生徒や保護者から募集 ・ その他、食に関わる団体などから募集
	教育委員会の取組	○ 可能な献立について、学校給食へ反映
施策の方向	○ 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進 ○ 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	

重点プログラム 9 消費者による食の安全・安心推進 事業

事業概要	子育て世代の市民が抱える食の安全に対する不安を解消するため、食品関連事業者との話し合いや、食品の生産・加工・販売に関する理解を深めるための取組を進めます。	
内 容	地域活動関係者の取組	○ 広島消費者協会の次の事業に、保護者等の参加希望者の受け入れを実施 ・ 地区三者懇談会（行政・事業者・消費者の三者が消費生活に関する様々な問題を協議） ・ 生産地見学会 ・ 工場等施設見学会 等
	P T A の取組	○ 事業の実施への支援 ・ 保護者への事業の開催案内 ・ 参加申し込みの取りまとめ 等
施策の方向	○ 安全・安心な食生活の推進	

重点プログラム 10 生産者と連携した地産地消献立給食推進 事業

事業概要	統一献立により給食を実施している公立の小・中学校において、生産者との連携により、地域の実情に応じた地場産物を活用した独自献立給食を実施します。	
内 容	小・中学校の取組	○ 各学校が独自に献立を作成できる「独自献立」を活用し、地場産物を使った献立による給食を、生産者と連携して実施
	食材の生産者の取組	○ 地場産物の学校等への提供
	行政の取組	○ 関係課による「地場産物の活用推進連絡会議」を開催し、地場産物の調達体制を検討
施策の方向	○ 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	

重点プログラム 11 食育ホームページ 事業

事業概要	食育に関する情報を提供するため、食育ホームページを開設します。	
内 容	行政の取組	○ 食育ホームページを開設し、次の事業に係る様々な情報を提供 ・朝ごはんキャンペーン事業 ・わ食の日事業 ・学校給食と我が家の夕ごはん連携事業 ・市民が受講しやすい料理教室事業 ・ひろしま食育応援団事業 ・子どもたちに伝えたいひろしま食の知恵袋事業 ・ひろしま食育ネットワーク事業
施策の方向	○ 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進 ○ 栄養バランスのとれた食生活の推進 ○ 安全・安心な食生活の推進 ○ 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進 ○ 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	

重点プログラム 12 ひろしま食育ネットワーク 事業

事業概要	食育推進の担い手が相互に連携をとるため、食育推進協議会（仮称）を設置し、食育に関する取組のより効果的な推進に努めます。	
内 容	食育推進の担い手共通の取組	○ 食育推進協議会へ参加 ○ 食育推進の担い手の主体的な取組を実施 ○ 食育推進協議会参加団体・企業の連携による取組を実施
	行政の取組	○ 市の広報紙「市民と市政」や食育ホームページ等を通じ、参加団体・企業を募集 ○ 食育推進協議会を開催、運営 ○ 参加団体・企業、取組状況を食育ホームページ等で紹介
施策の方向	○ 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進 ○ 栄養バランスのとれた食生活の推進 ○ 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進 ○ 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進 ○ 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	

第3 資料

1 広島市食育推進会議

(1) 広島市食育推進会議条例（平成19年広島市条例第28号）

（設置）

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき，広島市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は，次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の食育推進計画（食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）を作成し，及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか，食育の推進に関する重要事項について審議し，及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第3条 推進会議は，会長及び委員19人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第4条 会長は，市長をもって充てる。

- 2 会長は，会務を総理し，推進会議を代表する。
- 3 推進会議に，委員の互選により副会長1人を置く。
- 4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（委員）

第5条 委員は，食育に関して十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから，市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 3 委員は，再任されることができる。

（会議）

第6条 推進会議の会議は，会長が招集し，会長がその議長となる。

- 2 推進会議は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決することができない。
- 3 推進会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（専門委員）

第7条 推進会議に，専門の事項を調査させるため必要があるときは，専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は，当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから，市長が委嘱する。
- 3 専門委員は，その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは，解嘱されるものとする。

（委任規定）

第8条 この条例に定めるもののほか，推進会議の運営に関し必要な事項は，会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は，平成19年7月1日から施行する。

(2) 広島市食育推進会議 委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
会 長	アキバ 秋葉 忠利	広島市長
副会長	マツバラ トモコ 松原 知子	広島文教女子大学 人間栄養学科 教授
委 員	アサミ ヒロユキ 浅海 弘幸	日本チェーンストア協会中国支部 環境・食育担当委員
	イワネ ヤエコ 岩根 八重子	広島県スーパーマーケット協会 食育アドバイザー
	オクダ コウジ 奥田 耕司	広島市農業振興協議会 副会長
	オチ アキ 越智 亜希	市民委員
	カツラギ タケン 桂木 猛史	社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 コンビニエンスストア広島地区代表
	カワサキ ヒロミ 川崎 裕美	広島大学 大学院保健学研究科 教授
	カワハラ マサテル 川原 正照	広島市歯科衛生連絡協議会 専務理事
	キムラ ミチエ 木村 美智江	社団法人 広島市食品衛生協会 理事
	サナギ ユミコ 佐名木 由美子	市民委員
	タツナガ テイコ 龍永 禎子	社団法人 広島市私立幼稚園協会 理事
	ナカオカ ヒトミ 中岡 ひとみ	広島市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副代表
	ナカハラ リツコ 中原 律子	社団法人 広島消費者協会 会長
	ハマト タカユキ 濱本 隆之	広島市漁業振興協議会 会長
	フジワラ マサコ 藤原 雅子	広島市私立保育園協会 研修部会委員（元副理事長）
	マエオオミチ ノリコ 前大道 教子	社団法人 広島県栄養士会 副会長
	マルキ マキコ 丸木 真木子	広島市PTA協議会 専務理事
	モリ ミキオ 森 美喜夫	社団法人 広島市医師会 理事
	ヤマシロ シゲル 山城 滋	株式会社 中国新聞社 編集委員室長

委員は50音順

(3) 広島市食育推進会議における計画の策定経過

開催日程	主な内容
平成 19 年 9 月 11 日	第 1 回広島市食育推進会議 ・ 広島市食育推進会議の公開について ・ 広島市食育推進会議の副会長の選任について ・ 広島市食育推進会議の今後の進め方について ・ 食育推進計画の構成試案について
12月4日	第 2 回広島市食育推進会議 ・ 子ども食育推進会議について（報告） ・ 食育推進計画の素案について
平成 20 年 1 月 16 日	第 3 回広島市食育推進会議 ・ 食育推進計画の中間とりまとめについて
3月24日	第 4 回広島市食育推進会議 ・ 食育推進計画の策定について

2 計画に様々な意見を反映させるための取組の状況

(1) 食育推進の担い手を対象とするヒアリング

ア 目的

食育推進の担い手における食育の取組状況や、今後の取組方針等を把握するとともに、食育推進計画への提言を受ける。

イ 実施状況

団体名	ヒアリング日時
広島市PTA協議会	平成19年10月9日
	平成19年12月14日
広島市小学校長会	平成19年10月2日
	平成19年10月11日
広島市公立中学校長会	平成19年10月4日
	平成19年10月17日
広島市立保育園、小・中学校 教職員	平成19年7月26日
	平成19年10月2日
	平成19年12月13日
	平成20年3月5日
社団法人 広島市私立幼稚園協会	平成19年10月 協会を通じて各園から意見を聴取
	平成19年12月 委員を通じて協会から意見を聴取
広島市立幼稚園長会	平成19年10月10日
広島市私立保育園協会	平成19年10月 協会を通じて各園から意見を聴取
	平成19年12月11日
広島市保育園 園長会	平成19年12月13日

社団法人 広島市医師会	平成 19 年 10 月 12 日
広島市歯科衛生連絡協議会	平成 19 年 10 月 11 日
広島市農業振興協議会	平成 19 年 10 月 5 日
	平成 19 年 12 月 11 日
広島市漁業振興協議会	平成 19 年 10 月 10 日
日本チェーンストア協会中国支部	平成 19 年 10 月 3 日
	平成 19 年 12 月 7 日
広島県スーパーマーケット協会	平成 19 年 10 月 12 日
	平成 19 年 12 月 10 日
社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	平成 19 年 10 月 委員を通じて協会の意見を聴取
	平成 19 年 12 月 4 日
社団法人 広島市食品衛生協会	平成 19 年 10 月 11 日
	平成 19 年 12 月 14 日
社団法人 広島県栄養士会	平成 19 年 10 月 9 日
	平成 19 年 12 月 13 日
社団法人 広島消費者協会	平成 19 年 10 月 4 日
	平成 19 年 12 月 10 日
広島市民生委員児童委員協議会	平成 19 年 10 月 2 日
株式会社 中国新聞社	平成 19 年 10 月 11 日

(2) 子ども食育会議

ア 目 的

計画の策定に当たり、子どもたちの食に関する意識や、学校給食・家庭での食生活に対する要望等を把握し、計画に反映させる。

イ 開催日時

平成19年11月5日(月)15時15分～16時30分

ウ 開催場所

南区役所別館 3階ボランティア研修室(南区皆実町一丁目4-46)

エ 出席者

「比治山小学校」、「皆実小学校」の児童代表(6年生)6人

両校は、平成16年度から3年間、文部科学省委嘱事業である「学校を中心とした食育推進事業」の推進地域として指定を受け、学校と家庭、地域が一体となった食育推進の取組を実施。

オ 児童の主な意見

(ア) 楽しく食べるために必要だと思うこと

- ・ 家庭での食事中はテレビを消して、学校での出来事などを話し合ったら楽しい食事ができると思う。
- ・ 給食中にあまり会話ができないので、後10分くらい給食時間があればゆっくり会話ができてと思う。
- ・ 給食の食器を、現在のステンレス製から、絵柄付きの陶器や木製に変えると楽しく食べられると思う。

(イ) 感謝の気持ちを持つために必要だと思うこと

- ・ 米作りの体験をとおして、食べ物大切さや米作りの大変さ、育てる人の工夫や努力を学び、作ってくれる人への感謝の気持ちを持つことができたので、農業体験など食物の大切さを学ぶ機会を増やしてほしい。
- ・ 子どもが大人に感謝の気持ちを伝えるために、「子ども食育の日」を定め、例えば子どもが朝ごはんを作ったりすることに取り組む。
- ・ 子どもが朝ごはんを作れるように、子ども料理教室の開催や、スーパー等で朝ごはん用食材セットの販売、朝ごはんレシピの紹介をしてほしい。

(ウ) バランスよく食べるために必要だと思うこと

- ・ スーパーマーケット等で販売する食材に栄養素別の表示(赤・黄・緑)があると分かりやすい。
- ・ 「和食の日」を作って、和食の良さを多くの人に知ってもらう。

(3) 食育をテーマとしたタウンミーティング

ア 目 的

市長が地域に出向いて、「食育推進計画に望むこと」をテーマに市民と直接懇談し、「食育」に関する市民の意見を聴取する。

イ 開催日時

平成20年2月14日(木) 18時30分～20時05分

ウ 開催場所

安芸区民文化センター 4階大会議室(安芸区船越南三丁目2-16)

エ 出席者

(ア) パネリスト：食育推進に関わっておられる方3名及び広島市長

(イ) 参加者：110人

オ 参加者からの意見

(ア) 先進国の中で日本は最低の食料自給率である。米の消費を増やすために、学校給食のご飯の回数を増やす必要がある。

(イ) 保護者に対しては、電子レンジなどを使った手抜き料理ではなく、きちんとした作り方を伝える必要がある。

(ウ) 子ども達の味覚を育むためには、添加物を使用しない食材を使った料理を食べさせることが必要である。

(4) 中間とりまとめに対する市民意見募集

ア 目 的

平成 20 年（2008 年）1 月 30 日に策定した計画の中間とりまとめについて、市民から意見を募集し、これを参考にして計画の策定を行う。

イ 意見募集期間

平成 20 年 2 月 7 日（木）～3 月 7 日（金）の 30 日間

ウ 意見の提出状況

（ア）提出者数

13 人

（イ）意見件数

48 件

（ウ）市民意見の内訳

区 分	件数
a 計画全般への意見	13
b 総論への意見	7
c 各論の取組内容への意見	27
d 基礎データに関する意見	1
意 見 総 数	48

エ 計画に反映させた意見

（ア）認定こども園も、食育推進の担い手に位置づけるべきである。

（イ）学校における食育を推進するため、学校給食法の一部改正が予定されており、国のこうした動きを踏まえ、学校給食の役割を、より高めていくことが必要である。

3 食に関わる現状等の基礎データ

現 状

(1) 不規則な食事や生活リズムの乱れ

ア 朝食の欠食

表 1	広島市の成人の朝食欠食率（年次推移）	65
表 2	成人一人世帯の朝食欠食率	65
表 3	広島市の小・中学生の朝食摂取状況（年次推移）	66
表 4	小・中学生が朝食を食べない理由	66
表 5	広島市における小・中学生の朝食摂取習慣と学力の定着度との関係	67
表 6	小・中学生の朝食を食べる頻度と不定愁訴との関係	67
表 7	朝食欠食が始まった時期（年次推移）	67
表 8	小・中学生の保護者が朝食を食べる頻度	68
表 9	小・中学生の保護者が朝食を食べない理由	68
表 10	幼児の朝食摂取状況	69
表 11	幼児と母親との朝食摂取習慣の関係	69

イ 間食の状況

表 12	小・中学生の夜食を食べる頻度（年次推移）	70
表 13	小・中学生の朝食を食べる頻度と間食摂取との関係	70

ウ 起床・就寝時刻

表 14	広島市の小・中学生の生活リズム（年次推移）	71
表 15	広島市の小・中学生における生活リズムと学力の定着度との関係	71
表 16	幼児の起床時刻・就寝時刻（年次推移）	72

エ 起床時刻・就寝時刻と朝食習慣との関係

表 17	小学生の起床時刻と朝食摂取状況との関係	73
表 18	小学生の就寝時刻と朝食摂取状況との関係	73
表 19	幼児の就寝時刻と朝食摂取状況との関係	73

(2) 栄養の偏り、肥満、生活習慣病の増加、過度のそう身志向

ア 栄養の偏り

表 20	エネルギーの栄養素別摂取構成比（年次推移）	74
表 21	性・年齢階級別のエネルギーの栄養素別摂取構成比	74
表 22	広島市における適切な食事の内容・量を知っている者の割合（年次推移）	75
表 23	小学生の食品の摂取状況	76
表 24	成人の野菜摂取量（20歳以上の年齢階級別）	77
表 25	広島市における食費に占める生鮮食品・調理食品の割合（年次推移）	77

イ 肥満の増加	
表 26 広島市の成人肥満者の割合	78
表 27 成人肥満者の割合（年次推移）	78
表 28 広島県の小・中学生の肥満傾向者の出現率	79
表 29 小・中学生の肥満傾向者の出現率（年次推移）	80
ウ 生活習慣病の増加	
表 30 メタボリックシンドロームの状況	80
表 31 広島市におけるメタボリックシンドロームの認知度	81
エ 過度のそう身志向	
表 32 広島市における「やせている女性」の割合	82
表 33 「やせている女性」の割合（年次推移）	82
表 34 広島市の15歳以上の者が適正と考える体重と標準体重の差	82
表 35 広島県の小・中学生のそう身傾向者の出現率	83
表 36 小・中学生の自分の体形のイメージ	84
(3) 食の安全・安心に対する不安	
表 37 広島市における食品添加物や食品の安全が気になる人の割合	85
表 38 食の安全に対する不安感を感じる人の割合	86
表 39 食に対して不安を感じる理由	86
(4) 食べ残し等による安易な食品の廃棄	
表 40 世帯における食品ロス率（年次推移）	87
表 41 食卓に出した料理を食べ残した理由	87
表 42 外食産業における食べ残し量（年次推移）	88
表 43 広島市における生ごみ排出量の推定量（年次推移）	88
(5) 箸使いや料理の食べ方、食事中にテレビを見るといった食事マナーの乱れ	
表 44 成人の食事の挨拶	89
表 45 小・中学生の食事の挨拶	89
表 46 小・中学生の箸の持ち方	90
表 47 家庭での食事のマナー	90
(6) 孤食	
ア 朝食の状況	
表 48 小・中学生だけで朝食を食べる比率（年次推移）	91
表 49 小・中学生の朝食の共食状況	91
表 50 小・中学生の朝食の共食状況と不定愁訴との関係	91

イ 夕食の状況

表 51	18 歳未満の者がいる家庭における夕食の共食状況（年次推移）	92
表 52	小・中学生の夕食の共食状況	92
表 53	小・中学生の夕食の共食状況と不定愁訴との関係	92

ウ 成人の状況

表 54	広島市における 1 日最低 1 食、きちんとした食事を家族等 2 人以上で楽しく、 30 分以上かけてとる人の割合（年次推移）	93
------	--	----

(7) 郷土料理や行事食の衰退

表 55	知っている郷土料理・伝統食の数	94
表 56	作る事ができる郷土料理・伝統食の数	94

背景

(1) 核家族化や単独世帯の増加、生活時間の多様化

表 57	広島市における核家族世帯・単独世帯数（年次推移）	95
表 58	働く父母の平日の帰宅時間（年次推移）	95
表 59	学習塾へ通っている小・中学生の割合（年次推移）	96
表 60	総合スーパーの営業時間別事業所数の構成比比率（年次推移）	96
表 61	コンビニエンスストアの営業時間別事業所数の構成比比率（年次推移）	96

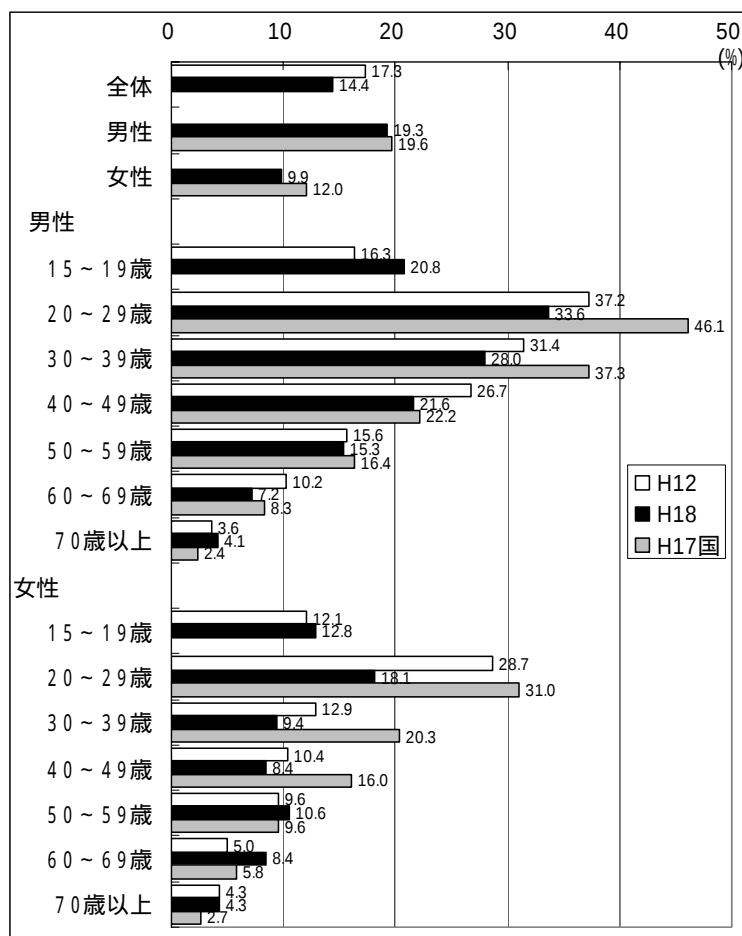
(2) 食の外部化(外食・中食)の進展、生産者と消費者の乖離

表 62	広島市における食費に占める外食・調理食品の割合（年次推移）	97
表 63	小・中学生の保護者が調理済み食品やインスタント食品を使用する頻度	97
表 64	中食・外食の利用頻度が増えた理由	98
表 65	冷凍調理食品の生産量（年次推移）	98
表 66	飲食店、料理品小売業の市場規模推計（年次推移）	99
表 67	消費者意識の変化（年次推移）	99

(3) 食料自給率の低下

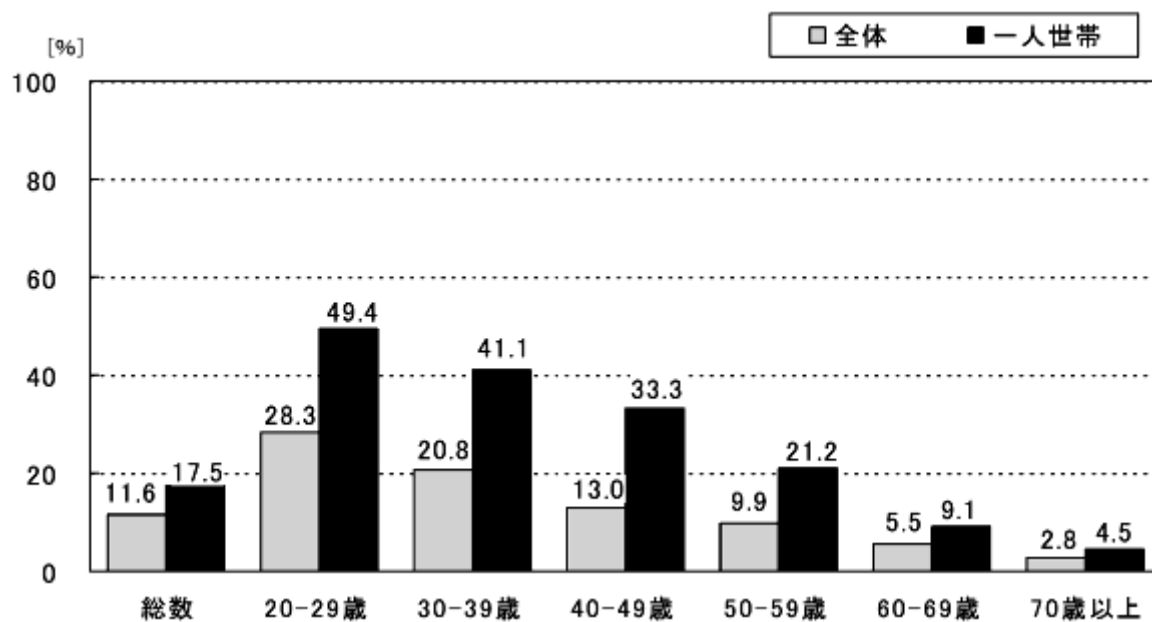
表 68	主要先進国のカロリーベースの食料自給率（年次推移）	100
表 69	広島県のカロリーベースの食料自給率	100
表 70	広島市における学校給食への地場産物の活用状況（食材数ベース）	100

表1 広島市の成人の朝食欠食率（年次推移）



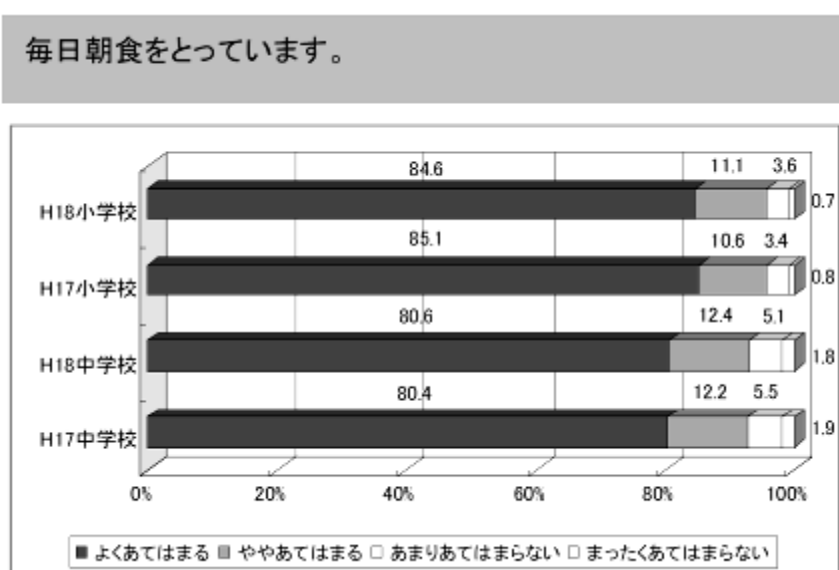
出典：市民健康実態調査（平成12・18年、広島市）
国民健康・栄養調査（平成17年、厚生労働省）

表2 成人一人世帯の朝食欠食率



出典：国民健康・栄養調査（平成17年、厚生労働省）

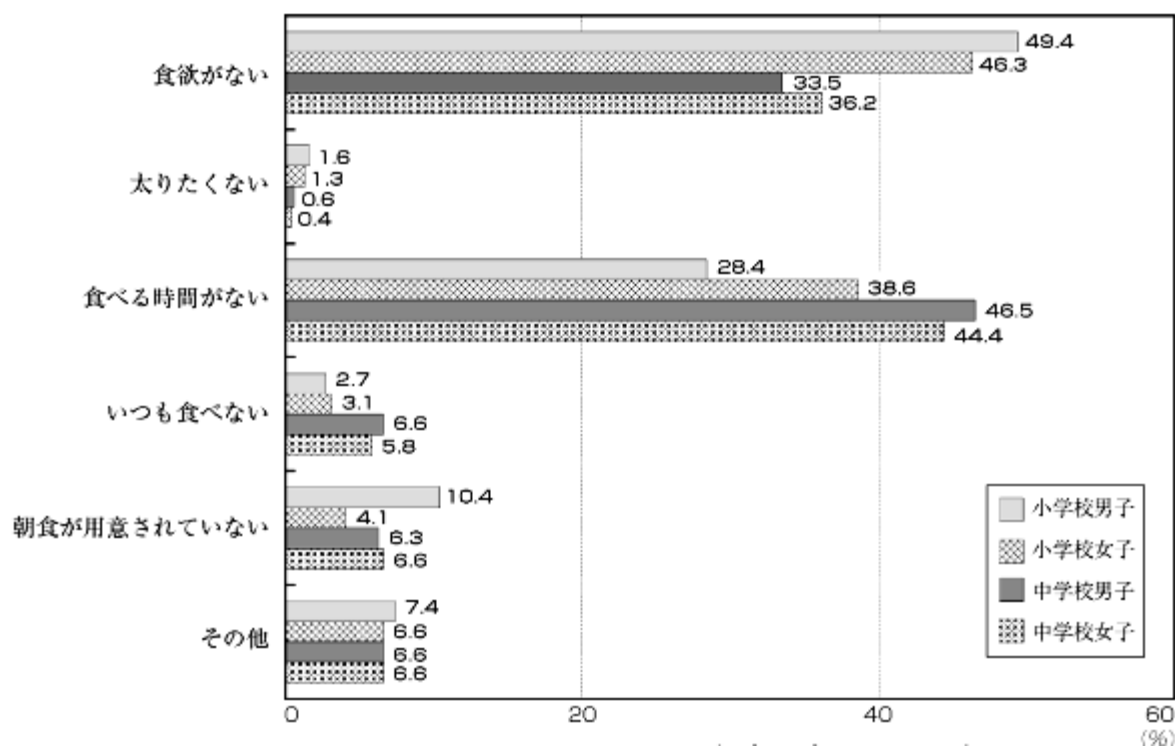
表3 広島市の小・中学生の朝食摂取状況（年次推移）



区分		H14	H15	H16	H17	H18	(%)
「毎日朝食をとる」	小学校(5年生)	94.4	94.9	95.6	95.7	95.7	
回答「あてはまる」	中学校(2年生)	89.7	91.9	92.2	92.6	93.0	

出典：「基礎・基本」定着状況調査（平成14～18年度、広島市）

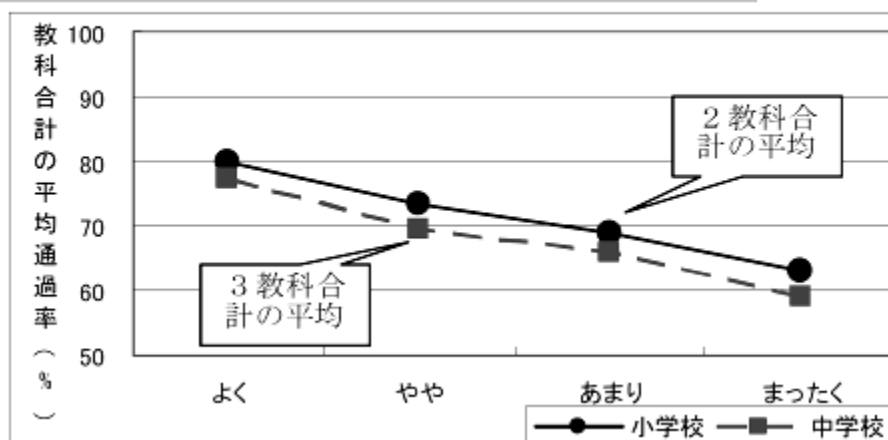
表4 小・中学生が朝食を食べない理由



出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

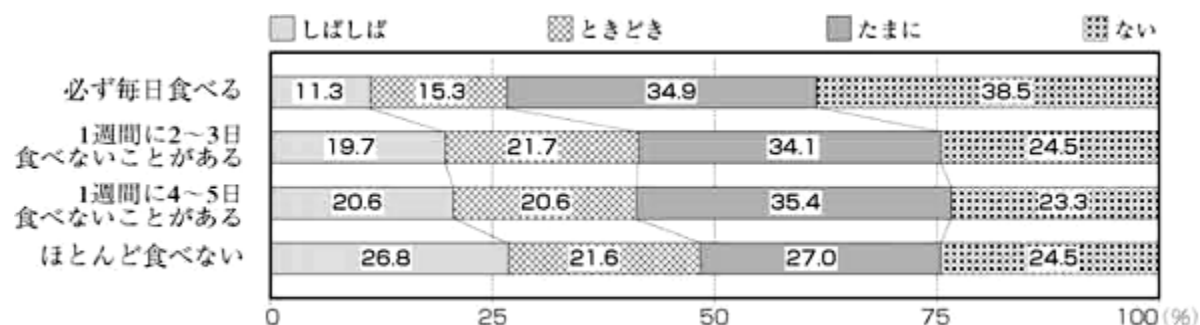
表5 広島市における小・中学生の朝食摂取習慣と学力の定着度との関係

毎日朝食をとっています。



出典：「基礎・基本」定着状況調査（平成18年度、広島市）

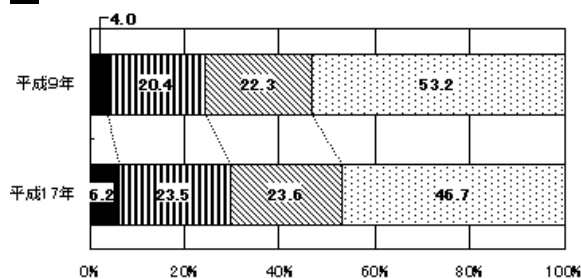
表6 小・中学生の朝食を食べる頻度と不定愁訴との関係



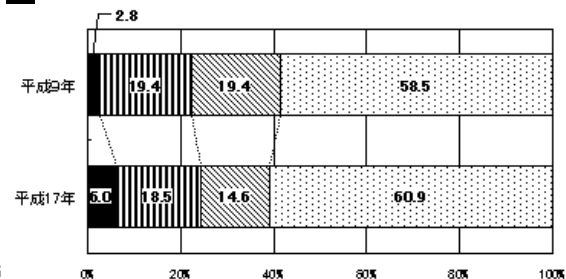
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

表7 朝食欠食が始まった時期（年次推移）

男



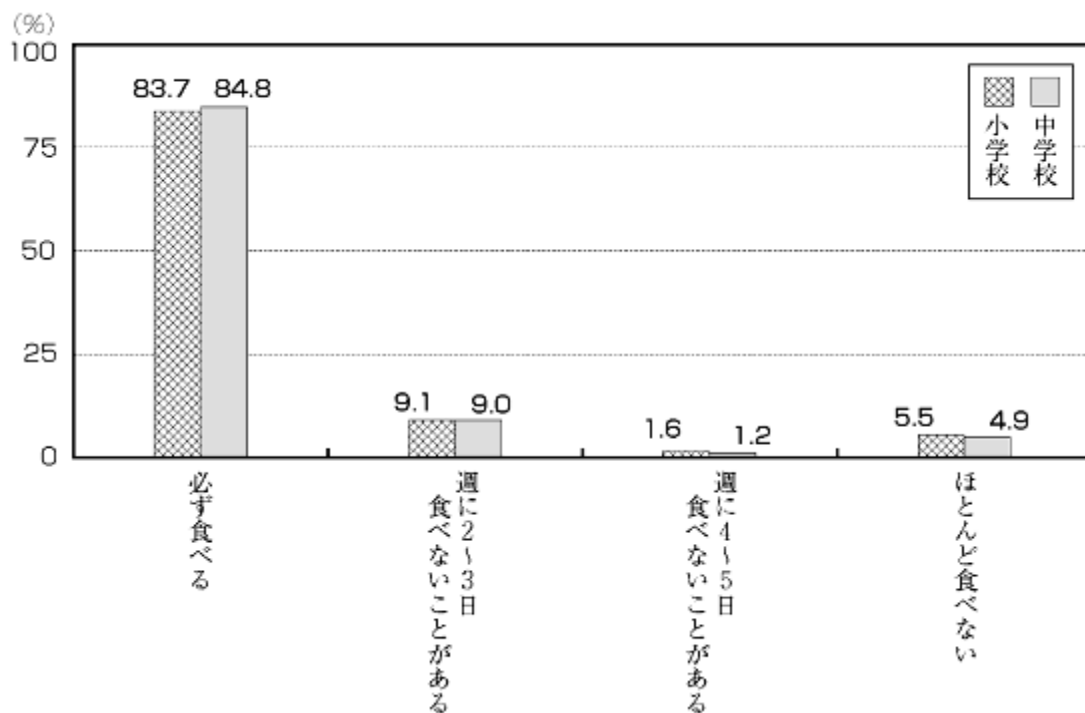
女



■小学生頃から ■中学、高校生頃から ■高校を卒業した頃から □20歳以降

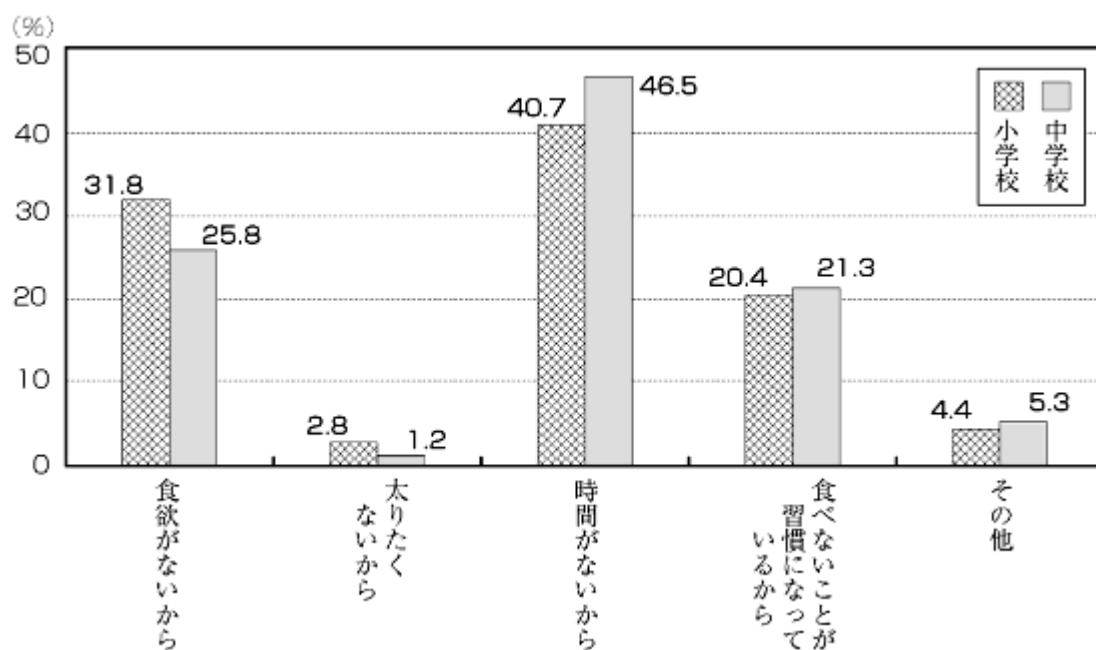
出典：国民健康・栄養調査（平成9・17年、厚生労働省）

表8 小・中学生の保護者が朝食を食べる頻度



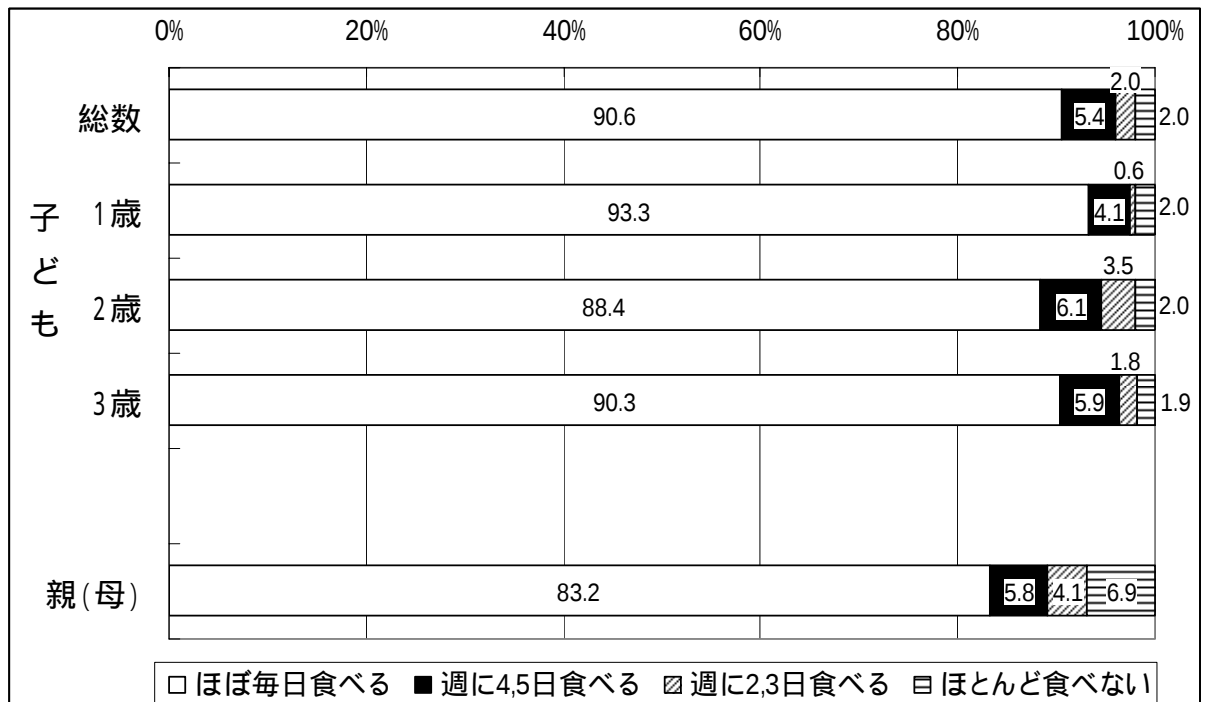
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

表9 小・中学生の保護者が朝食を食べない理由



出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

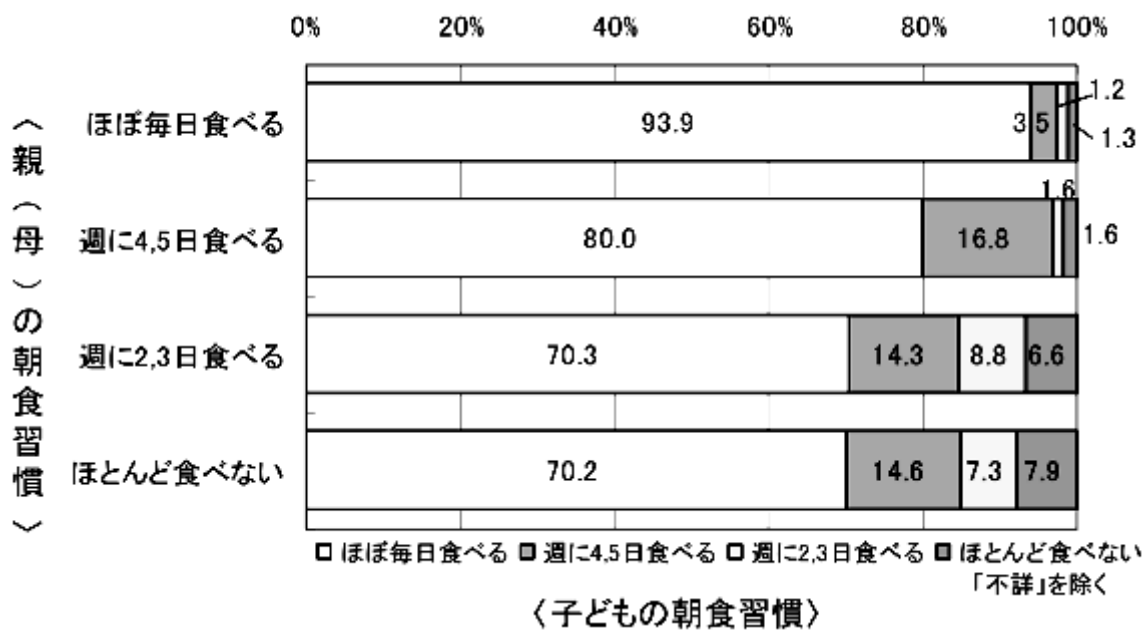
表 1 0 幼児の朝食摂取状況



「不詳」を除く

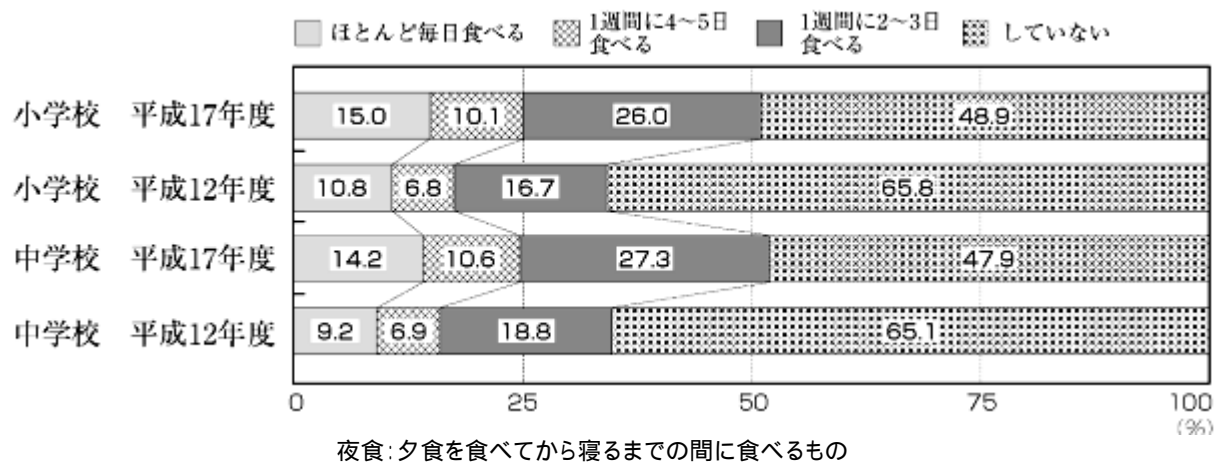
出典：乳幼児栄養調査（平成17年度、厚生労働省）

表 1 1 幼児と母親との朝食摂取習慣の関係



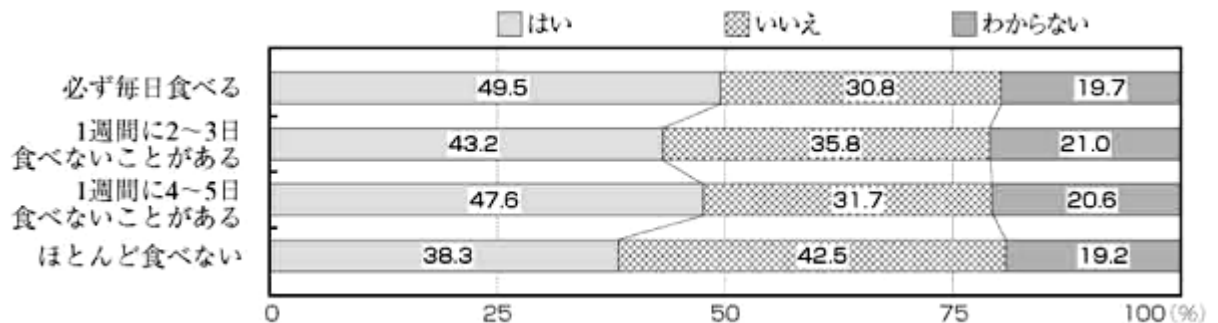
出典：乳幼児栄養調査（平成17年度、厚生労働省）

表 1 2 小・中学生の夜食を食べる頻度（年次推移）



出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成12・17年度、日本スポーツ振興センター）

表 1 3 小・中学生の朝食を食べる頻度と間食摂取との関係

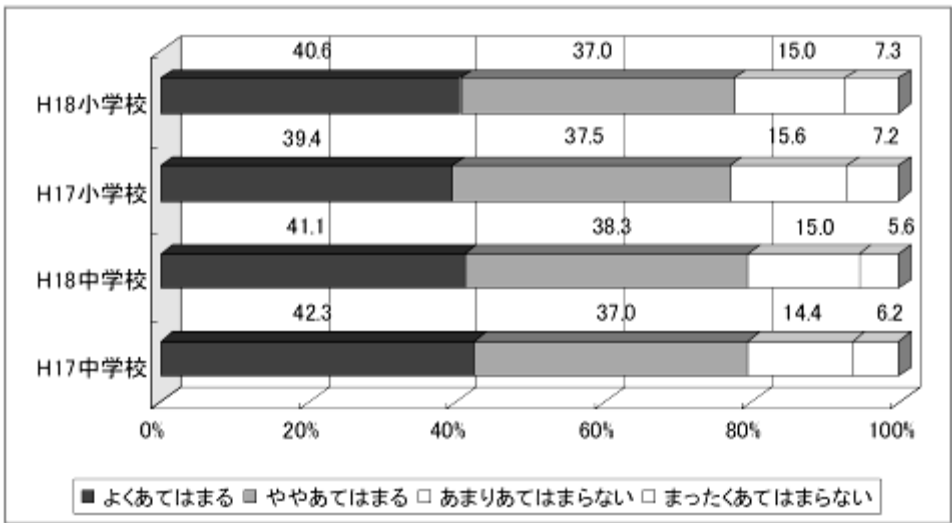


「朝食摂取状況」と「お菓子やスナック菓子を食べ過ぎないように気をつけている」の関係

出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

表 1 4 広島市の小・中学生の生活リズム（年次推移）

ふだん（月曜日～金曜日）、朝起きたり、夜ねたりする時刻が、だいたい決まっています。



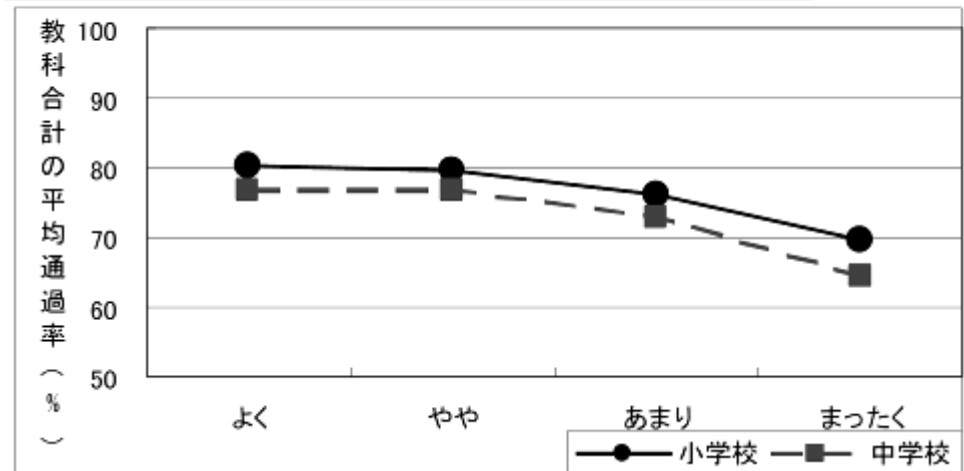
区分		H16	H17	H18
「起床・就寝時刻は決まっている」 回答「あてはまる」	小学校（５年生）	75.7	76.9	77.6
	中学校（２年生）	76.7	79.3	79.4

(%)

出典：「基礎・基本」定着状況調査（平成１６～１８年度、広島市）

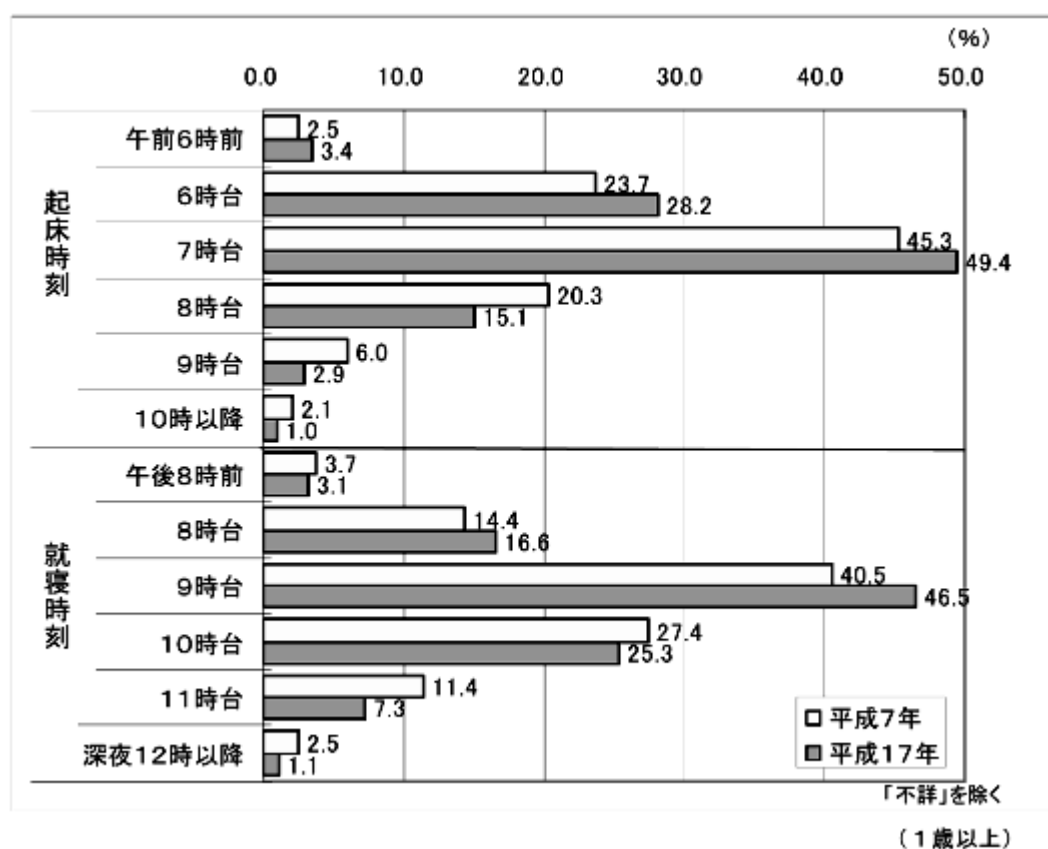
表 1 5 広島市の小・中学生における生活リズムと学力の定着度との関係

ふだん（月曜日～金曜日）、朝起きたり、夜寝たりする時刻が、だいたい決まっています。



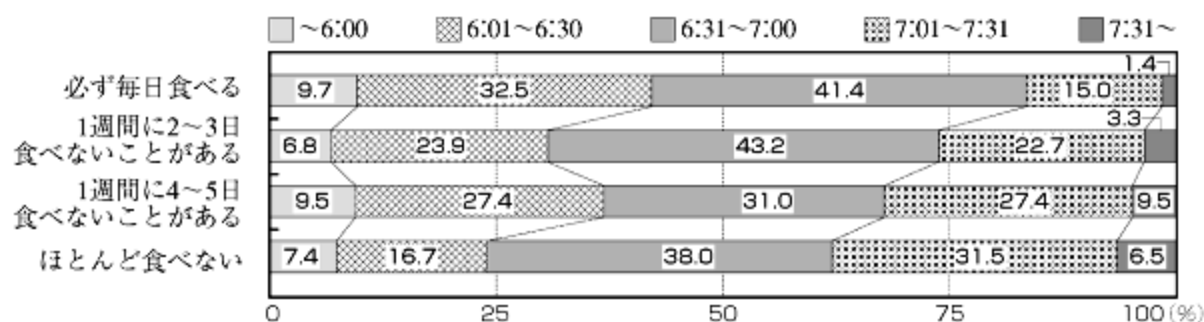
出典：「基礎・基本」定着状況調査（平成１８年度、広島市）

表 1 6 幼児の起床時刻・就寝時刻（年次推移）



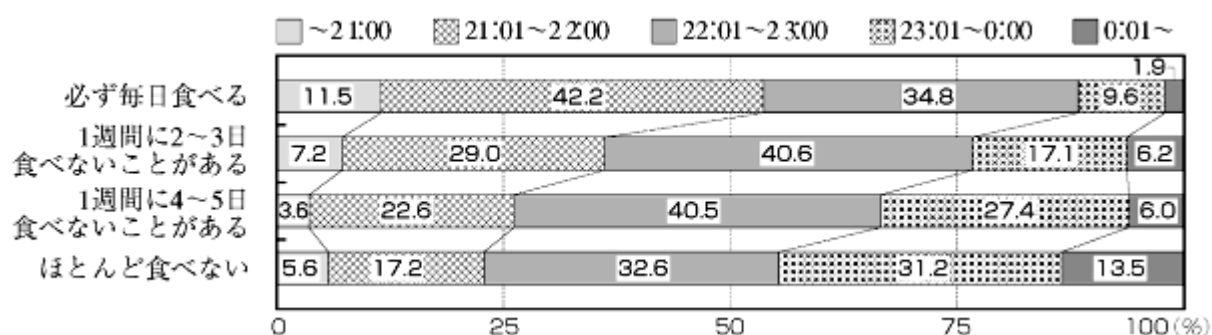
出典：乳幼児栄養調査（平成17年度、厚生労働省）

表 1 7 小学生の起床時刻と朝食摂取状況との関係



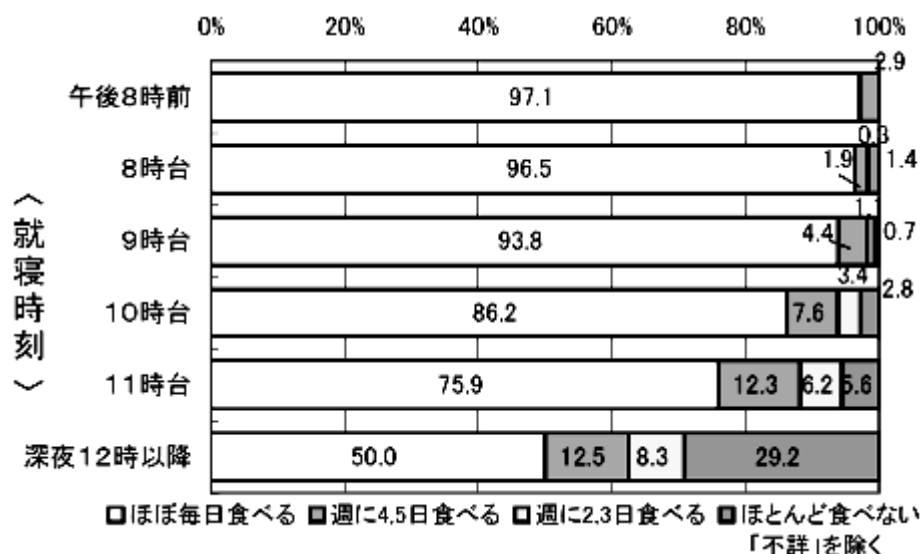
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成 1 7 年度、日本スポーツ振興センター）

表 1 8 小学生の就寝時刻と朝食摂取状況との関係



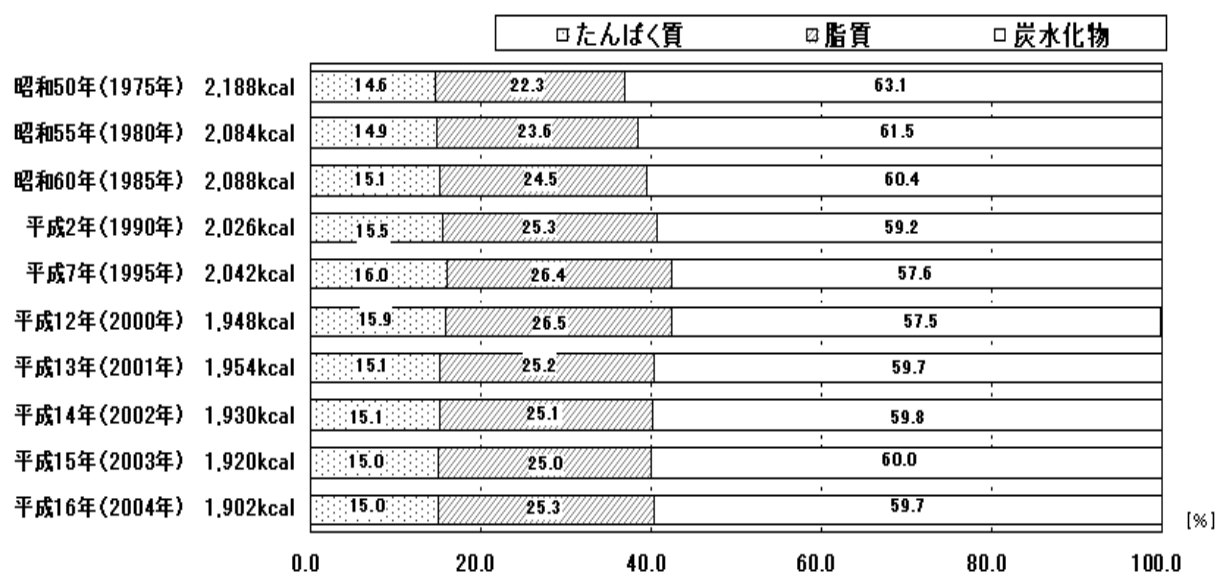
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成 1 7 年度、日本スポーツ振興センター）

表 1 9 幼児の就寝時刻と朝食摂取状況との関係



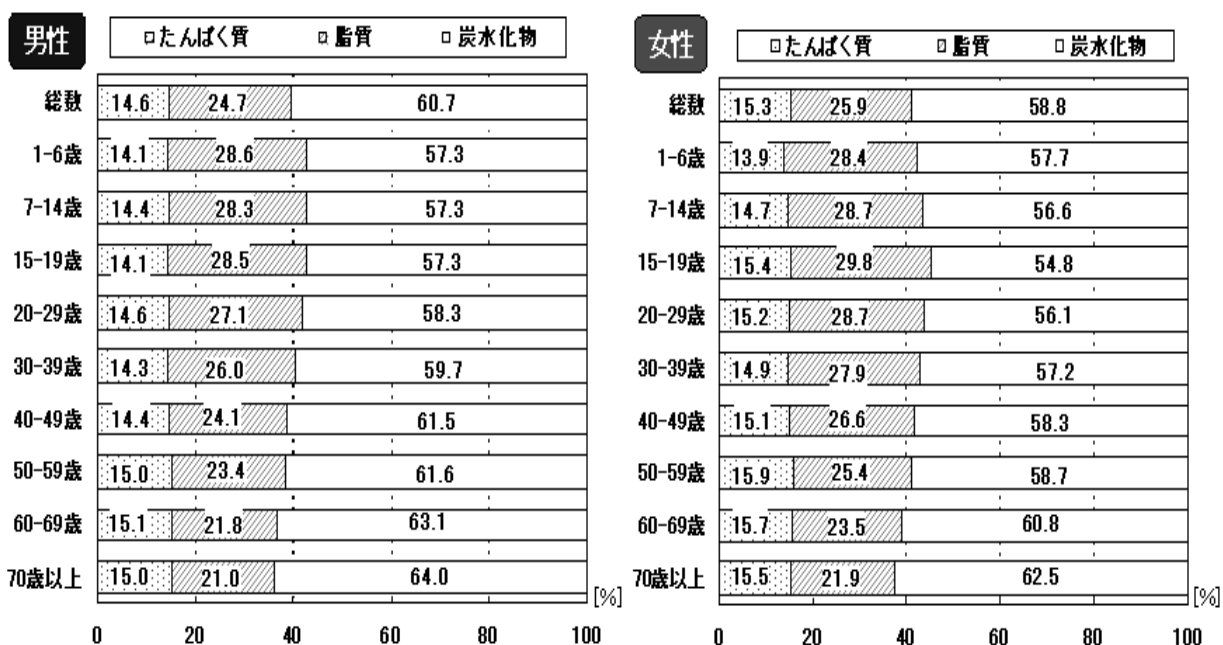
出典：乳幼児栄養調査（平成 1 7 年度、厚生労働省）

表 2 0 エネルギーの栄養素別摂取構成比（年次推移）



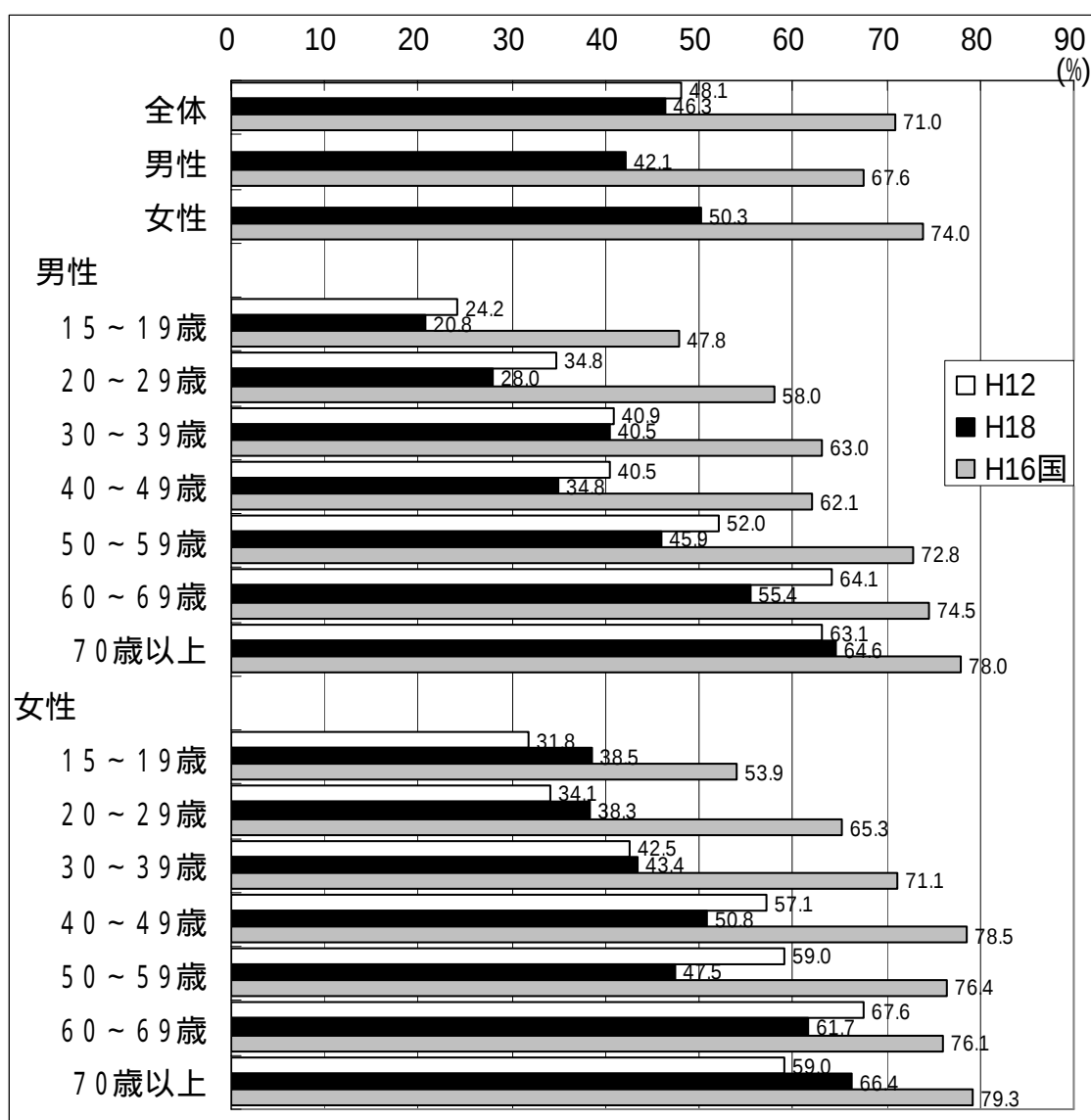
出典：国民健康・栄養調査（昭和50年～平成16年、厚生労働省）

表 2 1 性・年齢階級別のエネルギーの栄養素別摂取構成比



出典：国民健康・栄養調査（平成16年、厚生労働省）

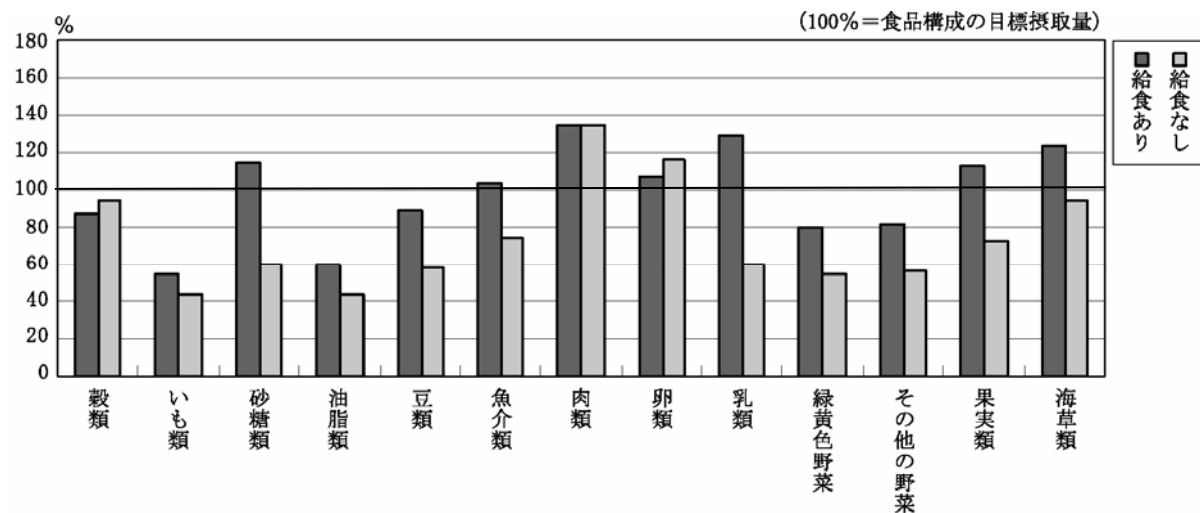
表 2 2 広島市における適切な食事の内容・量を知っている者の割合（年次推移）



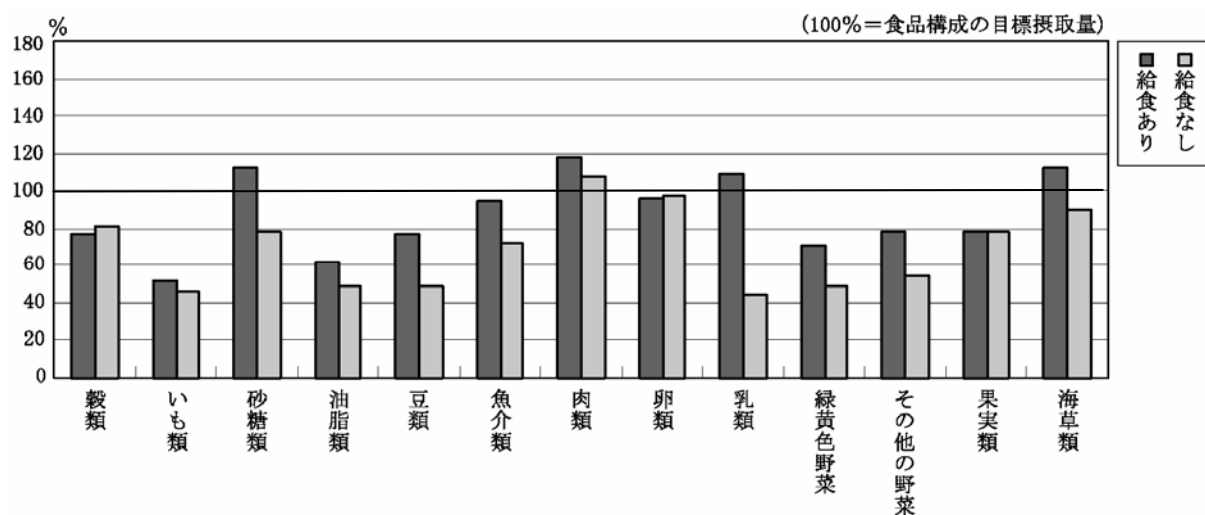
出典：市民健康実態調査（平成 12 年・18 年、広島市）
国民健康・栄養調査（平成 16 年、厚生労働省）

表 2 3 小学生の食品の摂取状況

(小学生 男子)

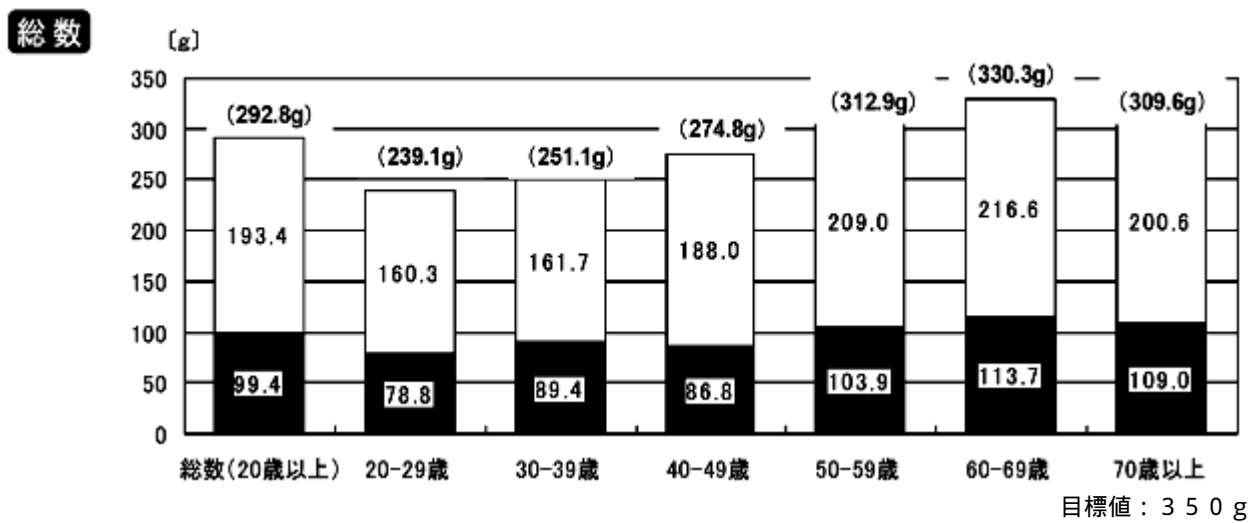


(小学生 女子)



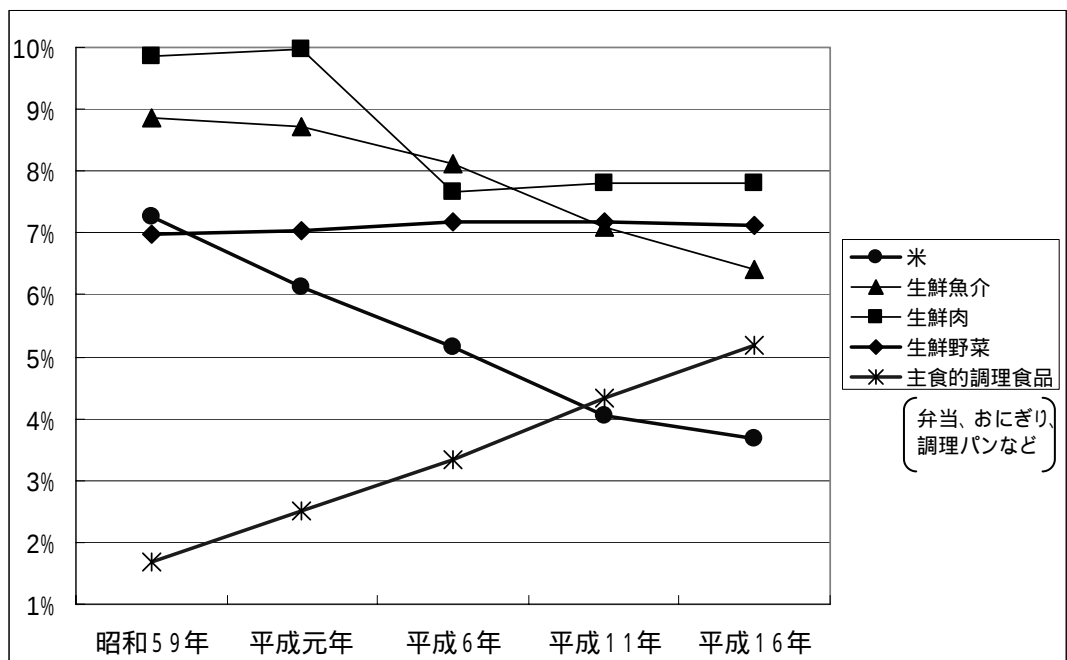
出典：児童生徒の食事状況調査（平成 14 年度、日本スポーツ振興センター）

表 2 4 成人の野菜摂取量（20歳以上の年齢階級別）



出典：国民健康・栄養調査（平成17年、厚生労働省）

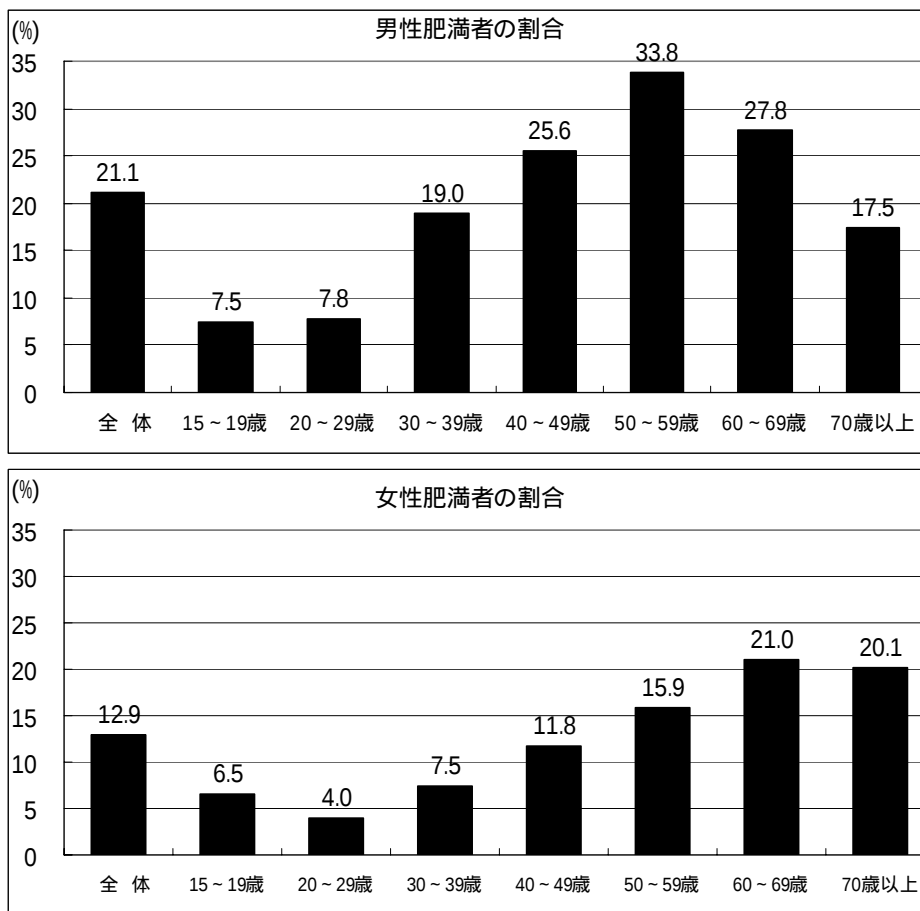
表 2 5 広島市における食費に占める生鮮食品・調理食品の割合（年次推移）



* 単身者世帯を除く。

出典：家計調査年報（昭和59・平成元・6・11・16年、総務省）

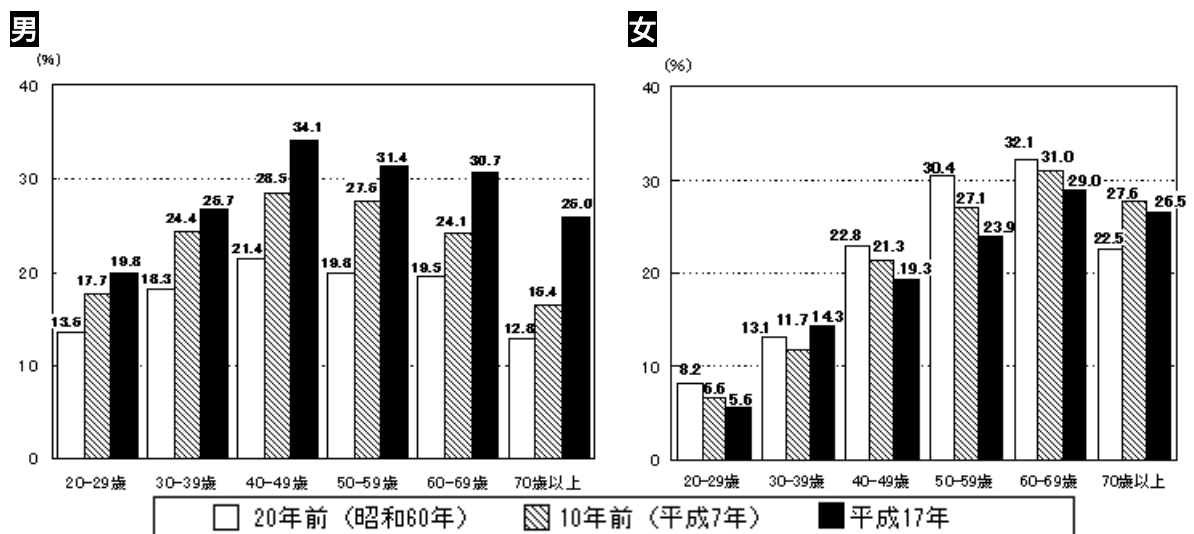
表 2 6 広島市の成人肥満者の割合



肥満者：BMI 25

出典：市民健康実態調査（平成 18 年、広島市）

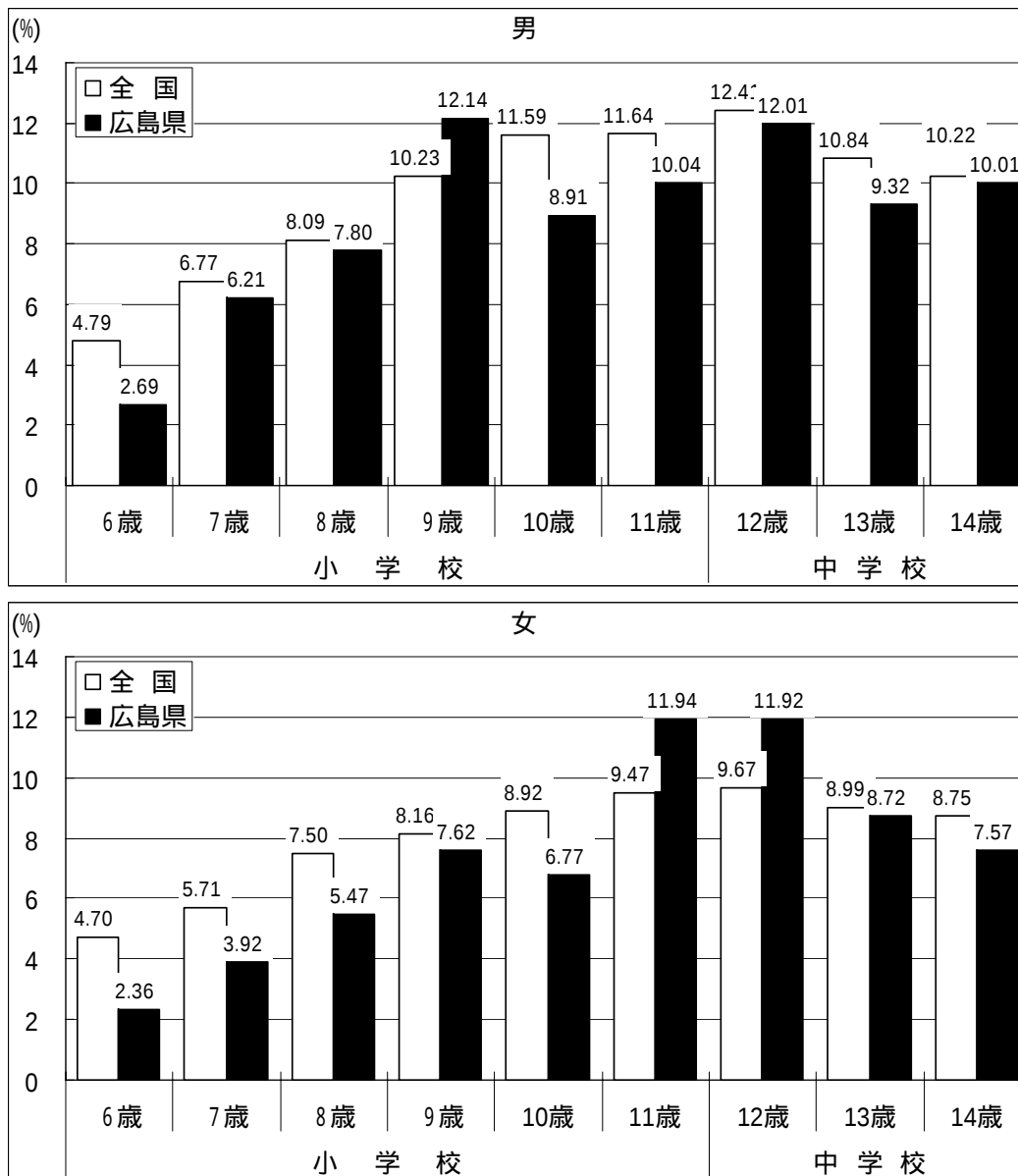
表 2 7 成人肥満者の割合（年次推移）



肥満者：BMI 25

出典：国民健康・栄養調査（昭和 6 0 年・平成 7 ・17 年、厚生労働省）

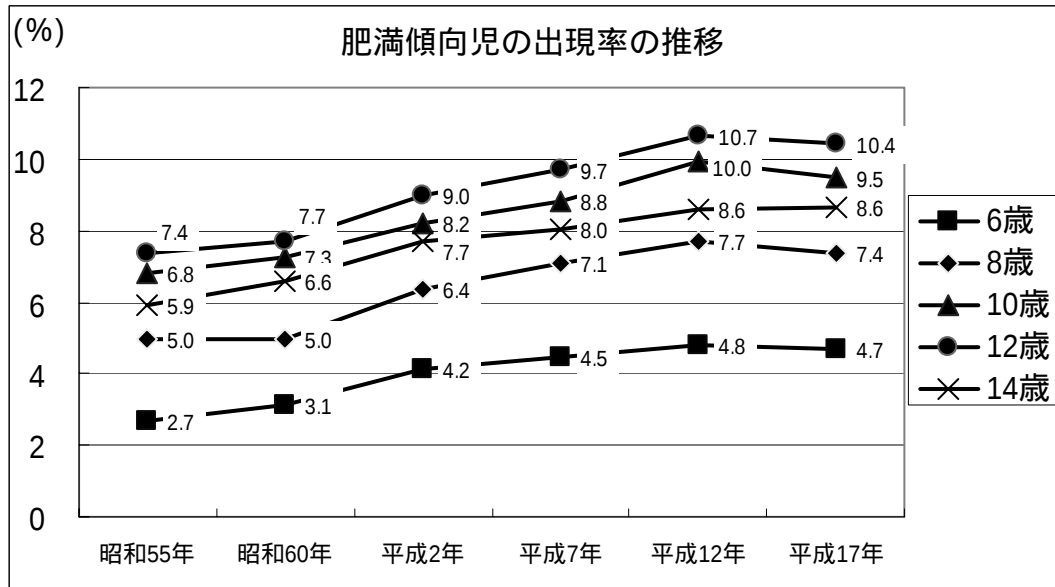
表 2 8 広島県の小・中学生の肥満傾向者の出現率



肥満傾向者：性別・年齢・身長別の標準体重から算出した肥満度が20%以上の者

出典：学校保健統計調査（平成19年度、文部科学省）

表 2 9 小・中学生の肥満傾向者の出現率（年次推移）

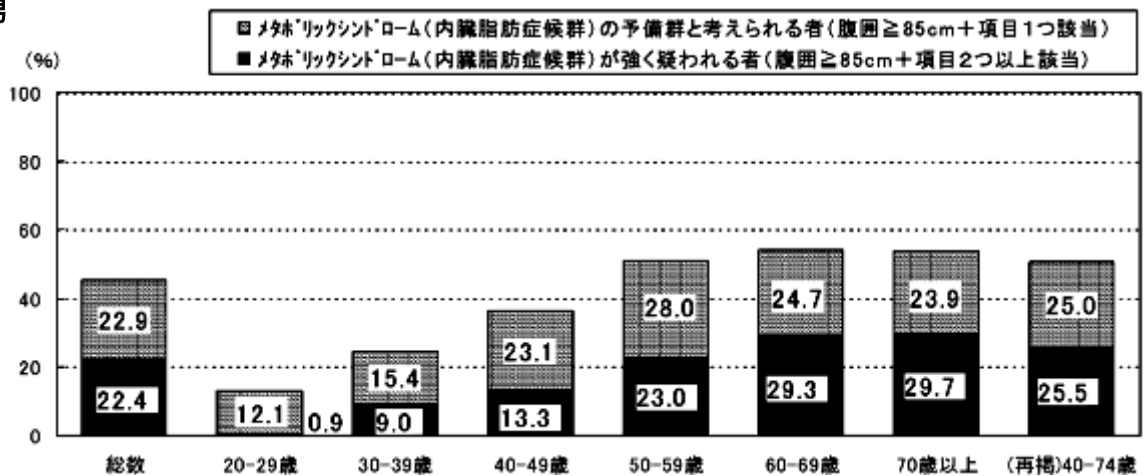


肥満傾向者：性別・年齢・身長別の平均体重に対して120%以上の者

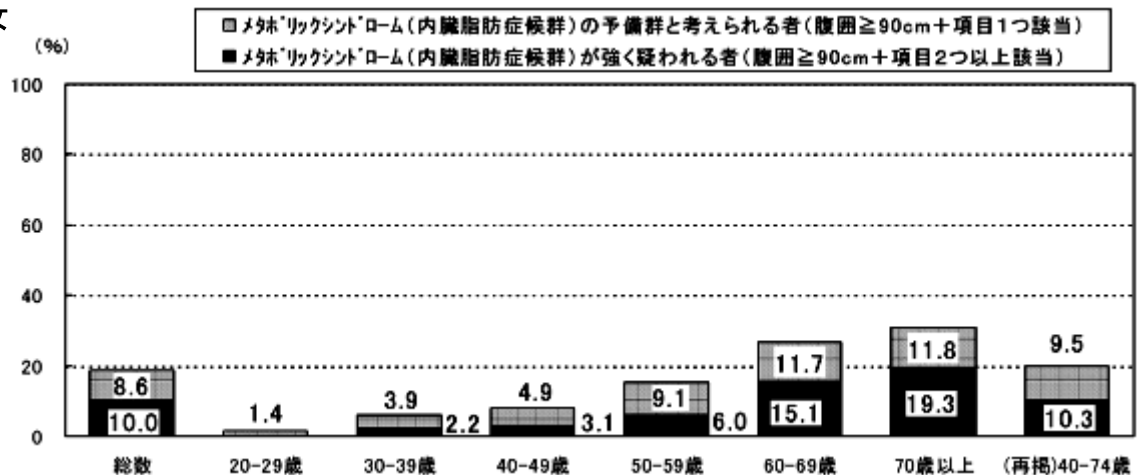
出典：学校保健統計調査（昭和55年～平成18年度、文部科学省）

表 3 0 メタボリックシンドロームの状況

男

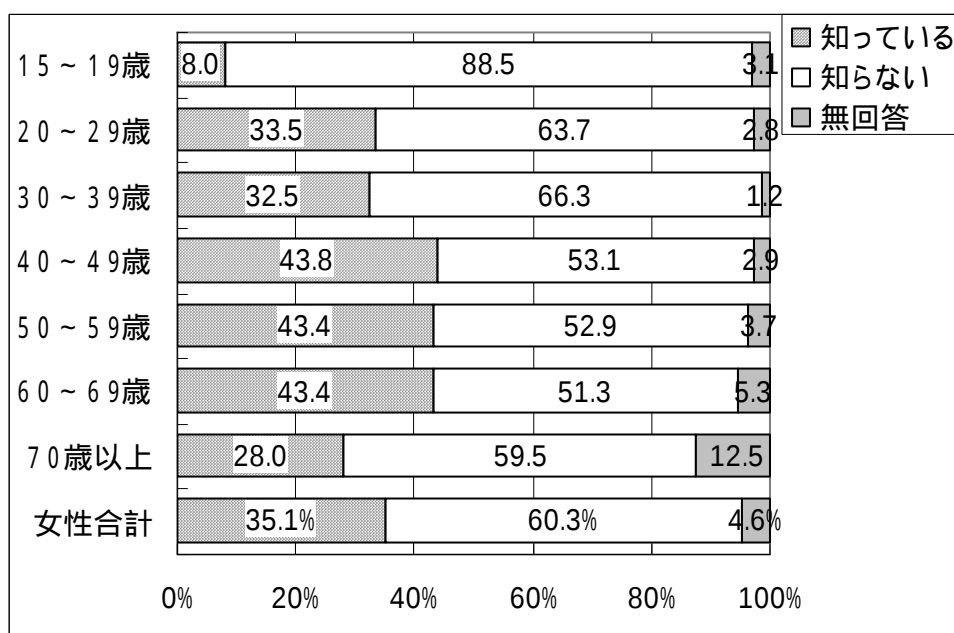
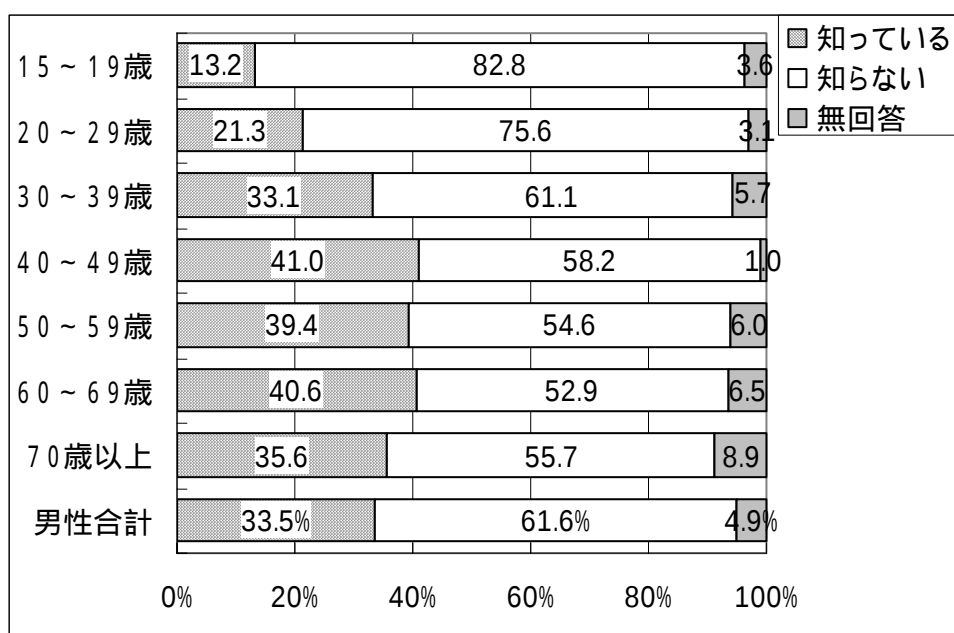


女



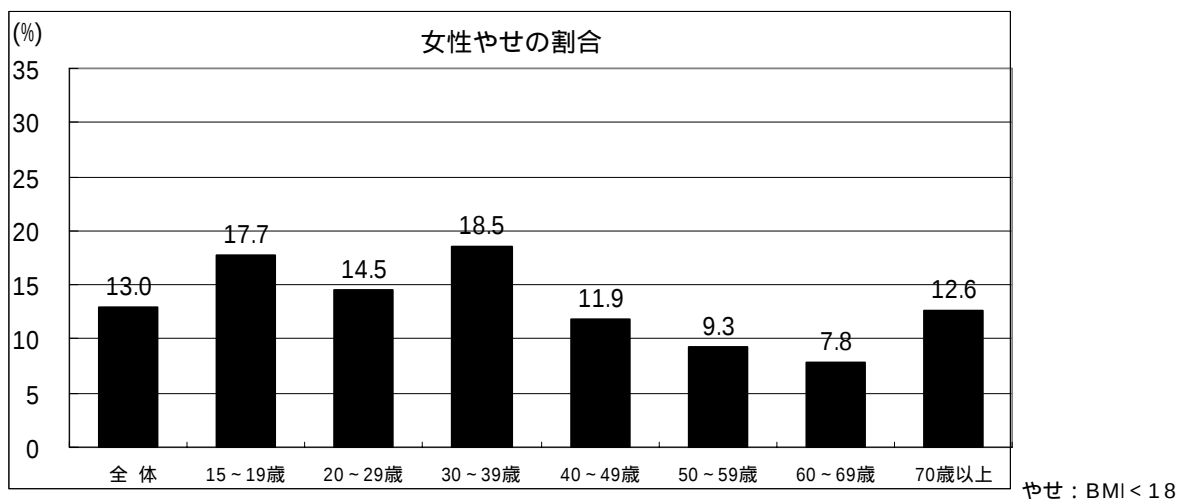
出典：国民健康・栄養調査（平成17年、厚生労働省）

表 3 1 広島市におけるメタボリックシンドロームの認知度



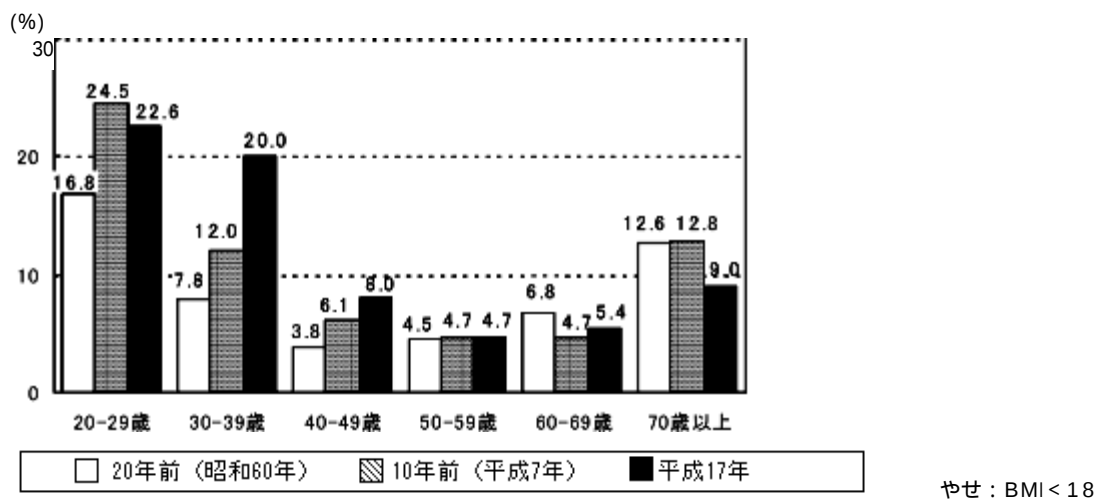
出典：市民健康実態調査（平成 18 年、広島市）

表 3 2 広島市における「やせている女性」の割合



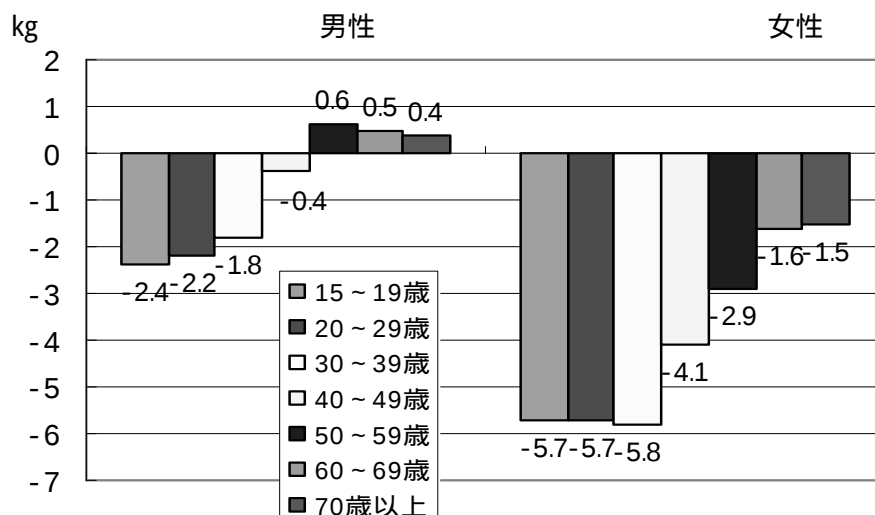
出典：市民健康実態調査（平成 18 年、広島市）

表 3 3 「やせている女性」の割合（年次推移）



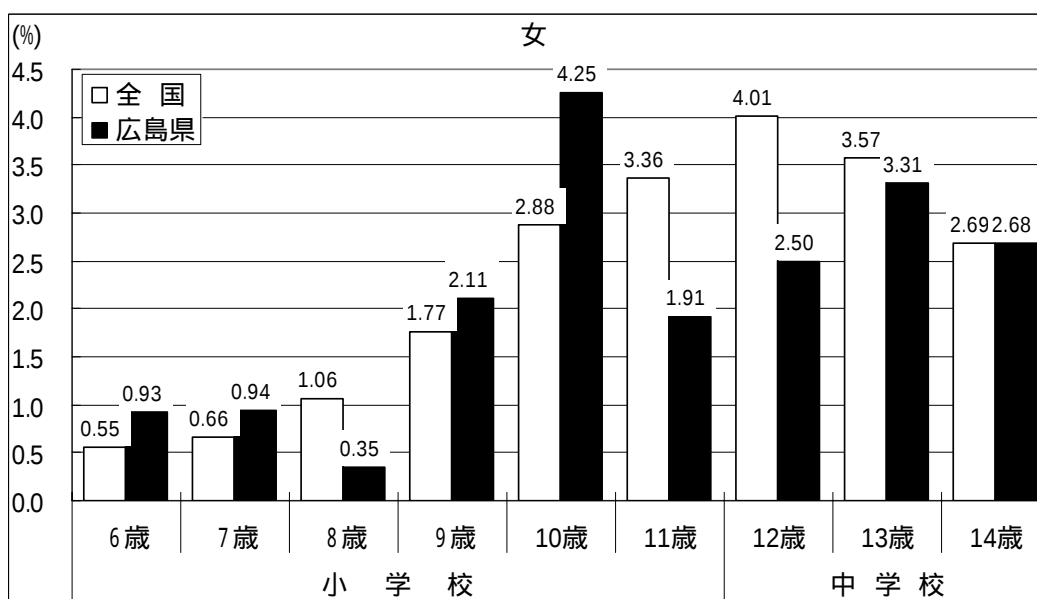
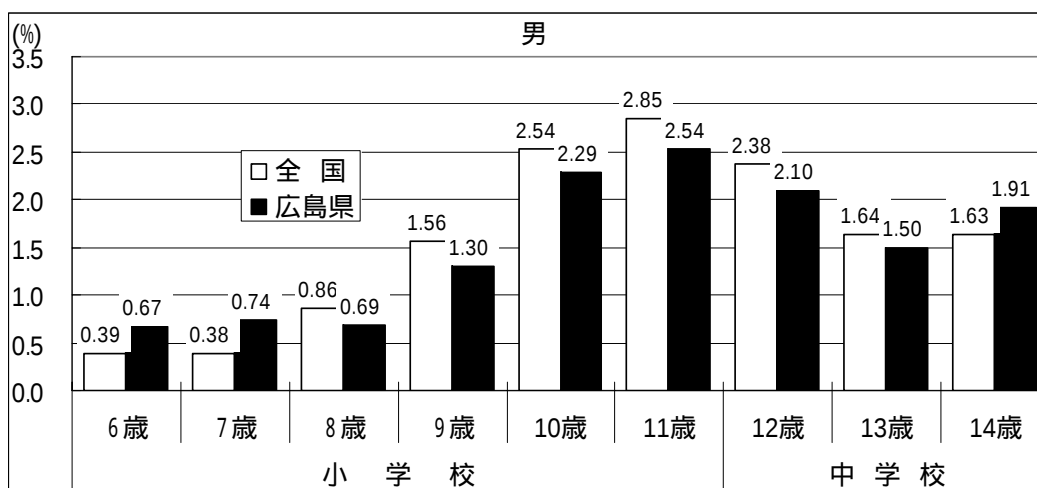
出典：国民健康・栄養調査（昭和 60 年・平成 7・17 年、厚生労働省）

表 3 4 広島市の 15 歳以上の者が適正と考える体重と標準体重との差



出典：市民健康実態調査（平成 18 年、広島市）

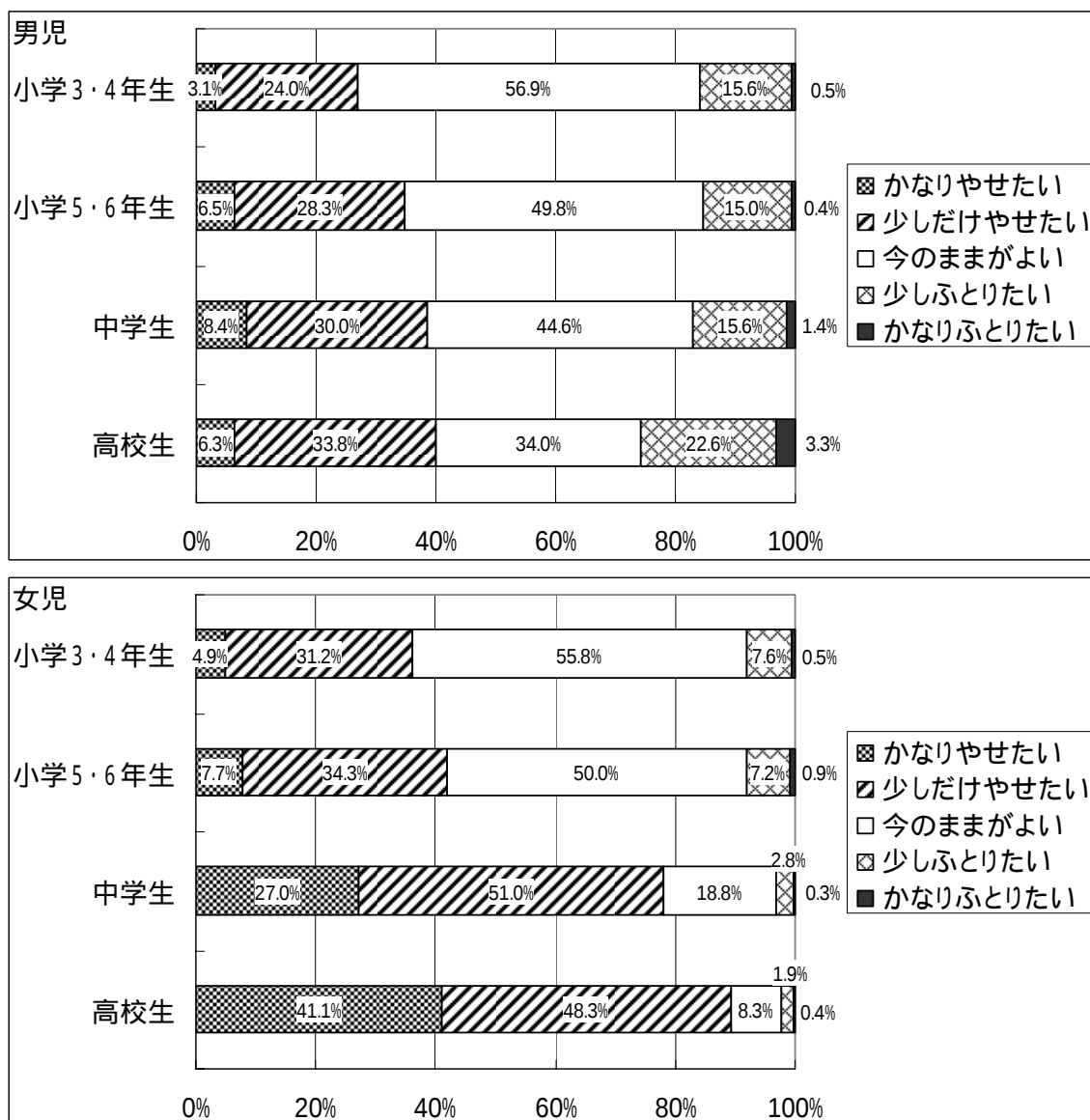
表 3 5 広島県の小・中学生のそう身傾向者の出現率



痩身傾向者：性別・年齢・身長別の標準体重から算出した肥満度が - 20%以下の者

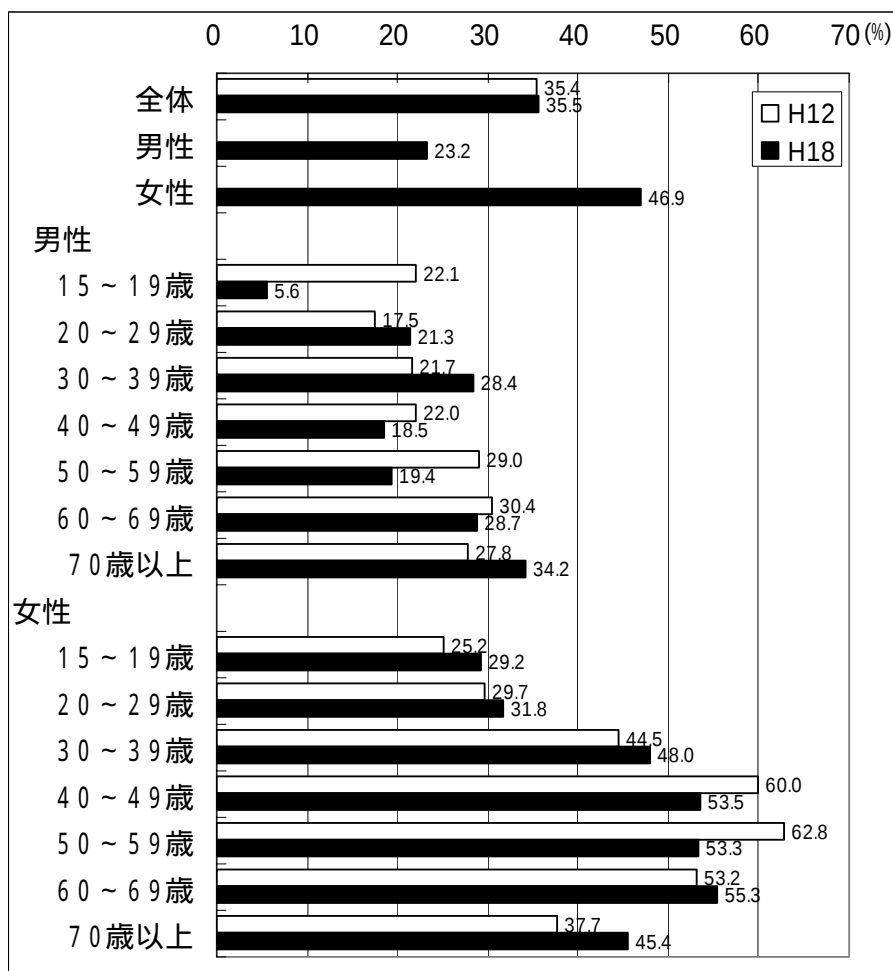
出典：学校保健統計調査（平成 18 年度、文部科学省）

表 3 6 小・中学生の自分の体型のイメージ



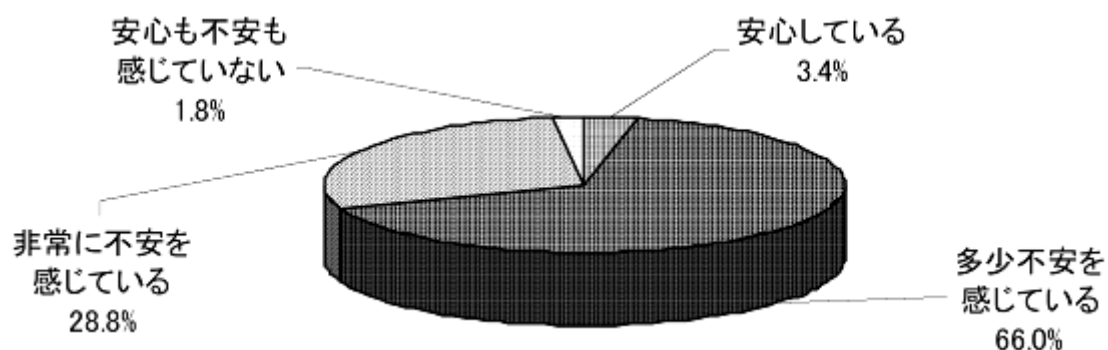
出典：児童生徒の健康状態サーベイランス（平成16年、(財)日本学校保健会）

表 3 7 広島市における食品添加物や食品の安全が気になる人の割合



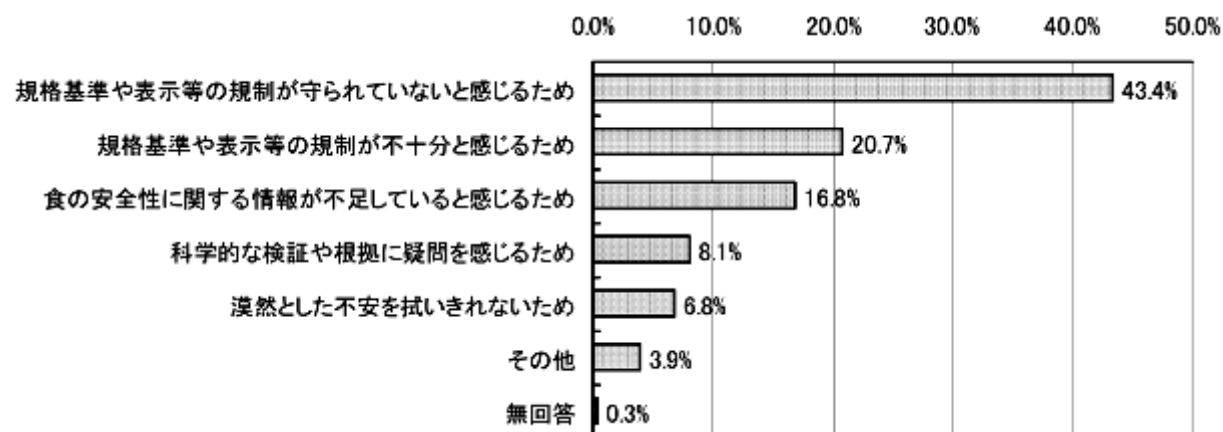
出典：市民健康実態調査（平成 12 年・18 年、広島市）

表 3 8 食の安全に対する不安感を感じる人の割合



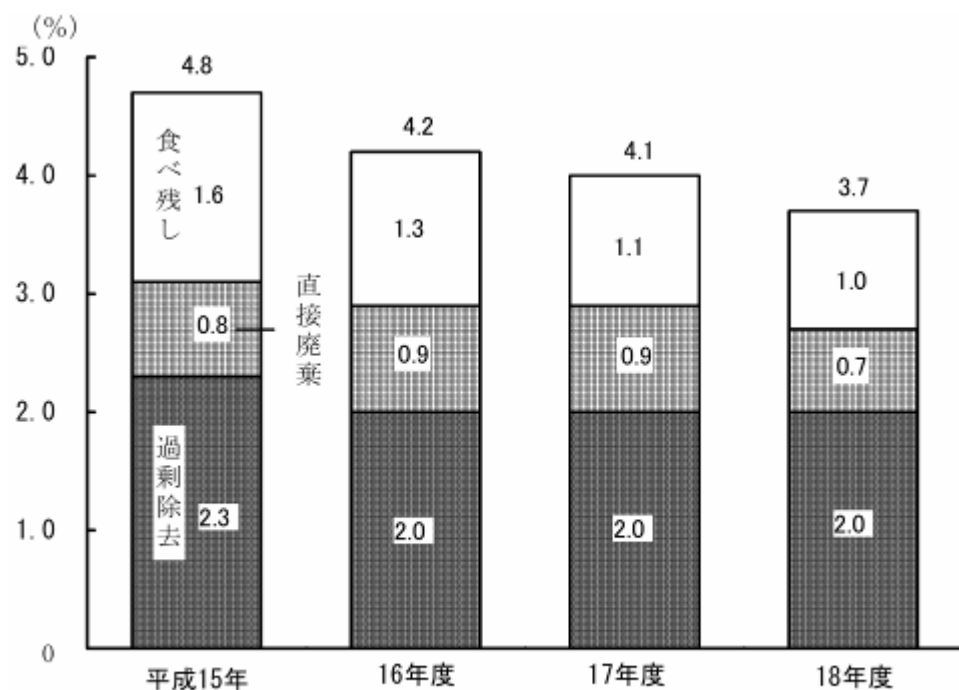
出典：食の安全性に関する意識調査（平成 15 年、食品安全委員会）

表 3 9 食に対して不安を感じる理由



出典：食の安全性に関する意識調査（平成 15 年、食品安全委員会）

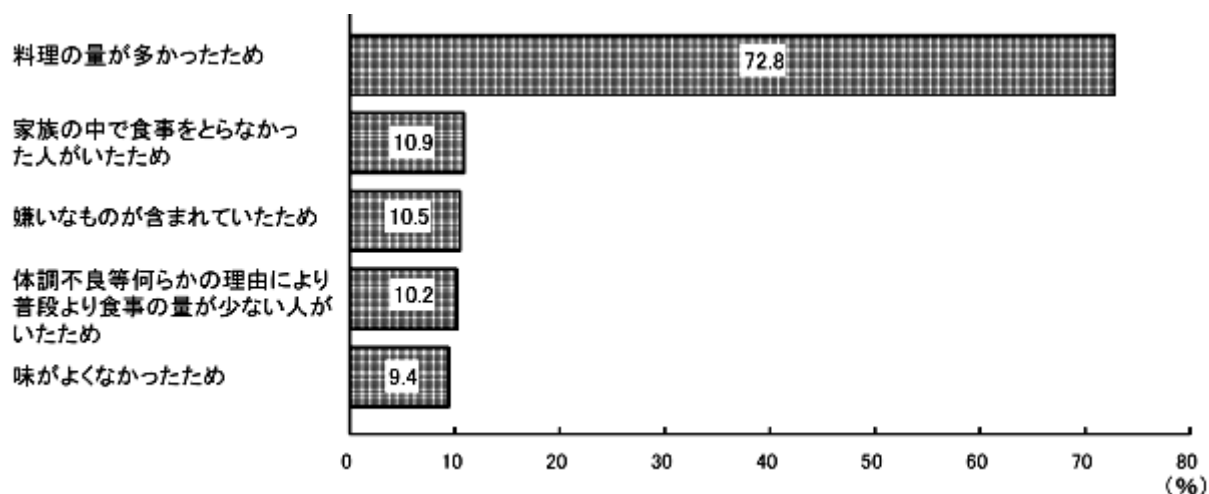
表 4 0 世帯における食品ロス率（年次推移）



注：平成15年結果は調査期を年1期としていたが、16年度結果より6月、9月、12月及び翌年3月の年4期の平均である。

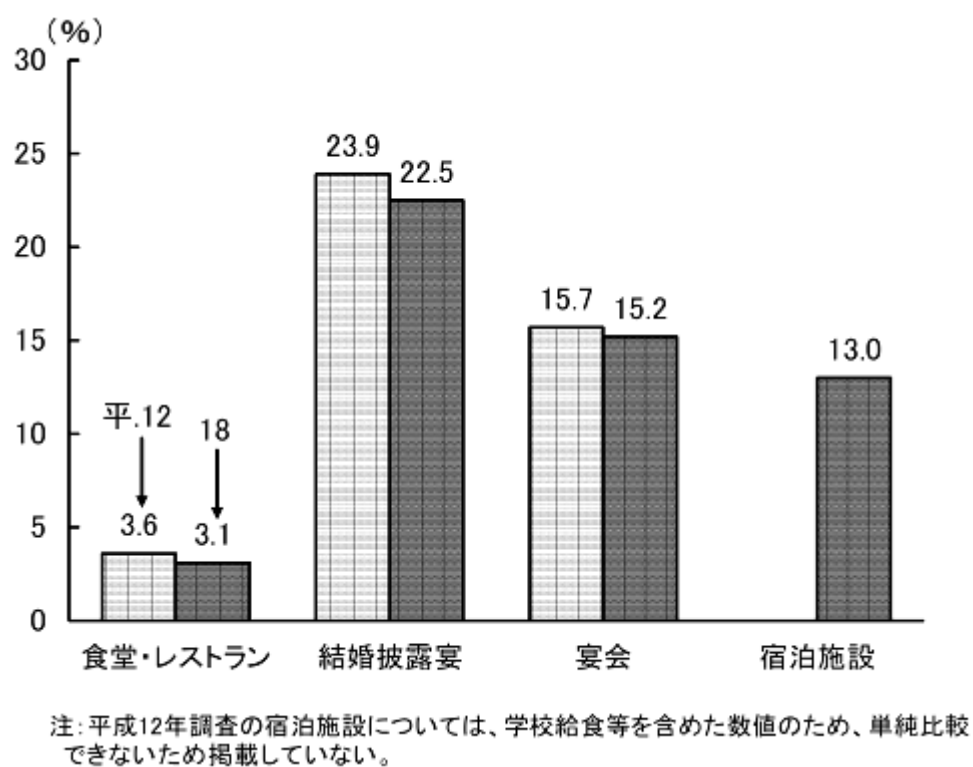
出典：食品ロス統計調査（平成18年度、農林水産省）

表 4 1 食卓に出した料理を食べ残した理由



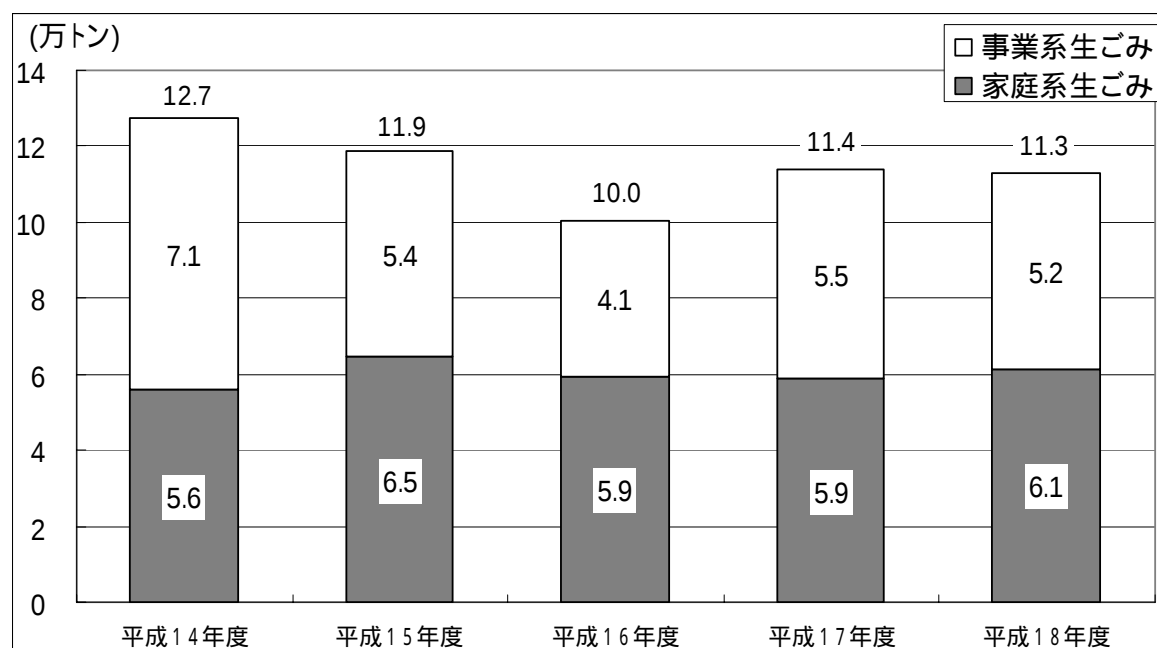
出典：食品ロス統計調査（平成18年度、農林水産省）

表４２ 外食産業における食べ残し量（年次推移）



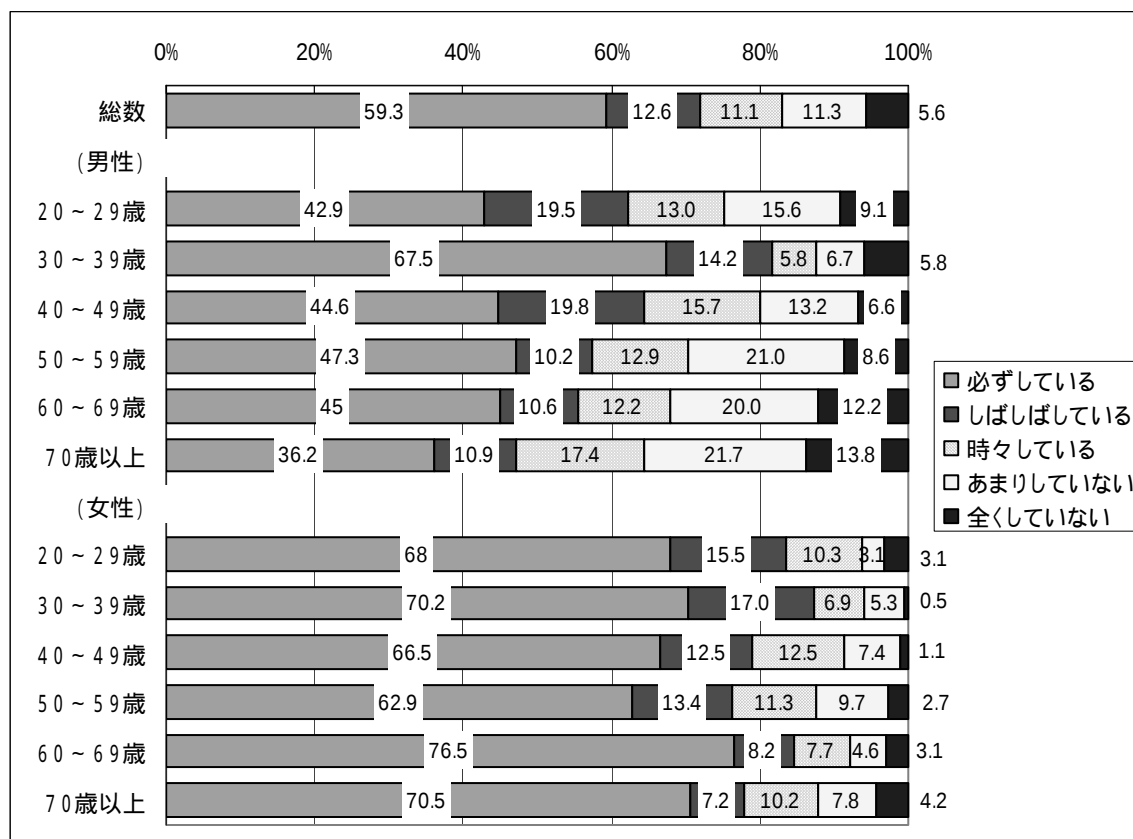
出典：食品ロス統計調査（平成18年、農林水産省）

表４３ 広島市における生ごみ排出量の推定量（年次推移）



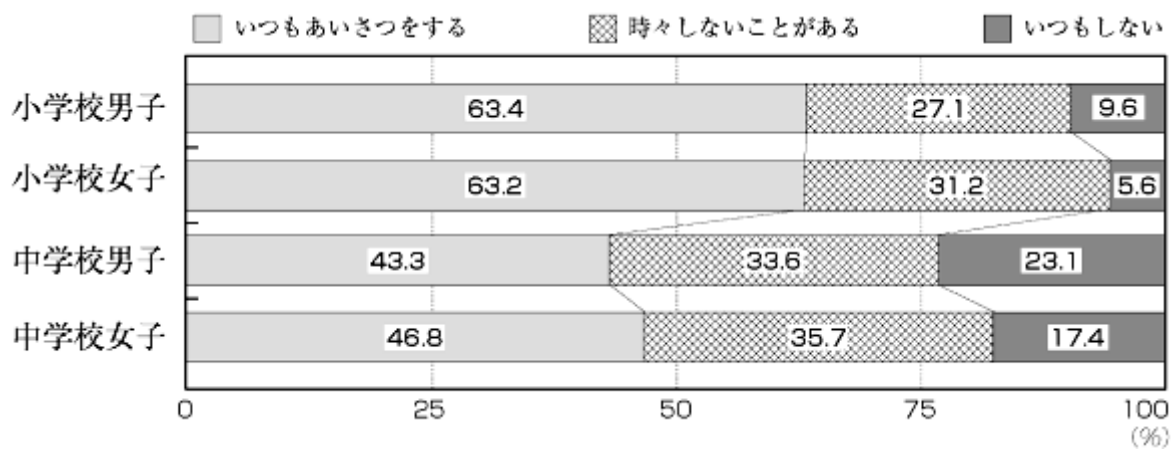
出典：可燃ごみ組成分析調査から推計（平成14～18年度、広島市）

表 4 4 成人の食事の挨拶



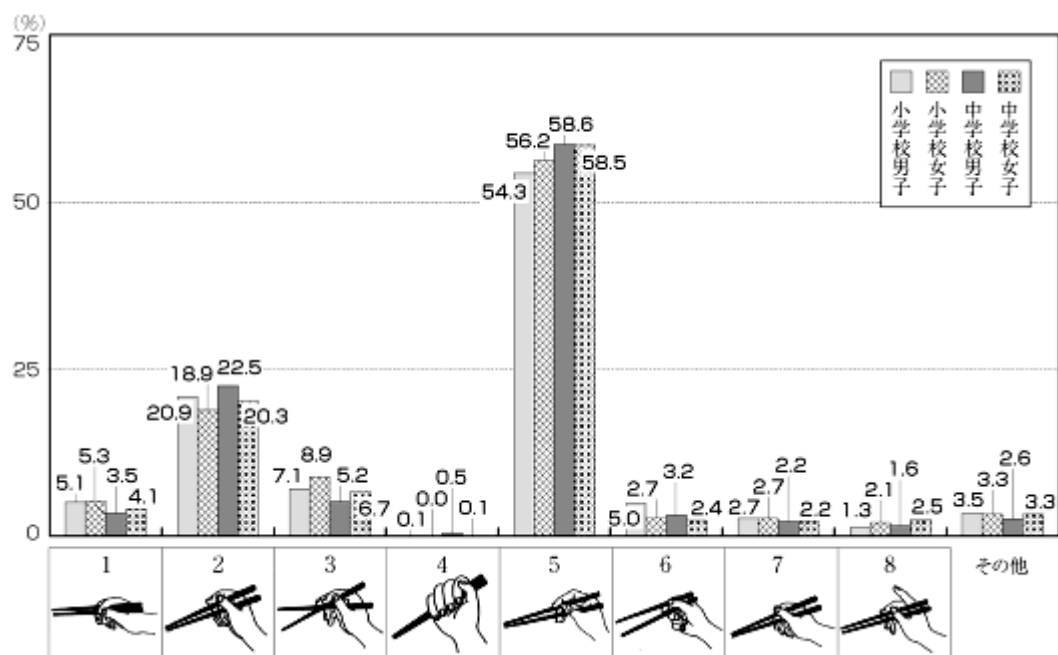
出典：食育に関する意識調査（平成19年、内閣府）

表 4 5 小・中学生の食事の挨拶



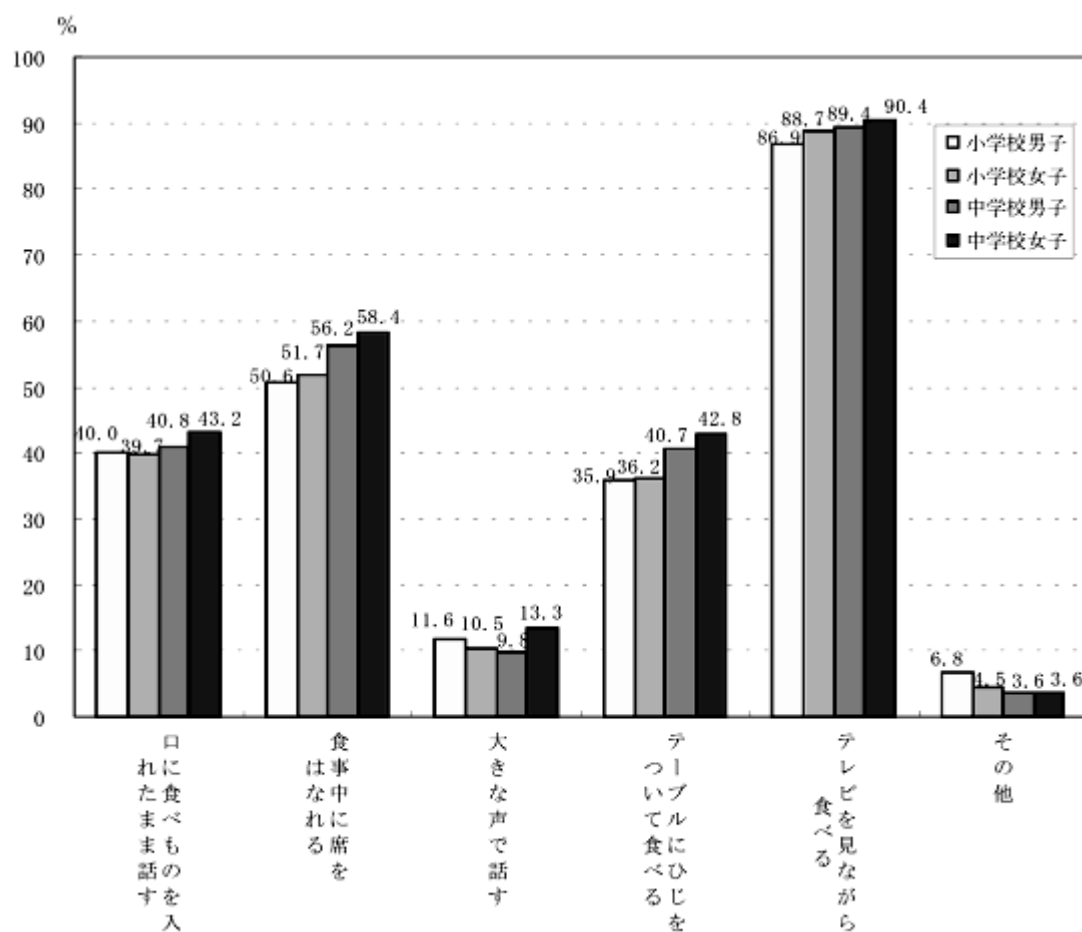
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

表 4 6 小・中学生の箸の持ち方



出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成 1 7 年度、日本スポーツ振興センター）

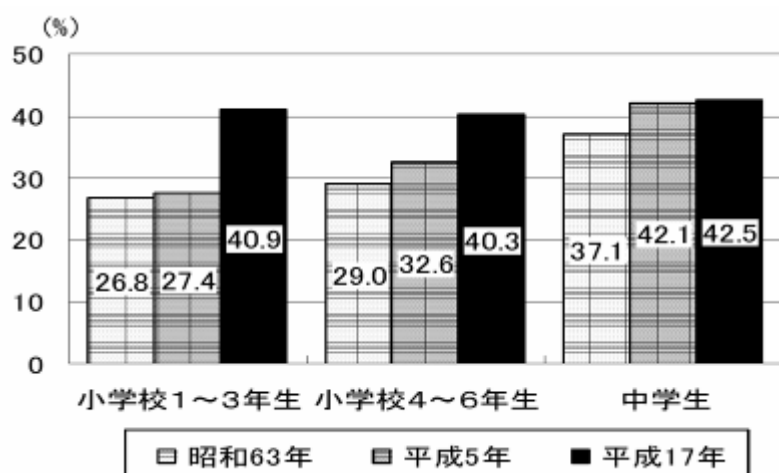
表 4 7 家庭での食事のマナー



「家で食事をするときに、次のようなことをしたことがありますか」との問いに「ある」と答えた割合

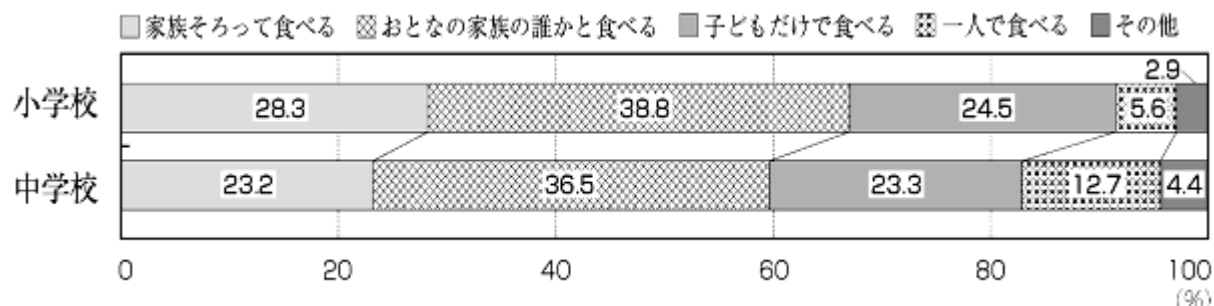
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成 1 2 年度、日本スポーツ振興センター）

表 4 8 小・中学生だけで朝食を食べる比率（年次推移）



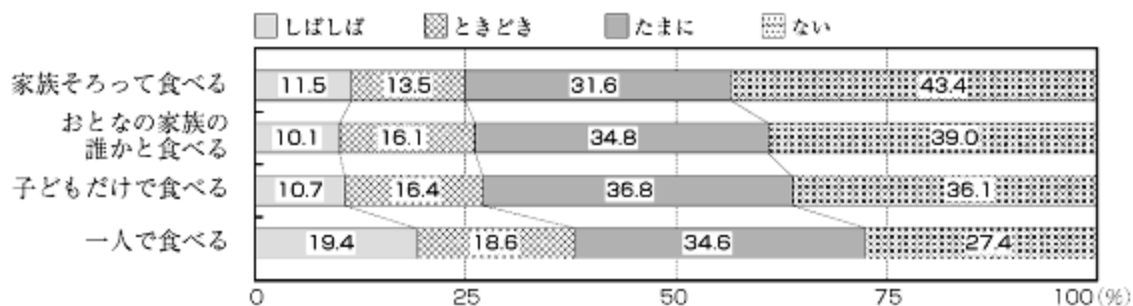
出典：国民健康・栄養調査（昭和63年・平成5・17年、厚生労働省）

表 4 9 小・中学生の朝食の共食状況



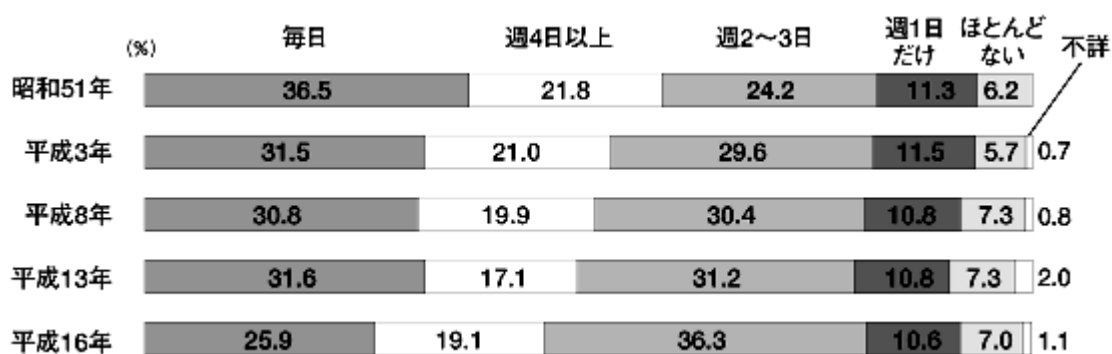
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

表 5 0 小・中学生の朝食の共食状況と不定愁訴との関係



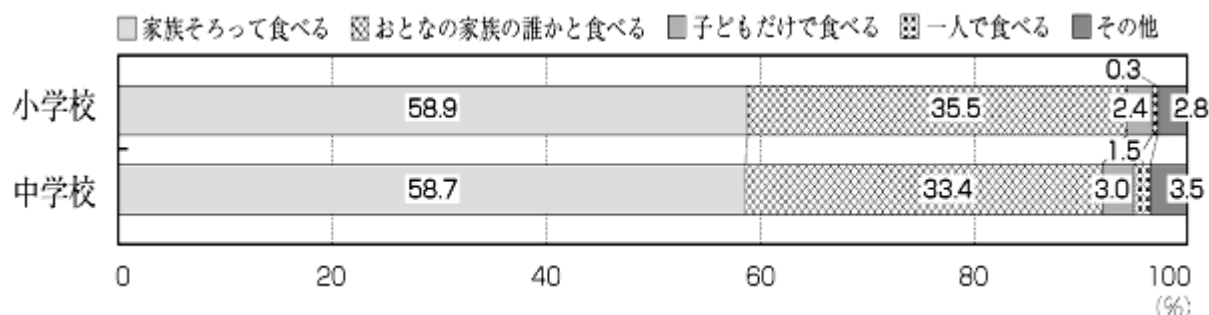
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

表 5 1 18 歳未満の者がいる家庭における夕食の共食状況（年次推移）



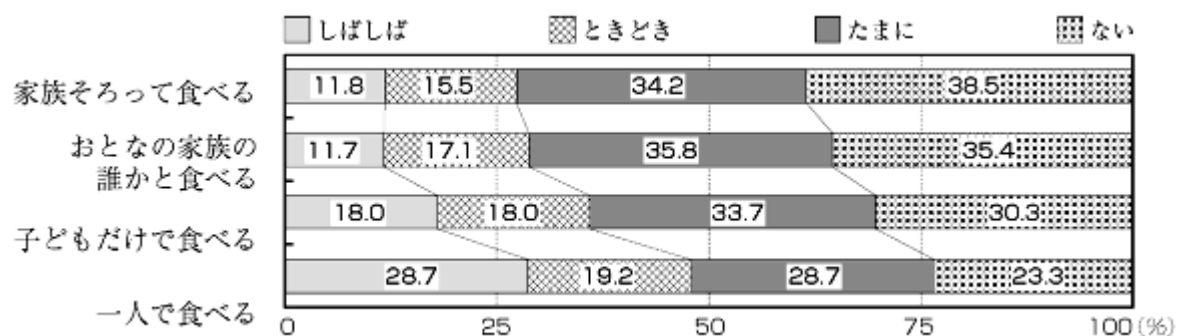
出典：全国家庭児童調査（平成16年度、厚生労働省）
児童環境調査（～平成13年度、厚生労働省）

表 5 2 小・中学生の夕食の共食状況



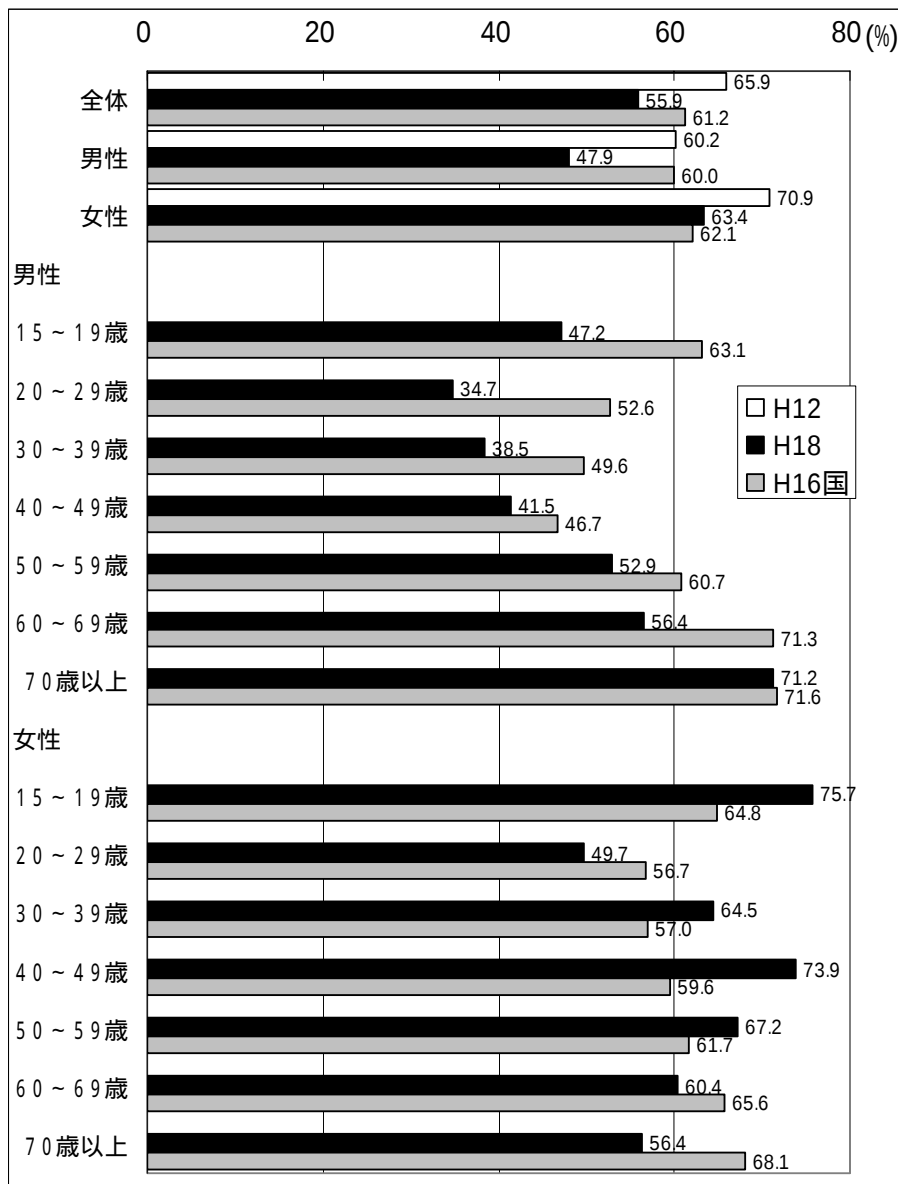
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

表 5 3 小・中学生の夕食の共食状況と不定愁訴との関係



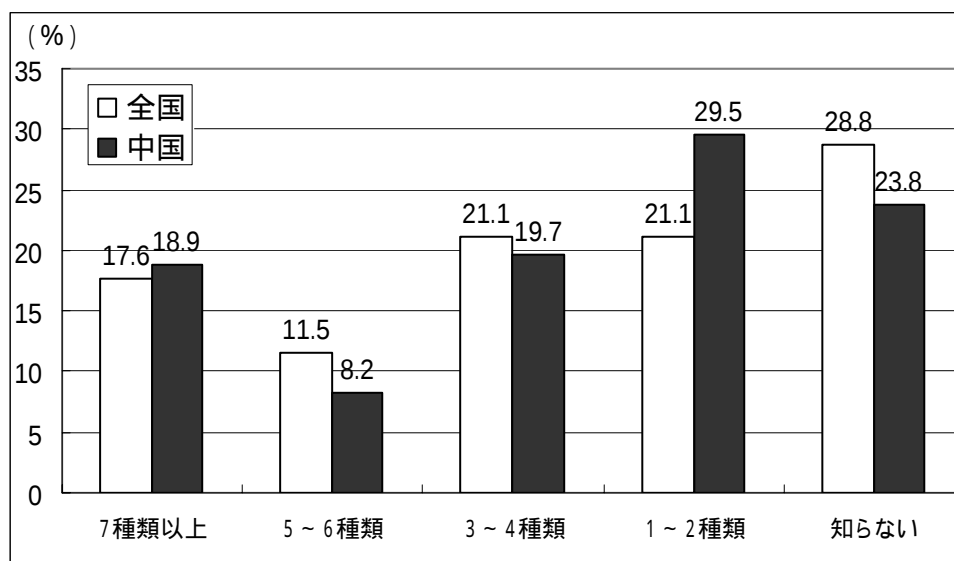
出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

表 5 4 広島市における 1 日最低 1 食、きちんとした食事を家族等 2 人以上で楽しく、
30 分以上かけてとる人の割合（年次推移）



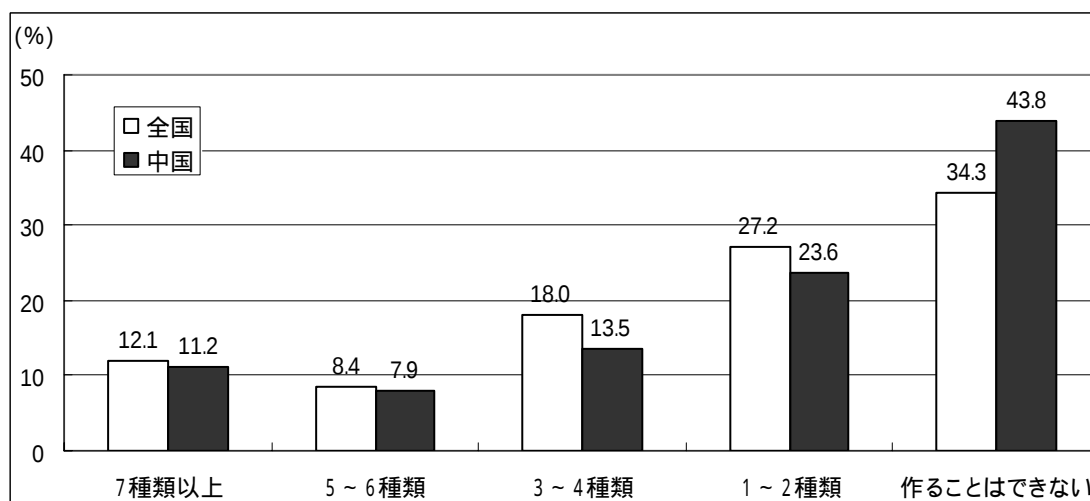
出典：市民健康実態調査（平成 12 年・18 年、広島市）
国民健康・栄養調査（平成 16 年、厚生労働省）

表５５ 知っている郷土料理・伝統食の数



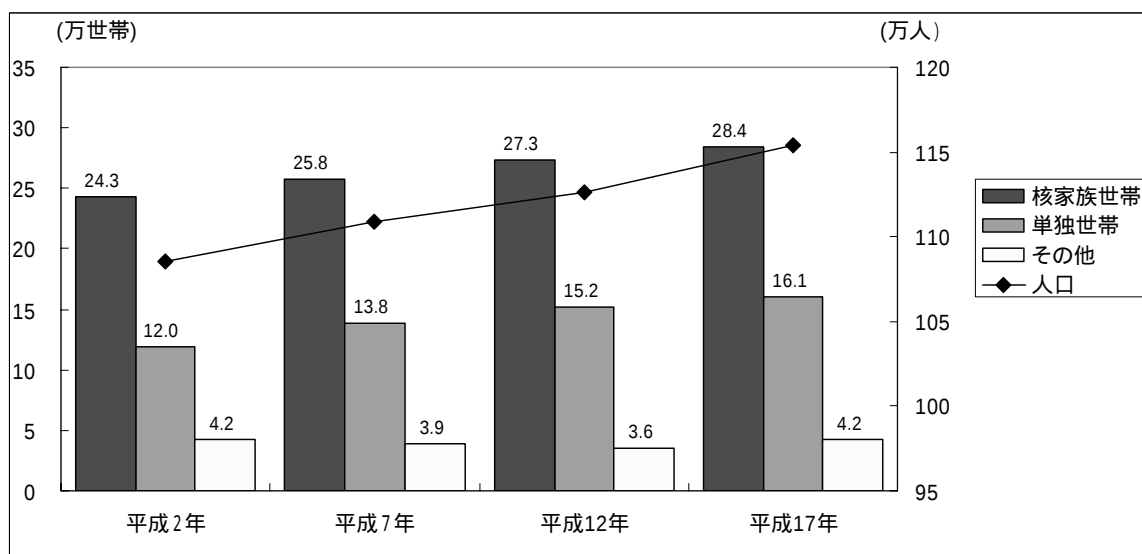
出典：食育に関する意識調査（平成１９年、内閣府）

表５６ 作る事のできる郷土料理・伝統食の数



出典：食育に関する意識調査（平成１９年、内閣府）

表５７ 広島市における核家族世帯・単独世帯数（年次推移）

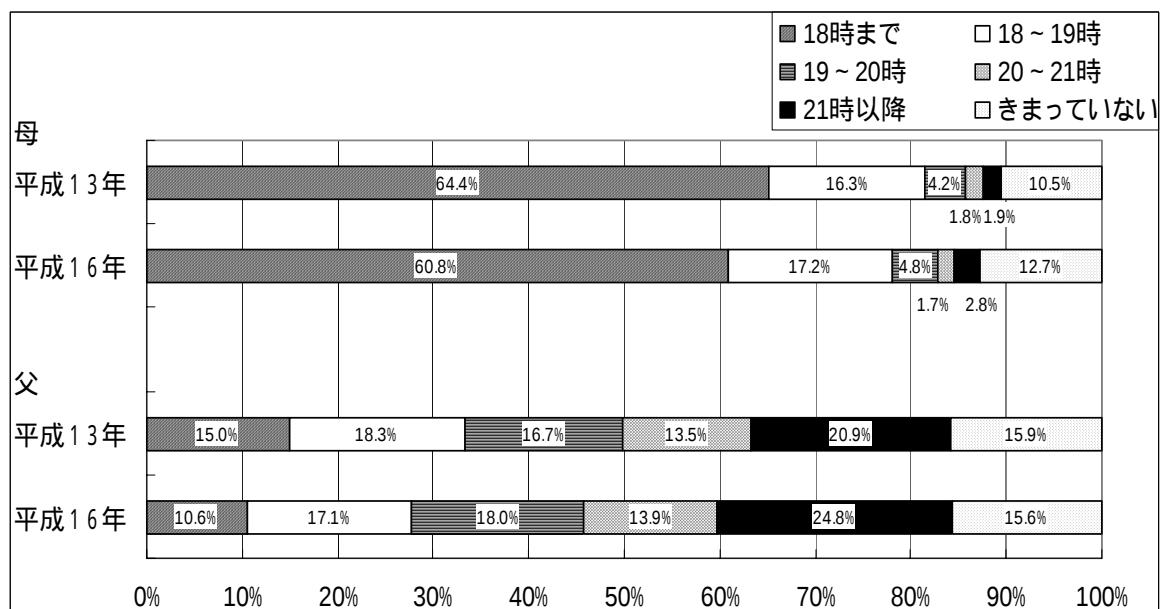


平成２年→平成１７年増加率

総世帯数：120.2%、単独世帯：134.4%、核家族世帯：116.7%、その他：100.4%

出典：国勢調査（平成２・７・１２・１７年、総務省）

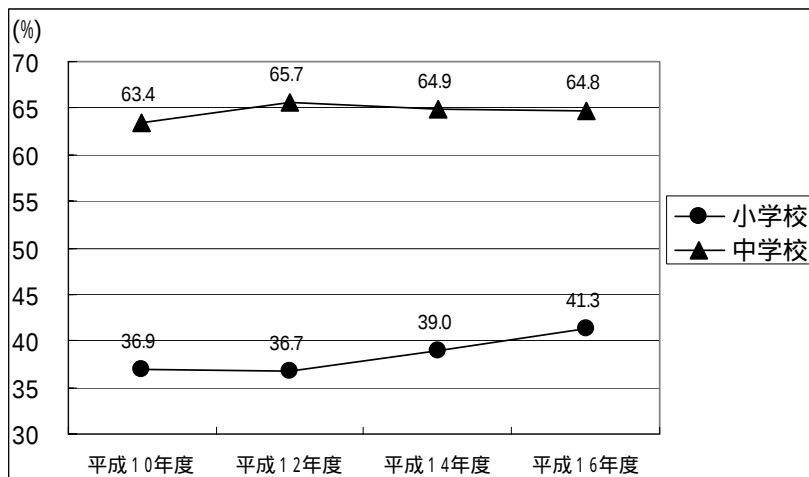
表５８ 働く父母の平日の帰宅時間（年次推移）



出典：全国家庭児童調査（平成１６年度、厚生労働省）

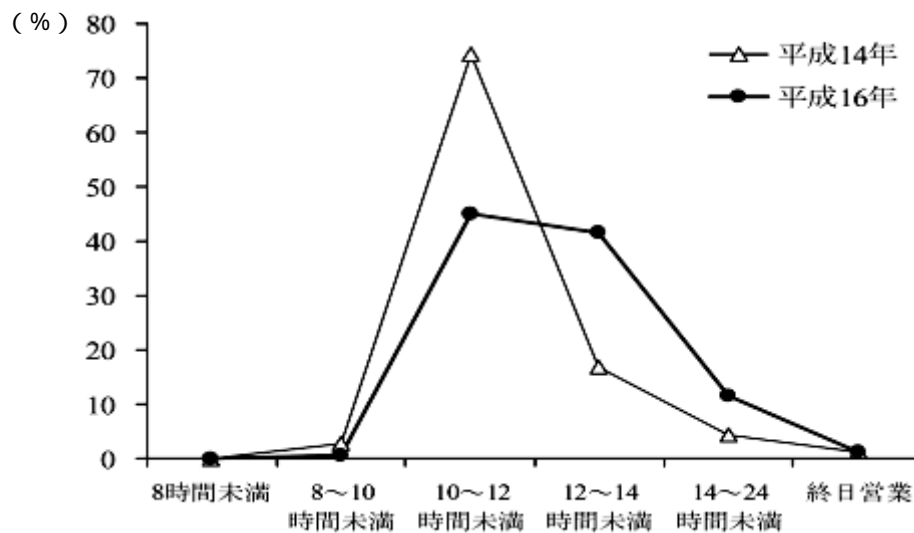
児童環境調査（平成１３年度、厚生労働省）

表 5 9 学習塾へ通っている小・中学生の割合（年次推移）



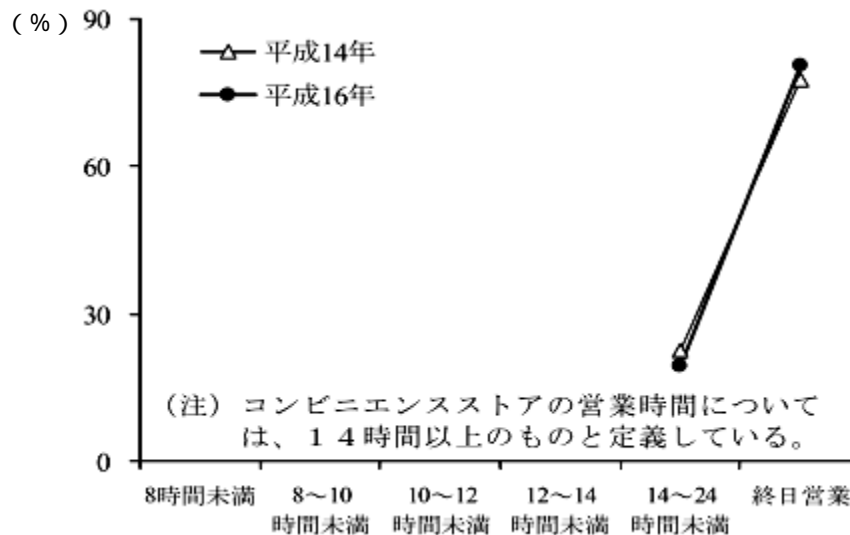
出典：子どもの学習費調査（平成 10～16 年度、文部科学省）を加工

表 6 0 総合スーパーの営業時間別事業所数の構成比比率（年次推移）



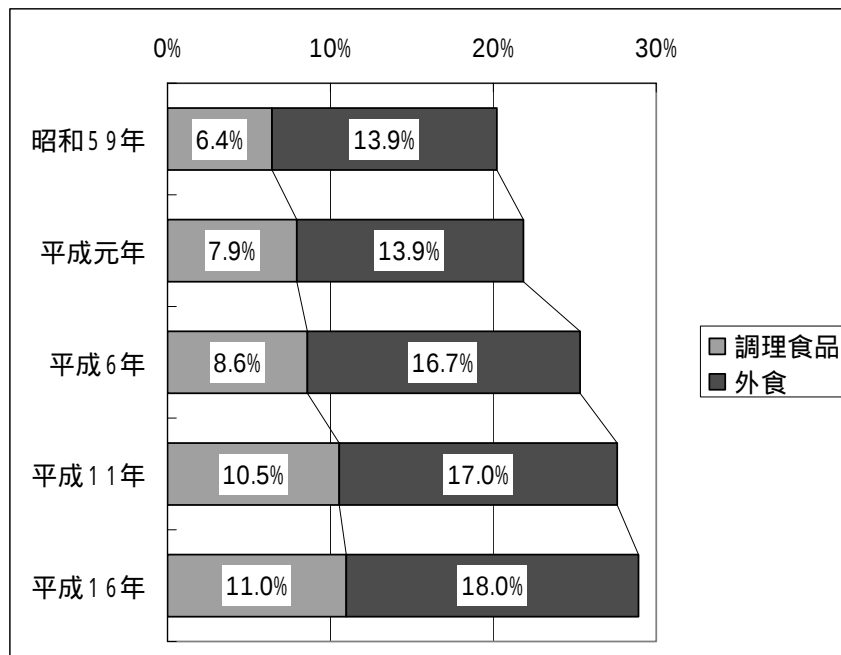
出典：商業統計調査（平成 1 6 年、経済産業省）

表 6 1 コンビニエンスストアの営業時間別事業所数の構成比比率（年次推移）



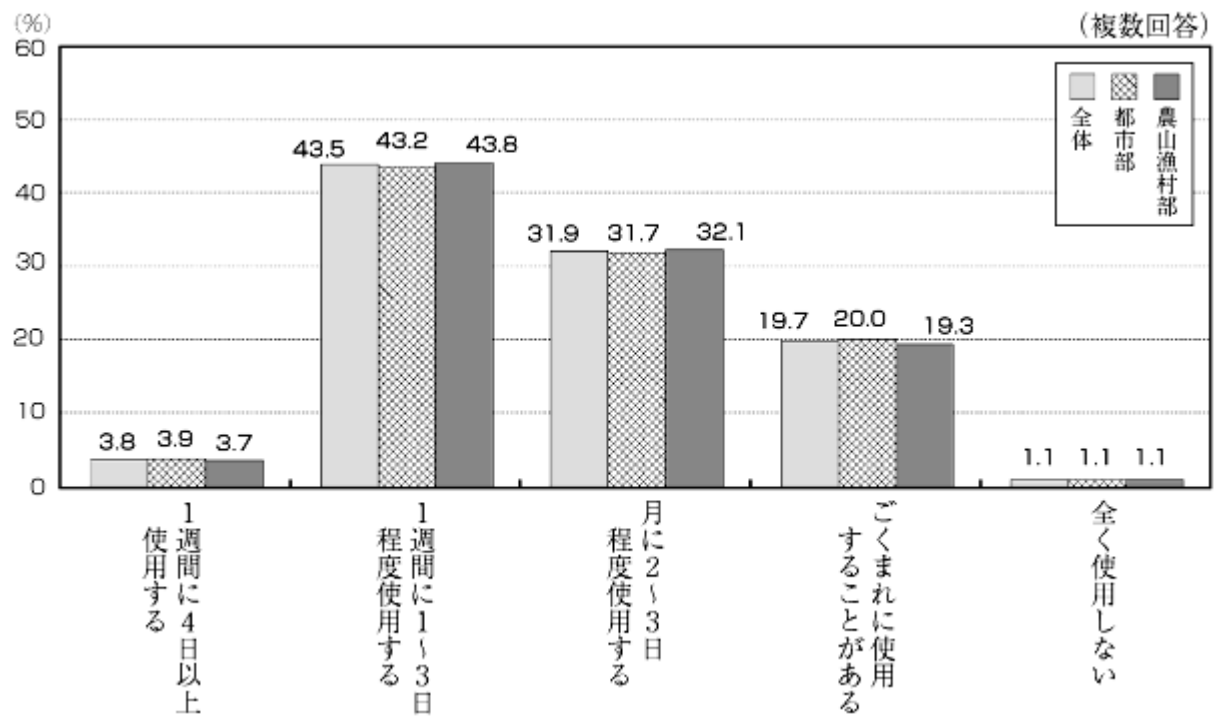
出典：商業統計調査（平成 1 6 年、経済産業省）

表 6 2 広島市における食費に占める外食・調理食品の割合（年次推移）



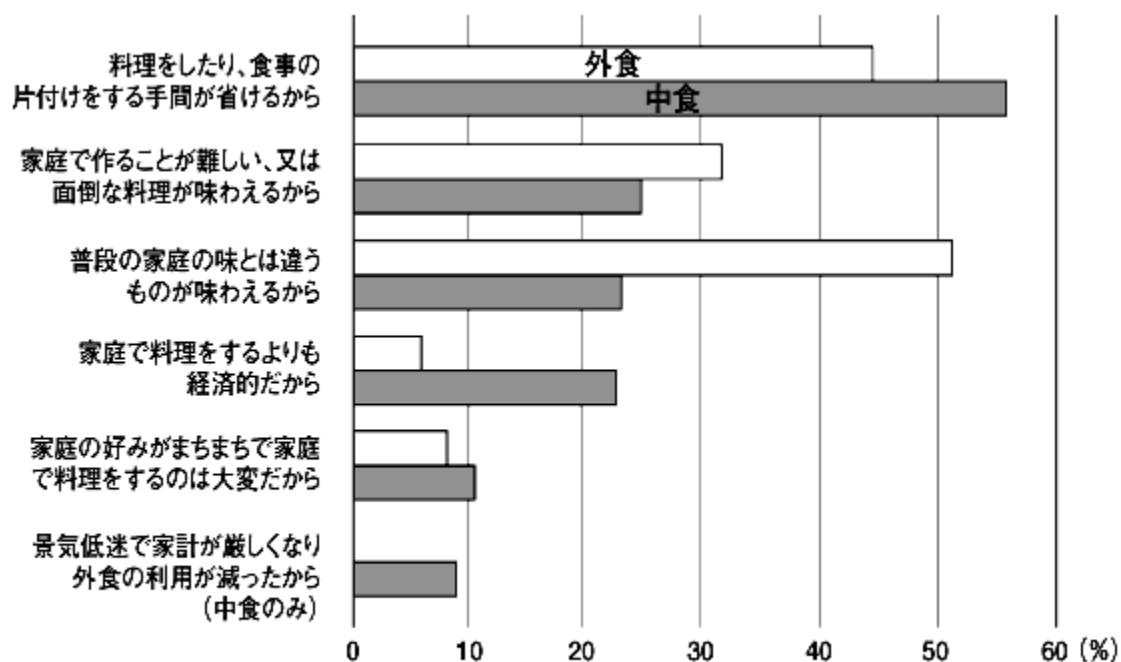
出典：家計調査年報（昭和59・平成元・6・11・16年、総務省）

表 6 3 小・中学生の保護者が調理済み食品やインスタント食品を使用する頻度



出典：児童生徒の食生活等実態調査（平成17年度、日本スポーツ振興センター）

表 6 4 中食・外食の利用頻度が増えた理由

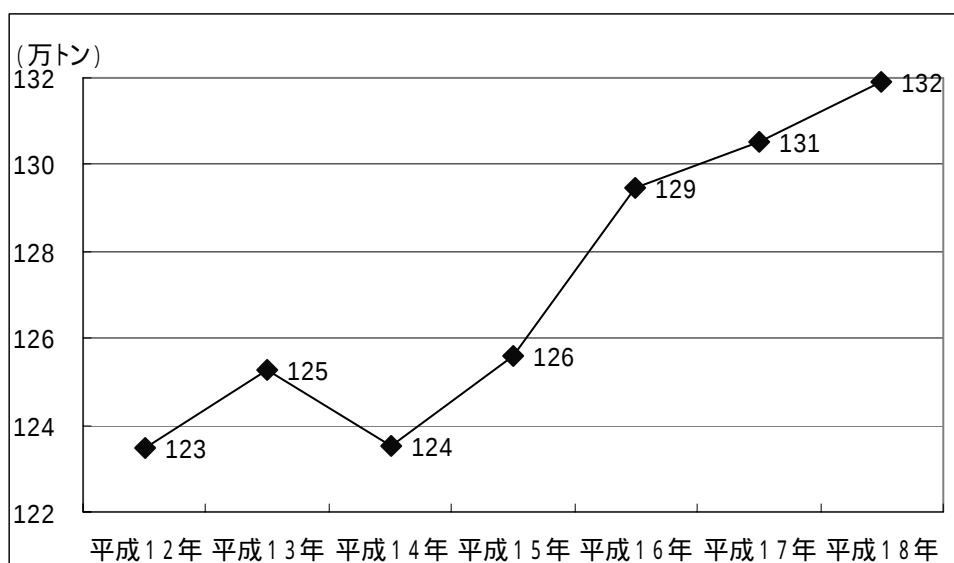


資料：農林漁業金融公庫「中食や外食の利用に関するアンケート調査」(平成15年6～7月調査)

注) 「中食」とは、総菜や持ち帰りの弁当などそのまま食べられる状態に調理されたものを家などに持ち帰って利用すること。

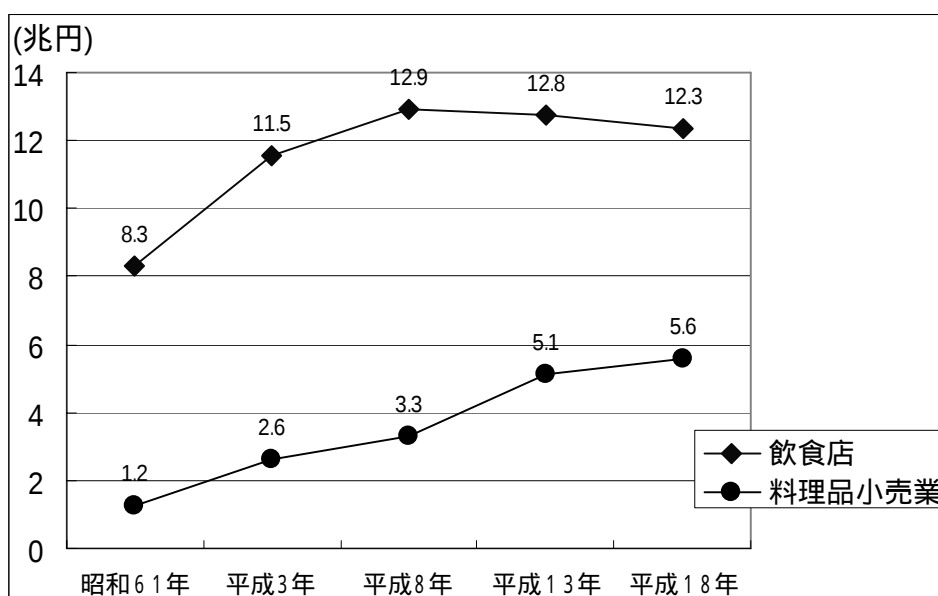
出典：中食や外食の利用に関するアンケート調査(平成15年度、農林漁業金融公庫)

表 6 5 冷凍調理食品の生産量(年次推移)



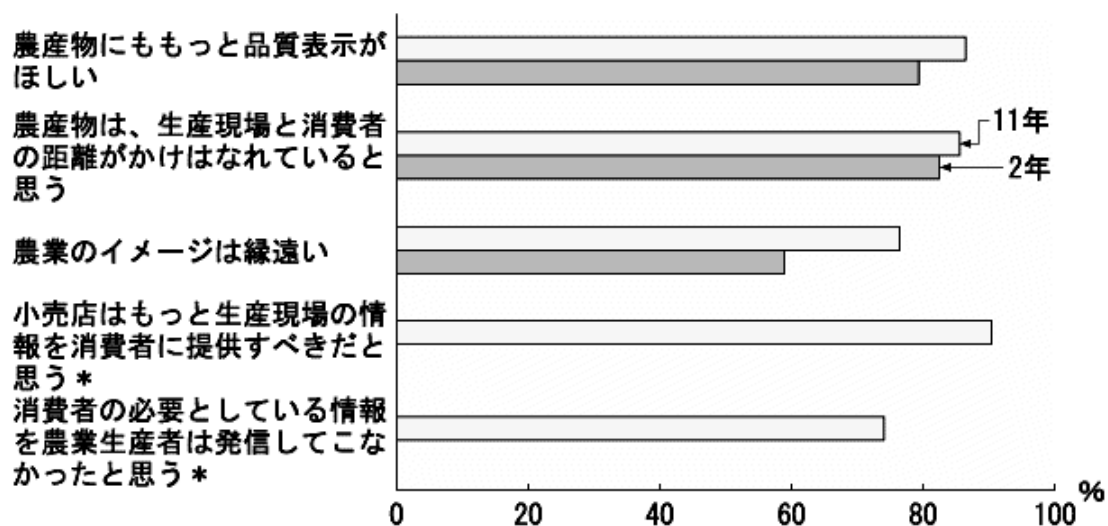
出典：食品産業動態調査(平成19年、(財)食品需給研究センター)

表 6 6 飲食店、料理品小売業の市場規模推計（年次推移）



出典：外食産業市場規模推計（平成18年、(財)外食産業総合調査研究センター）

表 6 7 消費者意識の変化（年次推移）

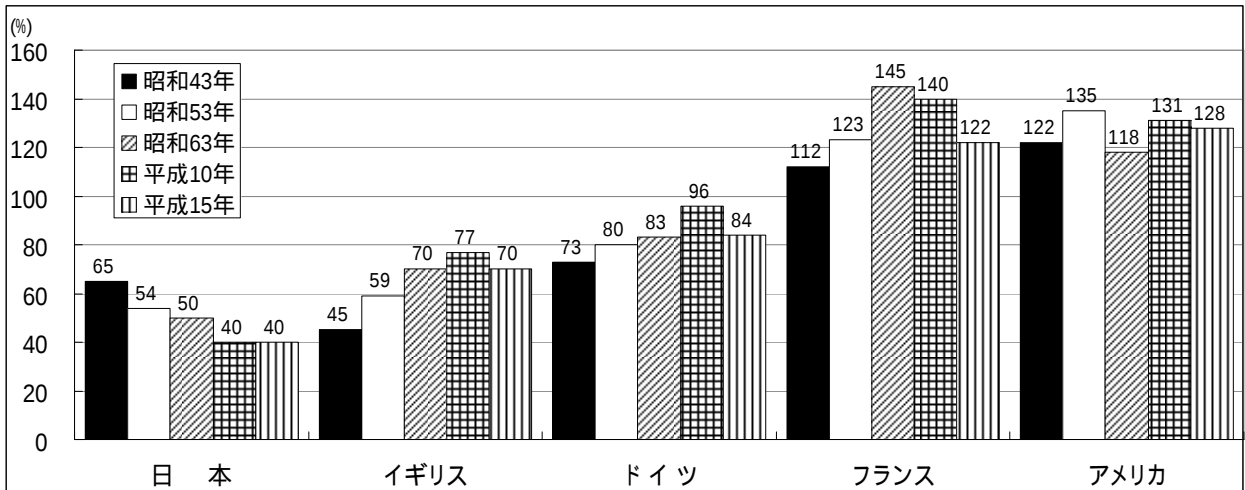


注 1) 都市生活者を対象とする調査であり、調査対象は2、11年ともに400名である。

注 2) *印は11年に新設された項目である。

出典：食と農業に関する意識調査（平成2・11年、博報堂生活総合研究所）

表 6 8 主要先進国のカロリーベースの食料自給率（年次推移）



注）農林水産省「食料需給表」、FAO を基に農林水産省で試算

出典：食料需給表（平成 1 8 年度、農林水産省）

表 6 9 広島県のカロリーベースの食料自給率

全国平均	4 0 %
広島県	2 3 %
広島市	3 %

出典：食料需給表（平成 1 7 年度、農林水産省） 広島市食料自給率は農林水産省「食料自給率早見ソフト」で試算

表 7 0 広島市における学校給食への地場産物の活用状況（食材数ベース）

全国平均	2 1 %
広島市	1 4 %

出典：栄養週報（平成 1 8 年度、広島市）

4 用語集

(本文中に * を付した用語について、五十音順で解説しています。)

あ 行

栄養教諭

食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行い、学校の食育の推進において中核的な役割を担う教諭として、学校教育法により、平成17年度(2005年度)から制度化されたもの。学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等の役割を担う。

エコクッキング

いつもは捨ててしまう野菜の葉っぱや、冷蔵庫の中に余っているものなどを工夫して料理に活用するなど、食材を無駄なく使う調理のこと。

か 行

過剰除去

果物の皮や野菜くずなど、一般的に除去されている部分以上に食材を除去すること。大根の皮の厚むきなどがこれに当たる。

可燃ごみ組成分析調査

家庭や飲食店などの事業所から排出される可燃ごみの中身を把握するために、広島市が実施している調査のこと。

きちんとした食事

毎食、主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養や摂取量のバランスがとれた食事のこと。

さ 行

市民菜園

市民に農作物の栽培体験の場を提供するとともに、農業理解の促進を図るため、都市部(市街化区域)を中心に開設された貸し農園のこと。

市民農園

市民菜園と同様の目的で開設しているもので、駐車場等を備えた規模の大きい郊外型の貸し農園のこと。

食事バランスガイド

「食生活指針」(国民が自らの食生活を見つめなおし、改善に取り組むための具体的な食生活の目標として国が策定)を具体的な行動に移すため、厚生労働省と農林水産省が策定したもの(平成17年6月)。望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで示されている。

食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに生涯における健康づくり活動を、食を通じて地域において推進しているボランティアのこと。全国で約22万人が活動している。

食品関連事業者

食品の製造・加工・卸売・小売等の事業者(食品メーカー、百貨店、スーパーマーケット、八百屋、魚屋など)や、食事を提供する事業者(食堂、レストラン、ホテル、旅館など)のこと。

食品ロス率

果物の皮や魚の骨などを除く飲食可能な部分のうち、食べ残し、大根の皮の厚むきなどによる過剰除去、腐敗や賞味期限切れなどにより廃棄されている重量の割合のこと。

すこやか食生活推進リーダー

地域において、元氣じゃけんひろしま21の推進や、健康増進・栄養改善活動を行う管理栄養士・栄養士(養成講座修了者)のこと。

た 行

地産地消

「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で、特に農林水産業の分野で使われているもの。今日の消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

な 行

中食(なかしょく)

弁当や惣菜など、家庭外で調理された食品を家庭内でとる食事形態をさす言葉で、家庭で素材から調理する意味の「内食」、レストランなど外出先で食事をする意味の「外食」との中間にある食事形態として、「中食」といわれている。

日本型食生活

昭和 50 年代半ば頃実践されていた、米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた我が国独自の食生活のこと。

は 行

8020運動（ハチマルニイマル運動）

20 本以上の歯があれば何でも食べられるという調査結果に基づき、80 歳になっても 20 本以上の歯を残すことを目指す、歯と口の健康づくり運動のこと。

「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動

幼児児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図るため、広島市立学校・幼稚園が家庭・地域と連携して推進している運動のこと。全国的には「早寝 早起き 朝ごはん運動」として展開されているが、広島市では「元気なあいさつ」も取組項目に加えて運動を展開している。

BMI (Body Mass Index)

肥満の判定に用いる体格指数のこと。 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$ 。22 を標準とし、18.5 ~ 25 未満が普通体重、18.5 未満は低体重（やせ）、25 以上は肥満とされている。

ま 行

メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群ともいう。

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、脂質異常、高血圧のうち 1 人が 2 つ以上該当する状態のこと。

もったいない精神

作ってくれた人や自然に感謝し、ものを大切にする気持ちのこと。心のこもったすばらしい言葉として、世界中で使われ始めている。

5 食育推進プログラムの内訳

(1) 実施主体（誰が）別 食育推進プログラム件数 （実件数）

学校関係者	19
保育関係者	13
保健所・保健センター・医療機関等	18
食材の生産者	4
食品関連事業者	17
栄養士・調理師団体	5
地域活動関係者	11
行政	33
計	120

実施主体の「行政」は、市立学校、公立保育園、保健所、保健センターを除いたものである。

(2) 実施場面（どこで）別 食育推進プログラム件数 （延件数）

項 目	分 類				
	家庭	学校等	地域	食の生産	食の提供
1 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進	7	17	21	—	4
2 栄養バランスのとれた食生活の推進	6	24	23	—	12
3 安全・安心な食生活の推進	3	14	9	7	2
4 感謝の念を持ち、食べ物を大切に する食生活の推進	4	17	12	14	4
5 食事マナーなどに気をつけた食 生活の推進	6	8	6	—	—
6 食卓を囲む家族の団らんなど、 楽しく食事をする食生活の推進	6	13	10	—	—
7 地場産の食材を使った料理や食 文化を伝承する食生活の推進	5	21	16	4	5
8 我が国や世界の食料事情、環境 問題に配慮した食生活の推進	1	1	5	6	3
計	38	115	102	31	30

(3) 対象者（誰に）別 食育推進プログラム件数 （延件数）

項 目 \ 分 類	市民 全般	乳幼児	児童 生徒	保護者	青・ 壮年	高齢者
1 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進	14	9	18	25	5	1
2 栄養バランスのとれた食生活の推進	29	10	19	20	5	3
3 安全・安心な食生活の推進	16	4	12	7	1	1
4 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進	23	11	21	10	1	2
5 食事マナーなどに気をつけた食生活の推進	1	11	11	12	—	—
6 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進	5	10	10	16	1	1
7 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	20	9	24	13	4	2
8 我が国や世界の食料事情、環境問題に配慮した食生活の推進	12	1	4	2	—	—
計	120	65	119	105	17	10

(4) 行政と民間別 食育推進プログラム件数 （延件数）

項 目 \ 分 類	行政	民間
1 規則正しい食事のリズムによる食生活の推進	27	16
2 栄養バランスのとれた食生活の推進	34	26
3 安全・安心な食生活の推進	23	9
4 感謝の念を持ち、食べ物を大切にする食生活の推進	25	19
5 食事マナーなどに気をつけた食生活の推進	11	6
6 食卓を囲む家族の団らんなど、楽しく食事をする食生活の推進	13	11
7 地場産の食材を使った料理や食文化を伝承する食生活の推進	29	15
8 我が国や世界の食料事情、環境問題に配慮した食生活の推進	7	7
計	169	109

(5) 計画の目標を実現するための「三つの視点」と「四つの方法」
ごとの食育推進プログラムの内訳

三つの視点 四つの方法	1 より良い生活習慣を形成し、食事のリズムを整えるための取組	2 安全・安心で、栄養バランスのとれた適量の食事をするための取組	3 感謝の念を持ち、楽しく食事をするための取組
1 「食への関心」を高めるための取組 (実件数：22件、三つの視点に分類した場合の延件数：38件)			
ホームページやイベント等による食育に関する幅広い情報提供	8	11	9
食の大切さの意識を醸成するための「朝ごはんキャンペーン」、「わ食の日」などキャンペーンの実施	3	3	4
2 「食への感謝の念や理解」を深めるための取組 (実件数：32件、三つの視点に分類した場合の延件数：50件)			
農業漁業体験機会の提供や産地見学会の実施		6	12
学校等における栽培体験の実施とその支援		6	9
リーフレット等の配布による地場産を使った料理やエコクッキング等の情報提供			4
地場産を使った料理やエコクッキング等の調理体験機会の提供		5	8
3 「食に関する知識と食を選択する力の習得」を支援するための取組 (実件数：66件、三つの視点に分類した場合の延件数：143件)			
学校だよりやリーフレット、料理レシピの配布による情報提供	13	14	11
講習会など学習機会の提供や調理体験機会の提供	18	22	20
学校における指導体制の確立による食育の推進	6	10	8
給食時間等を活用した食指導の実施		4	5
栄養相談機会の提供	5	4	3
4 「健全な食生活の実践」の継続を支援するための取組 (実件数：19件、三つの視点に分類した場合の延件数：25件)			
食品販売店、飲食店等での栄養バランスのとれた料理、惣菜の提供		4	
食品販売店、飲食店等での食事バランスガイドのサービング表示や栄養成分表示など、食品を選択するための情報の提供	1	8	1
食品販売店での地場産物コーナーの設置や地場産を使用する飲食店の増加		1	6
食品販売店で食品の量り売りやばら売りの実施		1	3

登 録 番 号	広 X 3 - 2 0 0 7 - 3 4 9
名 称	広島市食育推進計画
主 管 課 所 在 地	広島市教育委員会学校教育部企画課 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号 (〒730-8586) TEL 082-504-2716
発行年月日	平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 3 月